

令和4年第4回飛騨市議会定例会議事日程

令和4年9月14日 午前10時00分開議

日程番号	議案番号	事 件 名
第1		会議録署名議員の指名
第2	議案 第95号	飛騨市空家等の適正管理及び措置等に関する条例について
第3	議案 第96号	飛騨市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
第4	議案 第97号	飛騨市税条例等の一部を改正する条例について
第5	議案 第98号	裁判上の和解について
第6	議案 第99号	字区域の変更について(宮川町大無雁・落合V地区)
第7	議案 第100号	飛騨市林業・木工技術者等修学資金貸与条例の一部を改正する条例について
第8	議案 第101号	飛騨市肉用繁殖雌牛導入基金条例及び飛騨市乳用牛導入基金条例の一部を改正する条例について
第9	議案 第102号	飛騨市地域産業振興施設条例の一部を改正する条例について
第10	議案 第103号	飛騨市市営住宅条例等の一部を改正する条例について
第11	議案 第104号	令和4年度飛騨市一般会計補正予算(補正第3号)
第12	議案 第105号	令和4年度飛騨市国民健康保険特別会計補正予算(補正第1号)
第13	議案 第106号	令和4年度飛騨市介護保険特別会計補正予算(補正第1号)
第14	議案 第107号	令和4年度飛騨市公共下水道事業特別会計補正予算(補正第1号)
第15	議案 第108号	令和4年度飛騨市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算(補正第1号)

令和4年第4回飛騨市議会定例会議事日程

令和4年9月14日 午前10時00分開議

日程番号	議案番号	事 件 名
第16	議案 第109号	令和4年度飛騨市農村下水道事業特別会計補正予算(補正第1号)
第17	議案 第110号	令和4年度飛騨市下水道汚泥処理事業特別会計補正予算(補正第1号)
第18	議案 第111号	令和4年度飛騨市情報施設特別会計補正予算(補正第1号)
第19	議案 第112号	令和4年度飛騨市水道事業会計補正予算(補正第1号)
第20	認定 第1号	令和3年度飛騨市一般会計歳入歳出決算の認定について
第21	認定 第2号	令和3年度飛騨市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
第22	認定 第3号	令和3年度飛騨市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
第23	認定 第4号	令和3年度飛騨市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
第24	認定 第5号	令和3年度飛騨市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
第25	認定 第6号	令和3年度飛騨市特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
第26	認定 第7号	令和3年度飛騨市農村下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
第27	認定 第8号	令和3年度飛騨市個別排水処理施設事業特別会計歳入歳出決算の認定について
第28	認定 第9号	令和3年度飛騨市下水道汚泥処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について
第29	認定 第10号	令和3年度飛騨市駐車場事業特別会計歳入歳出決算の認定について
第30	認定 第11号	令和3年度飛騨市情報施設特別会計歳入歳出決算の認定について

令和4年第4回飛騨市議会定例会議事日程

令和4年9月14日 午前10時00分開議

日程番号	議案番号	事 件 名
第31	認定 第12号	令和3年度飛騨市給食費特別会計歳入歳出決算の認定について
第32	認定 第13号	令和3年度飛騨市水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算の認定について
第33	認定 第14号	令和3年度飛騨市国民健康保険病院事業会計決算の認定について
第34		一般質問

○出席議員（13名）

1番	小水	笠	原	美	保	子
2番	谷		上	雅		廣
3番	上		口	敬		信
4番	井	ケ	吹	豊		孝
5番	澤		端	浩		二
6番	住			史		朗
7番	徳		田	清		美
8番	前		島	純		次
9番	野		川	文		博
10番	籠		村	勝		憲
11番	高		山	恵	美	子
12番	葛		原	邦		子
13番			谷	寛		徳

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

市長	都		竹	淳		也
副市長	湯	之	下	明		宏
教育長	沖		畑	康		子
総務部長	谷		尻	孝		之
企画部長	森		田	雄	一	郎
市民福祉部長	藤		井	弘		史
商工観光部長	畑		上	あ	づ	さ
農林部長	野		村	久		徳
環境水道部長	横		山	裕		和
教育委員会事務局長	野		村	賢		一
危機管理監	高		見	友		康
財政課長	上		畑	浩		司
病院事務局長	佐		藤	直		樹
宮川振興事務所長	平		田	直		久
神岡振興事務所長	三		井	大		輔

○職務のため出席した事務局員

議会事務局長	岡		田	浩		和
書記	倉		坪	正		明
	渡		辺	莉		奈

（ 開会 午前10時00分 ）

◆開会

◎議長（澤史朗）

皆さんおはようございます。本日の出席議員は全員であります。

それでは、ただいまから本日の会議を開きます。本日の議事日程及び質疑・一般質問の発言予定者は、配付のとおりであります。

◆日程第1 会議録署名議員の指名

◎議長（澤史朗）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、10番、野村議員、11番、籠山議員を指名いたします。

◆日程第2 議案第95号 飛騨市空家等の適正管理及び措置等に関する条例について
から

日程第33 認定第14号 令和3年度飛騨市国民健康保険病院事業会計決算の認定について

日程第34 一般質問

◎議長（澤史朗）

日程第2、議案第95号、飛騨市空家等の適正管理及び措置等に関する条例についてから日程第33、認定第14号、令和3年度飛騨市国民健康保険病院事業会計決算の認定についてまでの32案件につきましては会議規則第35条の規定により一括して議題といたします。32案件の質疑と併せて、これより日程第34、一般質問を行います。

それでは、これより順次発言を許可いたします。最初に2番、水上議員。

〔2番 水上雅廣 登壇〕

○2番（水上雅廣）

皆さんおはようございます。議長のお許しをいただきましたので、質問に入らせていただきますけれども、初めての一番くじを引きまして、一番がこのように緊張するものだとは、つゆ知らず、ぬか喜びでありましたので、緊張しながら、少し動じるかもしれないですが、よろしく願いいたします。

まずは、広葉樹のまちづくりに関してお尋ねをしていきたいと思っております。飛騨市が取り組む広葉樹のまちづくりは、平成27年度に取り組みを本格化させて以来、本年度で8年目を迎えています。これまでに、第三セクター、株式会社飛騨の森でクマは踊るや、飛騨市広葉樹活用推進コンソーシアムを設立し、他の地域にはない飛騨市独自の広葉樹の流通と高付加価値化の仕組みづくりを目指しているというふうに理解しています。

そんな中、昨年3月頃から起こった世界的な木材需給の逼迫、いわゆるウッドショックの影響や、SDGsに代表される持続可能な地域づくりへの関心の高まりから、国内における国産材活用の気運が高まってきたように感じられます。比較的規模の大きな家具メーカーでも国産材回帰の動きがあると聞くなど、広葉樹のまちづくりにとって追い風と言うべき状況にもなってきてい

るのではないかなというふうに思います。

一方で、飛騨市がこれまでに広葉樹のまちづくりに投資した事業費は決して少なくはありません。決算資料を見ると、令和元年度は約1,800万円。令和2年度は約2,800万円。令和3年度は約2,600万円。これは環境政策審議会の資料から抜粋させていただいています。それらの公費が投入されています。

どのような事業であっても投資に対する成果は否が応でも求められるもので、市が行う事業であればなおさらその成果を明確にし、市民に説明をされなければならないというふうに考えます。

「全国でも前例のない取り組みであるから」という中で、毎年関連する新たな事業が実施され予算も大きくなっている中で、広葉樹のまちづくりのさらなる推進に向け、並々ならぬ熱意は伝わってはくるものの、どの程度の成果が得られているのか、一定の成果が得られているのか、市民の疑問や期待に応えられているのか、そういった疑念や不安は拭えません。

ある程度の成果は得られているというふうに推測はするものの、市民に理解を深めてもらうためにも、これまでの取り組みの実績や成果、その内容を広く市民に示していただくべきであるというふうに思います。

併せて、今後、市が政策としてこの取り組みをどういうふうに発展させていくのか、中長期的な視点に立ってビジョンを示していくことも重要ではないかと考えます。そうしたことを含めて、次の点についてお尋ねします。

まず1つ目ですが、株式会社飛騨の森でクマは踊る設立以降の具体的な成果についてお尋ねをしたいと思います。株式会社飛騨の森でクマは踊るを設立してから、月日が経つのは早いもので8年目に入っています。当該法人は、単に家具や内装木質化といった案件受注にとどまらず、それらに関連した滞在交流や、様々なメディア媒体を通じた情報発信など、その活動は多岐に渡っていると理解していますが、設立後これまでの具体的な成果についてお伺いをいたします。

次に飛騨市広葉樹活用推進コンソーシアムの具体的な成果についてお尋ねをいたします。令和2年度に設立された飛騨市広葉樹活用推進コンソーシアムは、川上から川下の事業者が参加し、広葉樹のまちづくりの取り組みを推進するということで立ち上げられ、これまでにはない仕組みを実現するという強い意志があったと思います。設立してから間もなく、その成果が一朝一夕に得られるものではないと思いますが、今後の期待も込めて設立後、これまでどのような成果が得られているのかお伺いをいたします。

3つ目、中長期的視点による広葉樹の育成について。本年度当初予算において、天然林施業と広葉樹材の安定供給体制を構築することを目的に、市単独の新たな補助制度を創設し、本年度後半からの運用を検討しているとの説明があり、予算も1,000万円計上されています。その制度設計について今現在どのようになっているのでしょうか。また、持続可能な林業経営のためには、伐採と育成両方への取り組み、支援も必要だと考えますが、中長期的な広葉樹の育成についてのお考えを伺います。

4点目、小規模森林整備の促進についてお尋ねをしたいと思います。市は広葉樹の施業も含め、小規模森林整備の促進事業として、県単自伐林家型地域森林整備事業補助金の採択を要件にかさ上げ補助をしています。自伐林家の育成や林内作業機械への補助などを含め、今後どのように進めようとしていらっしゃるのかお伺いしたいと思います。

5点目、広葉樹のまちづくりのさらなる推進に向けた市のビジョンについてお尋ねしたいと思います。広葉樹のまちづくりは、令和2年度のコンソーシアム設立以降、ウッドショックによる国産材回帰などの動きも踏まえると、新たなステージに入っているのではないかというふうに思います。

また、この取り組みは民間事業者のみではなく、市をはじめとする関係行政機関も一緒になって広葉樹という資源の活用により、持続可能な地域モデルを目指すところに大きな価値があるというふうに考えています。その先にはやはり森林所有者への利益還元があると思いますが、広葉樹のまちづくりの新たなステージにおける市の基本的な考え、ビジョンについて考えを伺いたしたいと思います。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ声あり）

※以下、この「議長」と呼ぶ声の表記は省略する。

◎議長（澤史朗）

野村農林部長。

※以下、この議長の発言者指名の表記は省略する。

〔農林部長 野村久徳 登壇〕

□農林部長（野村久徳）

1点目の株式会社飛驒の森でクマは踊るの具体的成果についてお答えいたします。平成27年度に第三セクターとして設立し、本年で8年目を迎えている株式会社飛驒の森でクマは踊る、通称ヒダクマは、これまでチップ用材として取引されていた広葉樹を活用し、地域の林業、木材事業者、木工作家等と連携することで、都市部のオフィスや店舗、公共施設等の家具や什器、内装材などの案件を受注し、製作・納品することを主な事業としております。

創業から昨年末までの7年間の累計売上は4億5,860万円となっており、令和元年度からは毎年1億円程度の売上を達成しております。

また、役員を含めて現在10名が勤務しており、若い人材の雇用創出や移住者の増加にも貢献しています。こうした若い社員の視点でヒダクマから発信されるメールマガジンは月に8,000人を超え、自社のWebサイトやSNSなども含めて、ヒダクマのみならず広葉樹のまちづくりに関する様々な情報を積極的に発信しています。

こうした情報発信が功を奏し、平成31年度には東海農政局、ディスカバー農山漁村の宝の優良事例にされるなど、これまで経済産業省、林野庁、環境省それぞれの白書でも先進事例として取り上げられております。

また、視察も含め、ヒダクマが実施する合宿やイベント、ツアーは飛驒市の関係人口拡大や宿泊者増にも貢献しています。具体的にはヒダクマが運営するF a b C a f e H i d aの宿泊実績は、平成29年に宿泊許可を取得して以来、昨年末までの5年間で2,074人泊となっているほか、人数の多い合宿やツアーの際には市内の宿泊施設に送客、紹介しているため、その実績も含めると6,222人泊の市内宿泊を生み出しております。

このように、ヒダクマは今ほど申し上げた具体的な成果を上げながら、今もそのネットワークを拡大中です。今後も、ものづくりを通じて飛驒の文化と広葉樹の可能性を全国に発信する企業としてさらなる事業拡大を期待しております。

2点目の飛騨市広葉樹活用推進コンソーシアムの具体的成果についてお答えします。コンソーシアムは、木を切る人から使う人、いわゆる川上から川下までの事業者と行政により令和2年6月に設立されました。

小径、曲がり、節があるなどの理由で家具用材などと比較して価格の安いチップとして市外に流出していた広葉樹を、関係事業者の相互協力の下で家具用材などの価値の高い材として販売、活用していくことを目的としています。広葉樹は針葉樹のような全国的な流通が確立されていないため、コンソーシアム設立以降、一貫して飛騨市独自の広葉樹サプライチェーンの構築を目指しております。

コンソーシアムの成果につきましては、広葉樹は普通、秋から春にかけて伐採するため、令和2年と令和3年の実質2年間の実績しかありませんが、こちらも具体的な数値でお答えいたします。まず、この期間にコンソーシアムが独自の仕組みにより家具等の用材として販売した原木の合計は約370立米となっております。この数量はコンソーシアムが定めた当面の目標数量である年間100立米を大きく超えるものであり、現在までのところ順調に事業が推移していると評価しております。

また、原木の売上に関しては、取扱数量の3分の2にあたる247立米が曲がりや節、小径など、これまでチップになっていた品質の原木であることから、チップ用材との価格差、おおよそ207万円がこれまでと比較して多く森林所有者に還元できたと考えています。加えて、その約6割にあたる146立米は市内事業者が購入し製材や家具等木製品として加工、販売されており、チップ用材として山から直接市外に販売されていたこれまでと比較すると、地域内において新たな経済循環を生んでいるものと考えております。

3点目の中長期視点による広葉樹の育成についてお答えします。飛騨市には森林の約7割を占める広葉樹天然林があります。林齢別の内訳を見ると60年生～100年生が最も多く、市内民有林の広葉樹における全蓄積の約80%を占めています。

一方、40年生以下の森林は全蓄積の1%に過ぎず、資源構成に大きな偏りがあることが分かりました。木を早く育てるには間伐が必要ですが、これまで市有林で行った実証試験により、枝葉が大きく広がった広葉樹は、伐採する際に隣の木に引っかかるなどの物理的な理由により作業が困難となる課題も見つけられました。

また、全国で被害が広がっていると言われるナラ枯れ被害についても、こうした高齢級の森林で被害が広がりやすいことも知られています。そのため、こうした森林での択伐など、ある程度収穫を目的とした森林整備を行うことが必要であると考え、本年度事業として必要な予算をお認めいただいたところです。

現在、専門家の指導を仰ぎながら新たな補助制度の準備を進めているところであり、広葉樹伐採が始まる11月からの運用を目指しております。

また、議員ご指摘の広葉樹育成につきましては、対象となる林齢の若い森林が市内には僅かしか存在しないことから、これまで考えてはおりませんでした。が、長期的視点に立てば、価値の高い森づくりを行うためには伐採後の森林において適切な手入れを行うことが重要であると考えられることから、来年度に向け必要な取り組みを検討してまいります。

4点目の小規模森林整備の促進についてお答えします。現在、飛騨市における森林整備は、条

件がよく経営に適する森林は、飛騨市森林組合などの林業事業者が森林経営計画を策定し、国県の補助を活用して大規模で効率的な森林経営を行う一方、条件が悪く経営に適さない森林については森林環境譲与税を活用し、市が主体となった森林整備を実施することを基本としております。

ただし、条件が良い森林であっても、国県の補助を受けるには一定面積以上の集約化が必要であるため、規模が小さく国県補助対象とならない森林についても整備が進むよう、県単独の自伐林家型地域森林整備事業が設けられております。市といたしましても、引き続き当該事業へのかさ上げ補助を継続して実施することで、小規模森林整備の推進に取り組んでまいりたいと思っております。

また、飛騨市において林業技術者不足という課題が顕在化している現状も踏まえ、今後は自伐林家を含む小規模林業事業者の育成も小規模森林整備の推進のためには重要であると考えています。まずは他地域の事例など情報収集を行うところから進めてまいります。

5点目の広葉樹のまちづくり推進に向けた市のビジョンについては、2つの視点からお答えします。まず1点目ですが、広葉樹を取り巻く状況は、ここ数年で特に国産材の再評価という点で大きく変わったと受け止めています。また、木材流通関係者からは、国産広葉樹の多くを産出する地域においても、これまでのような太くて真っすぐな良質材の出材は困難になっていると伺っています。

一方で、国内には豊富な広葉樹資源を有しながら、その活用が十分に進んでいない地域もあり、今後は需要に牽引される形で広葉樹生産が行われる可能性があると考えているところです。

これらの地域は市にとっては競合相手とも言えますが、むしろ連携することで、現在の取り組みをより発展させることができると考えています。その理由として、広葉樹は生産性を優先し品種改良を重ねてきた針葉樹と異なり多種多様で、樹種によって色や硬さ、形なども違うため、飛騨市だけでは同じ品質の材を一定量確保することが難しいことが挙げられます。

また、広葉樹は家具や什器、玩具、建築内装など様々な分野に利用されますが、樹種によって向き不向きがあるため、ニーズが多様化し、飛騨市単独ではそのニーズに応えきれない場合があることも、これまでの取り組みから明らかになってきました。

こうした課題を解決するために、今後は他地域と積極的に連携、協働し、広葉樹の相互融通やアイデアの共有など、様々な地域の強みを共有し、弱みを補い合う関係性を築き、今後、拡大が予測される国産広葉樹の市場に柔軟に対応できる体制づくりに努めてまいります。

次に2点目ですが、議員ご指摘のとおり、飛騨市広葉樹のまちづくりは、民間事業者単独の取り組みではなく、広葉樹を活かすために必要なプレイヤーが同じ目的に向かって連携し、市も伴走者として加わるなど、地域が一体となって推進している点が特徴です。特に市が現在進めている大規模皆伐に頼らない収穫方法の研究や伐採後の確実な天然更新の担保に向けた調査は持続可能な森林資源の活用手法を目的にしたものです。こうした開発手法は購買者に強く訴求できる飛騨市の武器であるのご意見をいただいております。

広葉樹のまちづくりは、豊富な広葉樹資源を活用し、地域に新しい経済循環を生み出すことを目的としていますが、資源は無尽蔵に存在するわけではありません。飛騨市独自の広葉樹サプライチェーンの構築を進めながら、100年、200年先も豊かな広葉樹天然林が変わらず存在し、市の重要な産業としてその活用が図られなければなりません。そのため、市は今後も地域内のプレイ

ヤーの皆様との連携を密にし、広葉樹という地域資源の価値を高めながら持続可能な地域づくりを行う林業とまちづくりの双方において全国のモデルとなる仕組みづくりを公民連携の下で目指してまいります。

〔農林部長 野村久徳 着席〕

○2番（水上雅廣）

実績を含めて丁寧に説明をいただいたと思います。飛騨の森でクマは踊るは8年経ちました。設立当時から行き先がどういうふうになるのかなということは本当に心配をされていたと思いますし、今でも1億円という売り上げが大きいのか、小さいのか分からないところもあるんですけども、実績としてはしっかりと上げてきてということだろうと思います。

それで、一番気になったのが、宿泊者も市内の宿泊施設へ回しながら、しっかりと市内への循環も生んでこれているというようなことだと思います。そういった意味で地域貢献、あの会社は、そもそも地域に貢献したい、広葉樹のまちづくり、広葉樹を素材としてそういうものを使いながら、いろいろなアイデアであったり、取り組みで地域に貢献したいというのがそもそもだったと思うんです。そうした意味で、今実績を語っていただきましたけれども、本当に地域に根差したというか、そのような会社に捉えられてきているかどうかということが、やっぱり少し不安というか心配。そのあたりの感触なんですけど、それについてはどのような感触で思っているか、お聞かせいただきたいと思います。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□農林部長（野村久徳）

飛騨のヒダクマさんが地域にどう受けられるか、あるいは地域にどう貢献しているかということでございます。貢献について、今数字でお示ししましたとおりなんですが、やはり最初の時点での課題は非常にいろいろな方が関わっていただくということと、市外からの会社がこちらに向いて出資して作られたということで、なかなかその取り組みが見えづらかったということがあります。そうしたことも我々の反省点でございますので、今、まずその仕組みがどう見えるのかということをやりにながら、また、地域の方にも、今年の夏もちょうど河合で音楽があったんですが、その音楽の会場で使ったり、あるいは市長がいろいろなトークみたいなことをしたり、そういったことを丁寧に重ねながら、地域の理解が少しずつ広がってきているのではないかなというふうに私は認識しています。

ただ、もちろんこういった信頼とかというのは貯金みたいなものですので、今後、地域の方に受け入れられたり、喜ばれるような経済効果も出して、そういった経営ができるように、私どももしっかり伴走していきたいと考えております。

○2番（水上雅廣）

ヒダクマの取り組みでカフェがありますよね、F a b C a f eがあるんですけど、やっぱりあそこの雰囲気、異国の感じとか、それから製材とか、ものづくりに関するところの取り組みは、多分少し違うんだらうかと、市民の皆さんの見る目がどうもF a b C a f eに行くと、やっぱり感触として違うような観点になってしまうのかなというところも伺えるような気がするんです。そうしたところをしっかりと市民に分かりやすく、例えば今、河合で音楽の際にとおっしゃいま

したけれども、ほかの地域でも広葉樹を使った取り組みで、ヒダクマの取り組みみたいなのを、コンソーシアムもそうなんですけど、きっちりとPRをしていただけるような機会をもっと増やしていただければなというふうに思ったりもします。

それで、F a b C a f eはF a b C a f eでどちらかというところはお願いします。私達みたいな世代でも行きやすいような雰囲気にもしていただけるような工夫もあっていいのかなというふうに思います。その辺お願いをしたいと思います。

それから、コンソーシアムですけど、こちらのほうも市内への経済的な循環も生まれてきている森林所有者への還元も200万円出てきているような状況で、徐々に事業として成り立ちつつあるというような感覚なのかなというふうに思いますけど、1つコンソーシアム関係の地域おこし協力隊が入っていらっしゃるんですよね。広葉樹活用コンシェルジュでしたか、その方の活動とか、活躍がちょっとどうなのかなということを思ったりするので、その状況について少しお聞かせをいただければと思います。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□農林部長（野村久徳）

今ほどヒダクマ様、あるいはコンソーシアムのほうでいろいろな成果が少しずつ出てきているということを申し上げたんですが、その背景には、地域おこし協力隊で来ていただいたコンシェルジュ、及川さんが全国いろいろあらゆるところを丁寧に丁寧に、我が町の取り組みを説明していただいたおかげで、お客様が増えているということが実際のところなんです。

要は全国の国産材需要と、それから今の飛騨市の地域の材のマッチングを丁寧にさせていただいた結果ということで、実際に件数でいきますと、新しく48件のお客様と商談の機会を持つことができ、そのうち30件については実際に販売まで至ったという報告を受けております。

ですので、またコンシェルジュの方が、今後、どう自立して、この飛騨市でご活躍されるかということが何より大事なことです。我々もともに伴走しながら、しっかり経済が回るように努めてまいります。

○2番（水上雅廣）

相当大きな役割を果たしていらっしゃるということでよろしいですか。今ほど部長も言いましたが、地域おこし協力隊、これまでも何人も卒業されて、しっかりと飛騨市の中で活躍をされていらっしゃるような方もたくさんいらっしゃいます。今の方、及川さんもあと1年半ほどですか、取り組みをしていただいて、その先、しっかりとそういうことが、業というか、なりわいになって、ここに根づいていただける。そして、ともに広葉樹のまちづくり、広葉樹の推進に取り組んでいただけるような環境をぜひ作っていただきたいなというふうに思います。

広葉樹のまちづくりとは、とても息の長い、先ほど100年とか200年のという話がありましたけれども、そういう取り組みなんだろうなというふうに思います。やっぱり公民ですね、公だけでも民だけでなく、連携してしっかりと取り組んでいって、広葉樹を生かして、市内の経済循環を含めてしっかりと、いい循環を生んでいただきたい。そのような答弁でもあったと思いますし、1つ、森林環境譲与税なんですけど、これについて質問ではないんですが、森林環境譲与税は言ってみたら林政に特化した財源ではないですか。どこにも遠慮することなく、大げさな言い方をす

れば財政に影響することもなく、林政としてしっかりと話していける予算の財源なんだなというふうに思いますから、これはしっかりと無駄のないように、広葉樹についてもそうですし、針葉樹も含めてしっかりと飛騨市の森林整備に向けて、有効に活用していただきたいということをお願いさせていただきます。

次に2つ目の質問のほうに入らせていただきます。市有財産の整理についてということですが、今回、市が総合政策審議会で示した資料に未活用財産等の整理と施設の統合・売却の検討という項目があります。また、公共施設個別施設計画の中には個別設計画策定の過程で「有効に活用されていない施設を全く異なる用途に転用して生き返らせたり、施設の遊休スペースに他の機能を統合して複合施設化することにより施設数とトータルコストの減、住民サービスの質の向上につながる施設再改編の可能性について検討した。」というふうにあります。

少子高齢化が進む中、地域の活力低下はいかんともし難いというような部分もあるかと思えます。それゆえに、この地に住み続け、この地を愛し守っている人々の夢や生きがい、活躍の場を創出することが最も重要なのではないのかなというふうに思います。そうしたことを含めて何点か質問をさせていただきます。

まず、市有財産の利活用と整理等についてですが、未活用財産等の整理、施設の統合・売却の検討というふうにあります。その対象施設はいかほどあるのでしょうか。また、具体的にどのような施設を対象として考えていらっしゃるのかお尋ねをいたします。

これまでも検討はされながら、なかなか手が付けられなかった案件と認識しておりますが、その道程は厳しいことがあるのではないかと思います。思いをお聞かせいただきたいと思えます。

2つ目に、これは建屋なんです。香愛ローズガーデンの有効活用についてといことでお尋ねをいたします。合併前から各地には公の公民館やコミュニティー施設、それから民間での集会場、集落集会場などが建設され、地域の活力の創出や地域コミュニティー維持の拠点となる施設として、役割を果たしてきていると思えますが、そうした施設の使用については、それぞれの建設の背景にありまして、用途が定められ、杓子定規にならざるを得ないところもあるのではないかと思います。そうした中で、今回取り上げさせていただきましたが、河合町の有志グループが中心となって、香愛ローズガーデンを河合町の活性化のために有効活用したいとの相談をされたというふうに伺っております。

農業や福祉、教育、環境など様々な分野に積極的に活動している皆さんのグループで、子供から青壮年、お年寄りまでいろいろな形で混在し、自由に過ごしながら何らかの役割を果たしていく。そんな居場所にしたいという思いの中でのことだと思っております。

しかし、残念なことに行政とのやり取りの中で、その動きは止まってしまった、諦めてしまったのではないかと危惧しています。もちろん様々な事情があるのでしょうけれども、地域住民が地域を考えるための機会、居場所になるように市の尽力を求めたいと考えますがいかがでしょうか。

それから、次に西忍スポーツ公園の再整備についてお尋ねします。飛騨市合併前に策定されました宮川村観光振興計画という本があるんですが、それを改めて見てみました。その中で中心的な役割として描かれていたのが、西忍スポーツ公園とその周辺施設、ナチュラルみやがわ等とまんが王国であります。

令和3年3月に公表された市の公共施設個別施設計画では、宮川スポーツ公園は宮川アリーナなど周辺スポーツ施設も合わせ、利活用の促進、効率的効果的運営を検討するとしています。また、ナチュラルみやがわについては、人口減少やキャンプ利用における利用者ニーズの変化に適合した施設内での機能集約、スポーツ公園なども含めた効率的、効果的な施設再改編も検討するというふうにあります。

先ごろ市はこの西忍スポーツ公園のテニスコートにスケートボード用の資材等を搬入していますが、これは再整備に向けた動きかなという1つのメッセージだと捉えています。集落や地域機能を維持し、活性化させるためにも、西忍スポーツ公園やナチュラルみやがわを中心とした、例えばヘリコプターの緊急離着陸場とかグランピング施設、既設のサイクリングコースといったものを挙げていますが、こうしたものの再整備、整備は必要だというふうに思うのですが、いかがお考えでしょうか。以上お尋ねいたします。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

〔総務部長 谷尻孝之 登壇〕

□総務部長（谷尻孝之）

それでは、私のほうからは①の市有財産の利活用と整理についてお答えいたします。まず、市の公共施設の状況でございますが、公共施設個別施設計画の策定時点で331施設、757棟の建物がございます。

市では今後の公共施設の管理に係る投資的経費を把握するため、公共施設総合整備計画及び公共施設個別施設計画を作成し、今後、30年間の公共施設の維持修繕等に係る投資的経費を試算したところでございます。

試算にあたっては、予防保全等により更新時期を延伸するなどの手法によって通常の耐用年数よりも長期に使用することを前提にして、最大限費用の低減を図った試算としておりますが、それでも30年間総額で約253億円、1年あたり8.4億円の投資的費用が必要と算出されています。

一方で近年の予算編成実績等からは、公共施設への投資的経費は年間4億円～5億円程度となっていることから、他の経費への影響を避けるためにはこの差額、年間3億円～4億円を縮小することが必要であり、そのためには施設総量の削減が最も効果的であることから、公共施設の統合、複合化や縮小、廃止といった対応を全市的に進めることが必要であると考えております。

そのための施策として、令和5年度には、施設総数を削減することの必要性について全部署が共通認識として市全体で推進するための指針を管財課でとりまとめ、今後は全部署が共通認識をもって取り組むことを計画しております。

議員ご質問の公共施設の整理統合の対象施設数については、今回公共施設個別施設計画を策定する際に作成した資料の施設カルテというものに基づいてお答えいたします。

これは施設ごとに経過年数や利用傾向等の指標から施設改廃及び予防保全に対する一次審査を行い、一次審査の結果から二次評価を行い、最終的に全ての施設を①維持管理継続、②再改編検討対象、③民間等へ譲渡検討、④普通財産へ移行検討の4つに分類しております。

その結果、①維持管理継続が307施設、②の再改編検討対象施設が10施設、③の民間等へ譲渡検討の施設が5施設、④の普通財産へ移行検討の施設は9施設となりました。

それぞれの主な施設としましては、②の再改編検討対象は宮川保育園、釜崎生涯学習館、坂下体育館、山之村診療所など、③の民間等へ譲渡検討の施設は飛騨牛繁殖センター及び保管庫など、④の普通財産へ移行検討の施設は、朝開農産物直売施設、枳洞保育園、袖川診療所、宮川町医師住宅などがございます。

今回の市有財産の整理については、この中でも③民間等へ譲渡検討の施設、④普通財産へ移行検討の施設については、その方向性がおおむね定まっていることから、可能なものから必要な手続きを進めることとしたいと考えております。

次に②の再改編検討対象となっている施設につきましては、その施設の利用者、地域の方などのご意見を十分に踏まえた上で検討する必要があると考えております。

しかしながら、人口減少等の市の抱える課題を鑑みれば、①の維持管理継続となっている施設についても聖域を設けず、再改編や譲渡、廃止について随時検討の対象とすべきと考えております。特に施設の利用状況や必要性については数年で状況が大きく変化する場合もありますので、この中からいかに統廃合によって施設の総量を削減することができるかが、今回の市有財産の整理の本来の目的であると捉えているところでございます。

議員ご指摘のとおり、既存施設の廃止や統合については険しい道りであるとは思いますが、今後の市の健全な財政運営を目指す上では避けては通れない行程であると考え、市有施設の利活用と整理に取り組んでまいります。

〔総務部長 谷尻孝之 着席〕

◎議長（澤史朗）

続いて答弁を求めます。

〔農林部長 野村久徳 登壇〕

□農林部長（野村久徳）

香愛ローズガーデン建屋の有効活用についてお答えします。河合町の有志の方々から香愛ローズガーデン交流施設の使用については、議員からもお触れいただいたように、市にも相談がありました。市としましても地域振興に繋がることであれば、是非、有効活用いただきたいとの思いから、本年4月15日に使用を考えていらっしゃる地元の方々と話し合いを行ったところです。

その中で、まず、初めに、当施設が国の補助金を活用し建設したもので、整備目的が、河合町産のバラを活用した特産品の創出や販売、またそれに伴う都市との交流などとなっていることであるため、その目的外において年間を通じて日常的に利用されることは、補助事業上の課題があることをご理解いただきました。

その上で、希望者から利用内容を伺ったところ、月1回程度、地域の交流の場をつくる地域複合サロンの開催とのことであり、日常的に利用されるものではないことから、目的外使用は問題ないと判断し、現在、当施設をご利用いただいております。

また、喫茶店やキッズマルシェでの利用希望もありましたが、河合町産のバラの活用を一部取り入れていただくことで、整備目的に合致することから、まずは実験的にご利用いただく方向で話し合いを行ったところです。

こうした経緯もあり、本年6月19日には、地元有志が中心となった食べるバラと飛騨の森実行委員会主催の、バラモリ2022が開催され、当施設もご利用いただきましたが、地元産の食用バラ

を使ったスイーツや飲み物、農産物等の販売、河合小学校の有志児童が企画した商品の販売など、大変充実した内容でした。地域が主体となった素晴らしいイベントだったと思っております。

市としましては、地域の皆様に有効に活用していただくことを前提に、様々な取り組みを重ねていただきながら、施設設置の目的であるバラなど地域資源を活かした都市との交流に発展するよう地域の皆様とともに一步一步進んでまいります。

〔農林部長 野村久徳 着席〕

◎議長（澤史朗）

続いて答弁を求めます。

〔宮川振興事務所長 平田直久 登壇〕

□宮川振興事務所長（平田直久）

それでは、私のほうからは3つ目にご質問いただきました西忍スポーツ公園の再整備についてお答えをさせていただきます。

平成5年3月に策定された宮川村観光振興計画には、中心的な役割として西忍スポーツ公園とその周辺施設、ナチュラルみやがわとまんが王国が描かれており、そのうち西忍スポーツ公園とその周辺施設、ナチュラルみやがわに関しては、森と田園のゾーンとしてスポーツ公園、屋内スポーツ施設、宿泊施設、コテージ、民宿等、体験農園のほか散策遊歩道を主とする整備方針のもと整備が行われました。

合併後、これら施設のうちスポーツ公園は野球やサッカー、陸上など多種目のスポーツを楽しむことができる場所として活用されてきました。

しかしながら人口減少や少子高齢化により年々利用者は減少しており、近年では高山市の野球クラブの練習、飛騨市陸上競技大会、宮川町のシニアクラブのグラウンドゴルフ大会程度の利用となっており、今後の有効活用が課題となっております。

一方の宮川アリーナは、冬季においてもグラウンドゴルフなどの軽スポーツが行える土間付き屋内運動場で、地元の高齢者を中心とする健康増進施設となっているほか、市内スポーツ少年団の冬季や荒天時の練習場として多くの方に利用されています。

また、ナチュラルみやがわについては、コテージ専用キャンプ施設として多くの方が利用されており、コロナ禍でありながらアウトドア人口の増加により利用者は年々増加傾向となっております。

今後のこれら施設の活用については、地元利用や観光需要で利用実績があり、まだ伸び代があるものと、現時点であまり使われていないものに分けて考えていく必要があると考えます。

伸び代があると考えられるナチュラルみやがわについては、アウトドア人気の高まりも踏まえ、グランピング施設等の誘致やナチュラルみやがわと池ヶ原湿原をセットにしたプロモーションの展開などを通じて、さらに特色を出す方向で検討してまいります。

また、障がいのある方にも優しいアウトドア体験の機会を創出することで、主に市外の方のリーダー、関係人口を増やすことも重要であると考えております。

一方であまり利用頻度が高くない宮川スポーツ公園については、新たな用途を探していく必要があると思っております。テニスコートのスケートボードパーク利用はまさしくその1つであり、このほかにも、サイクリングロードのウォーキングコース利用など、いろいろな実証実験を検討

していきたいと考えております。これらにより総合的なスポーツエリアとし、主に市民の利用者増を目指す方向で検討してまいります。

〔宮川振興事務所長 平田直久 着席〕

○2番（水上雅廣）

ありがとうございます。公共施設の整備の関係ですけど、先ほどは取壊しの関係については触れていらっしやらなかったと思うんですが、そういう取壊しが必要な施設は目星がついているんでしょうか。伺いたいと思います。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□総務部長（谷尻孝之）

今、特にそれについてリスト化ということはないんですけども、今、各部署に取壊しができそうな、そういう施設があるかないか、今、調査をしているところで、可能なものにつきましては、できるだけ新年度予算のほうで、もう既に対応していきたいということは考えているところでございます。

○2番（水上雅廣）

令和5年度から削減の必要性などを含めての指針、これを管財課中心にしてまとめられるということですから、そういった中で具体的に出てくるというようなことで承知をしておいてよろしいですか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□総務部長（谷尻孝之）

その普通財産という方向は、ほぼ規定があるんですけども、そこから後どうするかということが当然ありますので、そういったことも含めて検討していきたいと思います。

○2番（水上雅廣）

避けては通れないというか、やっていかなければならないことなんだろうというふうに思います。先ほども言われたように、しっかりと任を受けて決めていかなければならないものについてはそういうふうに取り組んでいただきたいし、市でしっかりと判断をしなければならぬものについては、そのようにしっかりと説明しながら理解を得ていただけるように、これはお願いをしたいというふうに思います。

それから河合のバラ園、バラの施設ですが、あれは部長とも何回か話もしましたし、部長は私の思いを分かっているの答弁だというふうに理解をします。

それで、ただやっぱりどうしてもその用途にこだわりかけると、なかなか難しいのかなということを感じるんです。今の公共施設の個別計画の中でも、いろいろな検討チームの中からアイデアが出されたりとかということも、資料の中には伺い知ることができましたし、それからもう1つ国のほうでは、既存の取得の有効利用を図るという観点から、建築から10年以上しっかりと使われた施設の用途変更と申しますか、そういうことについて指針が示されておりますよね。私はできれば、産業施設よりもコミュニティー施設にさせていただいたほうが、すっきりして使ってもらえるのではないかなというふうに思うわけです。もちろんバラも重要です。今、一生懸

命力を入れてもらっているし、あれを何とか産業化、しっかりやっていって、地域のほうにも伸び代として持っていけばいいなというふうに思うんです。

でも、今、このメンバーが考えていらっしゃることは、農林水産省のほうで、RMOでしたか、地域の運営組織、こういったものの組織化なんかも、農地の活用と合わせて検討チームが作られて、検討していらっしゃると思いますよ。そういったことをご承知だと思うんですけども、私はできればそういう方向にまで進展できるような組織で、これは欲かもしれませんが、あの人たちがなれる可能性があると思っています。すばらしい取り組みだと思いますし、この間のイベントも見させていただきましたが、本当に一生懸命で子供から大人、お年寄りまでしっかりと組織立って、動かれてやるということは、なかなか地域だけでもできない。地域の方だけでやっていらっしゃる方が本当に素晴らしいなというふうに思います。そういった活力があるものですから、余計に何とか施設を有効に、少し観点を変えて使っていただきたいなというふうに思うんです。その辺についてもう一度だけお尋ねしたいと思います。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□農林部長（野村久徳）

我々市の思いは、水上議員がおっしゃったとおり補助事業の目的に限らず、現時点でできることを有効に活用していただきたいという思いが1点です。

それから、先ほど地域の組織、農村RMOと言われますが、それにつきましても、今までですと地域商社的なものだけだったんですけど、そこに福祉的な要素も加わった運営組織が必要であるということが、今、総務省とか、農林水産省、その他省庁でも言われておまして、今後はそういう組織の育成にも力を入れていかなければいけないと思っております。

そうした中で、たまたまなんですが、昨日、農林水産省のほうの山村振興の施設の担当課長以下に来ていただきまして、今のバラ園の施設について相談をさせていただきました。やっぱりなかなか補助目的事業を逸脱すると補助金の返還ということになるんですが、個別については、また相談に柔軟に応じてくれるというお話でしたので、引き続き、また再度こちらから東海農政局に伺ってご相談したいと思います。

○2番（水上雅廣）

何とか地域の方たちにとっても、全市的にも、あそこは加えて言えば、別に河合の方だけではなくて、官川の取り組みであったり、古川の取り組みであったり、神岡の取り組みであったり、いろいろなものを複合的にやっていけるし、先ほどの広葉樹のことだって、あそこでしっかりやっていける。河合であれば止利仏師もこの間もセミナーだったり、講演会をやったり一生懸命やっていて、そういったものを十分にあそこで生かせる可能性があるのかなというふうに思いますから、何とかそういう方向でお考えをいただきたいというふうに思います。

スポーツ公園とナチュラルみやがわについては答弁を聞かせていただきました。いろいろと考えてはいただいているのだろうなというふうに思います。特にナチュラルみやがわについては、前から何回か申し上げておりますけれども、今ほど答弁があったような方向で、しっかりと検討していただきたい。

それから、あそこは公園を含めて、周りの環境をもう少し綺麗にして欲しいです。私は「ぼつ

んとブランコ」と言っていますが、公園に向かってナチュラルみやがわに向かって左手にちょっとした広場があるんです。アリーナのちょっと上。あそこ辺りもちちゃんと整備をしていただきながら何か考えていただければ、やっぱり景観というのは大事だと思うので、いろいろなことをやっていくのに、そういうことも含めてやっていただきたいと思うし、それからたまたま所長が答弁されましたけど、教育委員会と商工観光、これの連携もやっぱり必要なんだろうと思うんです。それぞれ考えていたってというようなこともちょっと思っていました。そういったことを含めて検討をいただきたいなというふうに思います。

では、3つ目に移ります。これも似たような話ですけれども、基礎的条件の厳しい集落への支援についてということでお尋ねをいたします。以前に小集落支援についてということで集落維持にかかる負担の軽減や市役所内の組織横断的な検討をということで、ある区を例に挙げ質問した際に、市長は「行政区の間でそれは不公平になるからということを行っている場合ではないと認識している。」けれども「行政区の実情に応じて柔軟に対応することが試行錯誤の第一歩なのかなと思う。」市役所組織については「政策協議などを通じて部局を越えた連携の政策立案ができるようになってきた。どこかに担当を決めるということではなく横断的な検討や事例の横展開に取り組んでいく。」というような旨の答弁をいただいております。

確かに地域の要望などにいろいろと配慮をいただいて、あるいは思慮をいただいていることは予算上で見てとれるところがあるかと思えます。

しかしながら、河合町や宮川町の数字上だけの話ですが、集落現状を見てみますと、65歳以上の高齢者が集落全体の50%を超える集落、実に半数近くもあります。その中には農業用水や道路などの維持管理が困難になりつつある集落もあるのではないのでしょうか。限界集落という言葉は使いたくありませんので基礎的財政の厳しい集落といいますが、そういう状況になっている、あるいはなりつつあるということ。そうしたことに危機感を持って統合した区もありますが一朝一夕に改善されるものではありません。

市は、移住、定住促進、都市との交流、地域産業の開発・育成、地域の暮らしの向上などの施策に積極的に取り組んでいらっしゃると思いますが、こうした集落への影響は限定的で薄いような気がします。

そこで、市はバスやJRの公共交通の利活用の促進、あるいは道路整備などに対する助成について線引き、要は定義付けをして助成を含めた制度を作るようなことは考えていらっしゃるのでしょうか。また、基礎的条件の厳しい集落の対策を検討する上で住民主体の活動、対策を住民の中で考えることも必要でしょうし、それを促すための市の関与が必要だと思います。専門部署、あるいはプロジェクトチームを設置するというようなお考えはないのでしょうか。お伺いいたします。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

〔市長 都竹淳也 登壇〕

△市長（都竹淳也）

基礎的条件の厳しい集落という形での表現をされました。そうした地域への支援というお尋ねでございます。

これは市にとっても大きなテーマでありまして、ずっと考えているんですが、大事なことは何が課題かということを見極めることだというふうに考えています。

今、議員から公共交通とか、道路整備等への支援にお触れになりましたけども、国の過疎対策というのはこういう考え方をとっておりまして、財政面の支援に大きなウエイトが置かれているというふうに理解しています。これを飛騨市に援用するとすれば、当然、今おっしゃったように公共交通とか道路整備などの助成のかさ上げをしていくというようなことになるんだろうというふうに思いますけども、これは国の過疎対策の考え方が、交通の利便性を向上させて、それで定住人口、あるいは流出を抑えていくということなんだというふうに理解しています。

ただ、私自身は、市内の状況を見ておりますと、こうした点が問題であるというよりは、地域のコミュニティーの中心になる担い手が不足しているということが最大の課題ではないかというふうに思っておりまして、実際にこのことが、例えば区の役員とか民生委員、児童委員の選任ができない。あるいはイベントをやろうにも主体となる人がいない。祭りの担い手も、それこそ草刈のような地域活動ですら人がいない。こういう問題になってきておりまして、これは交通の利便性とか道路整備を充実させたところで、ここに直結するということではないのではないかとこのように考えています。

そこで、何とかできないものかということですが、先般、過疎対策の県の構成市町村の会議があつて、毎年総務省の過疎対策室長から政策の説明があるんですけども、この中でもっと飛騨市として活用ができるなど思っているのは集落支援員です。国が設けている集落支援員の制度です。これは地域の実情に詳しくて集落対策の推進に対してノウハウや知見を有した人材を地方自治体、市から委嘱をして、それで市町村職員と連携して集落の目配りとして集落の巡回とか状況把握を実施したり、地域活動の中心になっていくと、こういう仕組みです。

それで、国から人件費に対する財政支援を受けられるということがございまして、令和3年度時点で、全国で5,339人の集落支援員が活用されているという話でございました。

実は飛騨市においても、令和元年度から2か年これを使ったことがございまして、山之村の地域おこし協力隊を卒業された方にその延長というような意味合いで集落支援員を2年お願いしたという経験がございます。この際に、やはり生活物資の調達とか生活の状況、雪またじ、集落の支え合いの支援とか結構やっていただきましたし、地域の自主的な活動支援とかイベント運営の活動、こうしたことについても大いに寄与されたというふうに認識しておりまして、これをもう一度やっぱりしっかり活用すべきではないかなと考えています。

今までこうした役割を、地域おこし協力隊に来ていただいてやってもらうという手法をとっていたんですが、やっぱりこれまでの経験から、協力隊は個別事業を特定して目的を絞り込んでいかないと成功に至らないんだということを経験してきました。その意味では、この集落支援員というのは移住者だけではなくて、地元の人でも委嘱できるという特徴がございますので、例えば、定年後に時間があるような方とか、あるいはその地域の出身者ではないけれども、例えば河合・宮川のこの地区を応援してやりたいというような方とか、そうした方々の応募も可能になってくるということですし、近隣市町村も当然その対象になってきますので、そうした幅広い仕事を前提とした集落支援員というものが、活用するには大変優位性があるのではないかとこのように思います。

こうしたことから、令和5年度に向けて、この基礎的条件の厳しい集落における集落支援員の配置ということについて検討を始めているところでございまして、この秋の政策協議の中で、募集にあたっての具体的な地域でありますとか、業務内容でありますとか勤務条件、そうしたことについて議論をし、募集をかけていきたいというふうに考えているところでございます。

〔市長 都竹淳也 着席〕

○2番（水上雅廣）

なるほど、私もこういうふうに一応質問はしていますが、何も補助制度が絶対だと思っ
ていませんし、そうしたことで、いろいろ負荷をかけて逆に減衰、減退するみたいなことも実例
としてあることもあると思いますので、これに固執することはない。

今、市長が言われた集落支援員、これはぜひ本当に検討していただいて、そこを入れたほうが
いいと思われるようなところが幾つもあると思うんです。本当に活躍できるように、やっぱり私
も地域おこし協力隊にいろいろなことを期待するところもあるんですが、やっぱり彼らは、彼ら
で個別のミッションがどうしてもあって、それを糧にしていかなければいけないということがあ
りますから、先ほどの宮川の例とか河合の例も申し上げましたけれども、ああしたことが積極的
に展開していけるような支援員のあり方というのを考えていただいて、何とか投入していただい
けるようお願いをしたいと思います。

最後に環境を通じた広域連携ということでご質問いたします。県は「清流の国ぎふ海洋ごみ対
策地域計画」において、河川等を通じて海に流出する散乱ごみの抑制に取り組んでおり、その推
進のため地域の高い環境意識の下、関係者が連携して散乱ごみ対策に取り組むエリアを重点モデ
ル地区として設定し、対策を推進しています。

本市においては、今年度、第三次環境基本計画を策定するために審議会を開催され、骨子案が
審議され、その中で環境教育の重要性やごみの排出抑制への取り組み、農地や森林の保全・管理
などについて非常に意識の高い意見が交わされたと感じています。

飛騨市を流れる宮川、高原川は合流して神通川となり富山湾に注いでいますし、鮎釣り、鮎漁
の盛んな地域でもありますし、また、発電など生活に寄与する大切な河川ですから、河川のごみ
対策は考えなければいけないと思います。

そこで、環境基本計画に海洋ごみへの取り組み項目も必要ではないでしょうか。また、重点モ
デル地区として参加することは検討されないのでしょうかお尋ねをいたします。

このことでもって高山市、飛騨市、富山市が連携できる仕組みが構築されると環境が起点とな
った取り組みが展開できるのではないかと考えたりするわけですが、いかがでしょうか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

〔環境水道部長 横山裕和 登壇〕

□環境水道部長（横山裕和）

それでは、海洋ごみ対策についてお答えいたします。第三次環境基本計画では、市民レベルで
取り組む地球温暖化対策を最重点項目と位置付けるとともに、飛騨市の誇りであり、地域資源で
もある豊かな水資源や森林資源について、保全と活用の両輪で進めていくことを柱にする方向で
考えています。同時に米や野菜などの農産物をはじめ、飛騨牛や鮎などを生み出している飛騨市

の豊かな水の循環を次世代に残していくため、きれいな水を守る意識の醸成や実践活動を推進することも重点に位置付けております。

海洋ごみは、沿岸部や海上において発生したごみのほか、山、川、海へとつながる水の流れを通じて海岸に漂着するなどした陸域で発生したごみでもあります。

近年、地球規模での環境汚染が懸念されている海洋プラスチックごみについては、国が令和元年度にプラスチック資源循環戦略を策定し、重点戦略の1つとしてプラスチックごみの流出による海洋汚染が生じないことを目指した対策を進めております。

議員ご紹介のとおり、岐阜県では令和4年3月に内陸県として2番目となる海洋ごみ対策の地域計画を策定し、海洋ごみ対策を推進しており、県内の河川等及び、その周辺での社会的利用に伴う散乱ごみ対策への取り組みの1つとして、モデル的な取り組みとして地域への波及効果が見込まれるエリアを重点モデル区域として設定しており、令和4年度に高山市の古い町並み周辺と、垂井町相川河川敷広場が当該区域として設定されました。

県ではさらに、富山湾、伊勢湾の海洋ごみ対策を流域市町村で連携して取り組んでいくことを目指しており、当市も神通川水系の流域市として海洋ごみ対策に取り組んでいく必要があると考えております。

そのため、市では来年度に、宮川下流漁協が毎年行っている鮎の漁場を守るための河川美化活動との連携で、当該区域を重点モデル区域とする事業を県へ提案したいと考えております。

当該区域で回収されたごみは、その上流域で発生したものであることから、取り組みを通じて、下流域の状況を上流の皆様と共有することなどにより、日常生活のごみの処分や発生の抑制など、地域として海洋ごみへの意識や環境全般への意識の醸成に繋がるような起点になればと考えております。

〔環境水道部長 横山裕和 着席〕

○2番（水上雅廣）

宮川下流漁協と取り組みをしていただけるということで、やっぱり多いんですね。増水した後には減水して、辺りを見ますと、こんなものが流れていってしまっはというのが目に余るところもあったりするので、多くの人の協力を得られるように、また一生懸命取り組んで行ってやっていきたいというふうに思います。

広域連携なんていいましたけど、要は環境はどこにでも結びつくような要素がいっぱいあって、これを起点にして何かしら考えていければいいなというようなことで、こんな質問をさせていただきました。これはもう言わずもがな市長も十分分かっていらっしゃるし、それぞれの職員も政策・点検を協議の中でやっておられるというふうに思いますけれども、先ほどから申し上げたようなことも含めて、しっかりと部署横断的な取り組みということで、いろいろな政策に取り組んでいただければというふうに思います。以上で質問を終わります。ありがとうございました。

〔2番 水上雅廣 着席〕

◎議長（澤史朗）

以上で、2番、水上議員の一般質問を終わります。

◆休憩

◎議長（澤史朗）

ここで暫時休憩といたします。再開を午前11時20分といたします。

（ 休憩 午前11時15分 再開 午前11時20分 ）

◆再開

◎議長（澤史朗）

休憩を解き、会議を再開いたします。5番、井端議員。

〔5番 井端浩二 登壇〕

○5番（井端浩二）

皆さんこんにちは。議長よりお許しをいただきましたので、質問をさせていただきます。私は大きく1つになりますが、質問させていただきます。飛騨市防災士会についてということで平成29年の3月、9月議会で防災士会の設立や防災士の増員、避難所や備蓄品についての質問をさせていただきました。市としても防災士の増員に向けて、受講料の補助や備蓄品の整備など以前と比べると防災についての備えはしっかりしてきたのではないかと考えています。

また、市民の方も以前よりは防災意識は持っていらっしゃるのではと考えられます。防災士会も平成31年3月に設立されて私をはじめ、ほかの議員も数名も入会していらっしゃいます。新型コロナウイルス感染症のため活動が制限され、しばらく活動ができず、平成3年11月に研修を含めた総会を初めてされたようです。本年度は会員数も175名と多くなってきており、全体での勉強会などは無理があり、地域に分けて8月に古川、河合、宮川、神岡と支部別意見交流会が開催されました。私は古川会場と神岡会場に参加させていただきました。ほかの議員の方も数名参加されていらっしゃいました。

神岡会場での意見交流会では、消防署近くの家の方が2人いらっしゃって、2人とも寝たきりの方、介護が必要な方とお住まいで、さらにこの地区は危険区域であって、真剣に災害のことを考えていらっしゃる大変勉強になりました。

最初の30分は、今までの経緯と今後に向けての流れを説明されました。その内容が大変素晴らしいもので、役員の皆さんと危機管理課でいろいろと打ち合わせされたのではと察するところです。心からの敬意と感謝を申し上げます。

防災士会では今後、いくつかの部会を設け、家具の固定実施、サポートや小中学校での防災教育、勉強会の企画、各区・連合区への防災計画の作成支援などが計画されており、今後の飛騨市の防災に関してのサポートされることが期待されるところでございます。しかし、防災士会も発会して3年あまりで発会して間もないので今後の期待と市がどのようにサポートしていくのか確認させていただきます。

1 今後、事務局をどのようにしていくのか。また、消防署や消防団、防災に関係する団体との連携が必要になると思うが、どのようにしていくのか。聞いた話では、危機管理課に事務局は置かず、防災士会の中に設置するようですが、今後の活動の中で市役所や消防署、区長会、防災に関係する団体、また、地域見守りネットワーク事業との連携も必要になると思いますが、今後ど

うしていくのか。お尋ねさせていただきます。

事務局には危機管理課の職員は配置するのか。また、事務所はどこに置くのか。市の考えをお伺いさせていただきます。

2番目、市民から聞いた話ですが、市民福祉部でも赤ちゃん防災リーダー研修会のような研修があるということで、確認しましたら、赤ちゃん防災リーダーが市内に8名いらっしゃり、看護師、助産師、保育士の資格を持っていらっしゃる方が防災士会と一緒に研修していらっしゃるようです。大変素晴らしいことです。

赤ちゃん防災リーダーの方も防災士の資格も持っていらっしゃる防災士会に入会していらっしゃるようです。今後もそういった研修をいろいろな団体、教職員、老人介護施設職員などと防災士会とが連携しながら企画し、勉強会などができないか。また、意見交流会の中でも出ました女性部会の設立や研修などできないか、現在の市の考えをお伺いさせていただきます。

3つ目、防災士会の中には市役所職員や消防団員が多く、災害時は消防団や市役所職員の仕事があつて防災士会活動に参加しづらく、一般の防災士の増員が必要になると考えています。

また、地区によっては防災士がいない地区もあるが、地区に1人ぐらいの防災士が必要に思うが、市の考えはどうでしょうか。

防災士会の会員数は175名で古川町102名、神岡町44名、河合町19名、宮川町10名で市役所職員と消防団で78名いらっしゃり、この人数を差し引くと古川町65名、神岡町19名、河合町8名、宮川町5名となり、一般の市民の増員が必要になるのではと考えるところでございます。

また、防災士がいない地区もあり、理想はそれぞれの地区に数人の防災士がいらっしゃったほうがいいのではと考えるところですが、市の考えをお伺いさせていただきます。

4つ目、今後の活動や研修などで運営資金等が必要になると思いますがどうしていくのか。当然、防災士会、役員会等で決めていくと思いますが、現在の市の考えをお伺いさせていただきます。

5つ目、各地区、地域での避難所の設営、運営、防災計画が必要になると思いますが、現在の市の考えは。

各地域での指定避難所設営や運営についての運営マニュアルでの勉強会も必要になりますし、実際の運営の訓練が必要になるのではと思います。

また、それぞれの地区の防災計画も必要になるのではと思いますが、市の考えをお伺いさせていただきます。

6つ目、市内行政区と防災士との関係づくりということで、防災士を区の防災相談員として役員にしてもらうことはできないか。地区によっては防災士がいない地区もあつて防災士が必要だと思いますが、区民の中には防災士を認知していない人もいらっしゃるかもしれません。防災士というものをしっかり理解してもらい、区の防災相談員として役員に位置づけ、その地区での防災計画や訓練等の担当役員としてはどうかということです。区長会等と相談してもらえないか、市の考えをお伺いさせていただきます。以上、よろしくお願いたします。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

〔危機管理監 高見友康 登壇〕

□危機管理監（高見友康）

それでは、私からは①～⑥までお答えさせていただきます。まず、①事務局の配置と関係団体との連携についてであります。議員ご指摘のとおり、防災士が行政区、自治会単位の自主防災組織で活動するためには、市役所、警察、消防、消防団、またこれらのOB、区長会、民生児童委員、地域見守りネットワーク等関係諸団体との緊密な連携は不可欠であり、平常時から相互の立場・役割等を理解・尊重し、信頼される関係を構築することが重要です。

また、防災士会はあくまでも自主的な組織であることを踏まえ、そのメリットである軽快なネットワークを十分に発揮して、自主積極的な活動ができるよう、今年度より防災士会事務局を危機管理課から防災士会に移管いたしました。

これにつきましては、昨年度より防災士会役員と危機管理課にて協議を重ね、パソコンをはじめとした事務用品等を防災士会で購入いただくとともに、スムーズな事務局の業務移管ができるよう危機管理課との緊密な連携を続けております。

事務所の設置についても、自主的組織の特性を生かした活動ができるよう防災士会で検討を続けられておりますので、引き続き緊密な連携を維持し、支援をしてまいります。

続きまして、女性部会の設立や関係団体との合同研修会についてお答えいたします。まず議員ご指摘の赤ちゃん防災リーダーですが、これは災害時における妊産婦等に対する支援を確保して、地域の防災力強化を目的としたもので、飛騨市独自の制度であります。

この認定にあたりましては、日本防災士機構が認定した防災士で、助産師、看護師、保健師、保育士等の医療、福祉職の資格を有し、市が認める研修を修了した市内在住、在勤の方々を対象としています。

防災士会においては、こうした赤ちゃん防災リーダーのような専門的かつ幅広い知識や技能を有する方々との勉強会や研修、教職員、介護施設職員等の関係諸団体との連携を進めつつ、勉強会やスキルアップ研修等を企画するため、防災普及部、研修企画部といった希望制の事業部の新設について検討がなされています。

同時に、女性部会、中学高校生等による青年部会等といった積極的な意見も出ており、防災士会の自主積極的な活動がしやすく、かつ自主防災組織の充実・強化に貢献できるよう、活動のための予算措置を含め、組織づくりの支援を続けてまいります。

続きまして、地区ごとの防災士の必要性についてお答えします。議員ご指摘のとおり、防災士会の中では消防団員、市職員、行政区役員が多くを占めており、災害時に防災士として活動できる人数に限界と偏りがあります。逆に、平常時の活動においても、防災士の所在しない行政区等も多数存在しております。

一方で、防災士の活動に寄せる期待は、平常時は自主防災組織の防災計画作成や防災訓練への協力、防災知識の普及による防災意識の高揚、防災関係諸団体との連携による地域防災力の強化、災害時におきましては地域の情報収集・伝達、避難誘導の援助、避難施設の開設・運営の援助等、自治会や行政区等の自主防災組織における活動が主体となります。

こうしたことから、防災士資格の取得を強制することはできないものの、議員ご指摘のとおり各自主防災組織において、少なくとも二、三人の一般市民の防災士が活動できる態勢が理想であると認識しております。

防災士の資格取得に関しては、地域防災力の向上・強化という公共性・公益性を有する観点から、取得費用を市が全額負担し、防災士資格取得のための防災リーダー養成講座を市内で開催しているところであり、こうした支援策についても引き続き、広く周知して防災士養成の促進に努めてまいります。

また、さらなる防災士養成の促進、自主防災組織への貢献要領や、スキルアップ等についても防災士会と意見交換を続けてまいります。

続きまして、防災士会の運営資金についてお答えします。防災士会の活動は、先ほど申し上げましたとおり、自治会・行政区等の自主防災組織の防災力強化につながる非常に公共性、公益性が高い事業であることから、飛騨市防災士会活動支援補助金を交付しています。

今後、防災士の育成促進や自主防災活動へのさらなる貢献等、会の活動が益々活発になることが予想されますので、必要な予算の確保に努めてまいります。

続きまして、地区ごとの指定避難所設営や防災計画についてお答えします。飛騨市地域防災計画では自治会、行政区等の自主防災組織による地区防災計画の作成や自主防災組織の活動について定めております。これに基づき、平成30年度に各自主防災組織に対して防災計画を作成するように依頼するとともに、飛騨市避難所運営マニュアルを作成して各行政区等への配布と市公式ホームページへの掲載を行い、翌年令和元年9月1日の飛騨市総合防災訓練において計画等を検証いたしました。

また、令和2年5月に飛騨市避難所運営ガイドライン、新型コロナウイルス感染症対策編を作成し、各行政区への配布と市公式ホームページへの掲載をしております。

しかしながら、その後は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、本年6月26日の飛騨市総合防災訓練まで、市民の避難を伴う広域かつ実質的な防災訓練は行われませんでした。

この結果、各自主防災組織の防災計画等の検証、反映が十分行われず、さらに役員交代等に伴い、避難等に関する計画やノウハウが上手く継承されないケースがあり、本年度の総合防災訓練においても各種トラブルが発生し、地域防災力の低下が心配される事態も生じております。

以上のことから、各自主防災組織の防災計画等を災害時に有効に機能するようリニューアルすることや、各避難所の開設・運営能力等の向上は極めて重要であると認識をしております。

このため、区長会等を通じて、防災計画等のリニューアル、防災備蓄品の充実や避難所の開設・運営等の能力向上を依頼するとともに、飛騨市補助金交付規則に基づく自主防災組織活動支援補助金によるソフト・ハード面での支援強化を図る所存であります。

最後に防災士の地区役員化についてお答えします。各自治会・行政区にとって、防災は重要な業務の1つであるものの、専門的な知識が必要とされて役員の負担も大きく、また、年度毎の役員交代等もあり、業務内容・手順やノウハウの継承等といった課題が存在しております。

このため、議員ご指摘のとおり、自治会・行政区等組織の役員、あるいは相談員等として防災士が参画し、中長期にわたり継続して専門的活動を担うことは、極めて理想的であるとともに、防災士の基本理念である自助、共助、協働の趣旨にかなうものであると認識しています。

しかし、防災士会は設立してまだ3年であり、さらに新型コロナウイルス対応の影響で諸活動に大きな制約がかかり、区民の中での認知度が低く、その存在すら存じない方も多いと伺っております。このため、防災士、防災士会について、区長会等を通じて周知を図ることはもとより、

防災士のさらなる育成、各種イベントへの参加、民生児童委員、見守りネットワーク活動等との連携強化等、各種機会を捉えて理解を深めていただけるようにするとともに、会の活動を支援してまいります。

また、自主防災組織の活動への防災士の参画について、希望する防災士と、受け入れを希望する行政区のマッチングを図り、トライアルケースとして検証し、その結果に基づいて、今後の防災士の自主防災組織での位置付けや役割等を具体化するとともに、その活動への市民の理解と信頼を深めていく事業をただいま検討しております。

いずれにしましても、防災士会の活動は、今年度からようやく本格化したばかりであり、あらゆる事項を手探りで模索している状況であるため、まずはできることから着実に実施して、実績と信頼を積み上げ、地域での存在感、信頼感を高められるよう、引き続き会役員等と緊密な連携を図りつつ、活動を支援してまいります。

〔危機管理監 高見友康 着席〕

○5番（井端浩二）

ご丁寧にもありがとうございます。1つ事務局は防災士会の役員で相談をするということでありましたが、危機管理課の職員を配置するののかということが、ちょっとその辺がなかったので、どのように考えていらっしゃるか確認をさせてください。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□危機管理監（高見友康）

危機管理課の職員は常駐する予定はございません。これは、あくまでも自主的な組織であるため、その活動について行政機関があまり細かいことを言わないようにという趣旨で、そのように役員会とは話をしています。

○5番（井端浩二）

職員を入れないということであれば、今後、要は危機管理課はどういう立場で防災士会と接していくのか。そういう相談事とかいろいろと連携は大事だと思うんですが、それについてちょっと確認させてください。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□危機管理監（高見友康）

事務局等に危機管理課が参加しないのは、今までと異なるところでありますけれども、引き続き会議資料の作成、あるいは最新の情報の提供、そして補助金の支援、あるいは予算の確保と、こういう形で防災士会、あるいは役員会と連携を取っていくところであります。

○5番（井端浩二）

そうであれば、今後、区長会と、あるいはそれに関係する組織との連携についても、当然、危機管理課がいろいろと相談をして防災士会と一緒にやっていくという認識でいいんですか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□危機管理監（高見友康）

議員ご指摘のとおりであります。ただ、行政機関として懸念しておりますのは、行政側の期待の押し付けや押し売りになってしまって、防災士会がやらされているという形になるのが一番よくないと、あくまでも自主的に中から盛り上がっていくという活動にしたいと思っております。当然ながら議員がご指摘をされた行政区長、区長会、あるいは自治会、それぞれ見守りネットワーク等との連携は、引き続き危機管理課が連携を図り、あるいは調整をし、情報提供をしながら進めていくところであります。

○5番（井端浩二）

ぜひお願いしたいと思います。私も一応、入っていますので、また一緒になってやっていきたいなと思っていますし、役員の皆さんが大変やる気があって素晴らしい人でございますので、その辺は大変心配はしておりませんが、また私も後押しをしたいなと思います。

少し離れますが、二、三日前の新聞でちょっと見たんですが、プッシュ型支援ということで、高山のエアパークで、要は大きな災害が起きると、国や県からの物資が届くということで、その訓練があったようですが、飛騨市としてもそれに参加はされたんですか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□危機管理監（高見友康）

参加をしております。まず、プッシュ型輸送につきましてですが、飛騨地域では議員からご指摘がありました飛騨エアパークのほか、飛騨高山ビックアリーナ、飛騨世界生活文化センターの3か所が集積拠点として指定されております。

また、飛騨市内におきましては、地域防災計画におきまして、一時集積配分拠点として、ハートピア古川駐車場、古川町農業者トレーニングセンター、河合小学校体育館、宮川町公民館、神岡町公民館の5か所を指定しております。これに基づき、今年度の9月7日、議員ご指摘の新聞は7日に実施されたエアパークの訓練のことを指されると思いますが、これは県主催の物資集積輸送合同訓練でありまして、危機管理からも担当者が参加しております。これらを通じて防災への備えをいたしているところであります。

○5番（井端浩二）

ありがとうございます。最後に1つだけ今のプッシュ型支援で、当然飛騨市としても参加をしていますので、飛騨市の避難所へ配布するような手順というか、そういったものについては把握できているんですか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□危機管理監（高見友康）

飛騨市としても飛騨市地域防災計画の中で、輸送の部分についても言及しております。できております。ご安心ください。

○5番（井端浩二）

いろいろとありがとうございました。先ほども言いましたが、私も入っておりますので一生懸命やっていきたいと思っておりますし、やっぱり今後の課題として、各地域に防災士が誕生することを

本当に飛騨市としても応援をしてもらいたいなと思っていますので、ぜひその辺をお願いして、私の質問を終わらせていただきたいと思います。どうもありがとうございました。

〔5番 井端浩二 着席〕

◎議長（澤史朗）

以上で5番、井端議員の一般質問を終わります。

◆休憩

◎議長（澤史朗）

ここで暫時休憩といたします。再開を午後1時00分といたします。

（ 休憩 午前11時46分 再開 午後1時00分 ）

◆再開

◎議長（澤史朗）

休憩を解き、会議を再開いたします。1番、小笠原議員。

〔1番 小笠原美保子 登壇〕

○1番（小笠原美保子）

議長のお許しを得ましたので質問をさせていただきます。今回は農業のこと、子供たちのデジタル教科書のことについての2点をお尋ねいたします。

早速ですが、まず1点目は農業振興についてお尋ねいたします。農林水産省の発表によれば、2020年の日本の食糧自給率はカロリーベースによる試算で37%と過去最低水準になり、農業の担い手が減り続けていることも要因の1つであると言われております。新型コロナウイルスの影響や異常気象、ロシアとウクライナの戦争により世界が不安定な中、小麦粉や食材の値上がり、そして肥料や生産資材のさらなる高騰も予想されております。

多くの国が穀物など食料の輸出制限を打ち出していることから、今までのように安いものを世界から調達するという考え方では食の安全保障が成り立ちません。また、生産を続けられる農地を確保していくことが大切になってきます。

自分たちの食べるものを自国で賄うのは当たり前であり、国は2030年までに食料自給率を45%に引き上げる目標を掲げていますが高齢化や離農が進む中、歯止めをかけるため農業に関心のある方を増やし、参入しやすい環境を整えることが望まれます。

飛騨市においても令和3年度版の飛騨市の農業の概要には、基幹的農業従事者の38.2%を70歳以上の方が占め、そのうち80歳以上の従事者は12.6%に上るとあります。

一方で40歳以下はわずか13.2%にとどまっており、5年後、10年後を見越し、若い世代の担い手の確保・育成が早急に必要であることから飛騨市の取り組みや考えをお尋ねいたします。

1つ目は肥料価格高騰支援についてです。令和4年度9月補正予算主要事業に水稻生産者への肥料価格高騰支援があります。国による肥料価格高騰対策が実施され、多くの農業者は国の制度により支援を受けることができますが、市内の水稻生産者の多くは、支援を受ける要件を満たすことができないと見込まれることから肥料コスト増加分に対する支援を行うことで、水稻生産者

の事業継続や経営安定化を図るとあります。

実際に生産者の生産コストが上がっていますが、市場価格に転嫁できないことで離農に拍車がかかることも、心配されています。

国の肥料価格高騰対策事業では全ての農業者、蔬菜、水稻、果樹等が対象者となっていますが、なぜ飛騨市は水稻生産者のみなのでしょう。他の生産者に、当てはまる部分はないのでしょうか。取り組みを詳しく教えてください。

2つ目は農業支援のモデル地区の成果と今後の取り組みについてです。猿の被害の多い数河と石神地区を獣害対策重点地区に位置付け、地域全体での対策を2年かけて実践する取り組みをされていましたが、対策の成果と今後の予定をお尋ねいたします。

併せて、未来を見据えた持続可能な農業の支援として、モデル地区における荒廃農地の未来を語る座談会を畦畑地区で開催されていますが、市内のほとんどが担い手不足、後継者不足ではないかと思えます。なぜ今回は畦畑地区なのでしょう。座談会后、行政としてどのように進めていくのか、お尋ねいたします。

3つ目は家庭菜園の推進についてです。市内の方で、昔、市役所で畑の作り方を教えてもらい、「その後、何十年も畑を作るようになった。」と話された方がいらっしゃいます。それまでは一度も野菜作りをしたことがなかったけれど、最近まで毎年かなり広い場所を借り何種類も野菜を作って頑張っていたとありました。そのように家庭菜園を始めたい方も多いと思いますが、「畑がない。何から始めたら良いのか分からない。」と諦めている方も多いのではないのでしょうか。

女性にも取り組みやすい方法のアドバイスや、新規に始めたい方へのアドバイザーがいることで活発になると思います。畑を貸したい方、借りたい方の窓口もあれば、農地を守ることや地域を守ることに繋がっていくと思いますが、お考えをお聞かせください。

4つ目は今後の農業の方向性についてです。少子高齢化の中、新規就農者や移住者などの取り組みもされていますが、募集の成果はどのようなものなのでしょう。全てが人手の確保に繋がると思われますが5年後、10年後を見据えて前向きな夢を描けるような取り組みをしていただきたいと思えます。

人手やお金をそれほどかけなくても始められるやり方、獣害に強いもの。例えばドクダミやヨモギを栽培し、摘み取り会員を募集するなど耕作放棄地を活用し、農地の粗放的な利用の取り組みをしている自治体も全国には多くあります。地域に愛着を持ち、農地を守っていくためにどのような方向性をお考えなのでしょう。以上、お尋ねいたします。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

〔農林部長 野村久徳 登壇〕

□農林部長（野村久徳）

農業振興について、1点目の肥料価格高騰支援からお答えいたします。国が行う肥料価格高騰対策事業は、世界的な穀物需要の増加や原油価格の上昇、国際物流の混乱、円安等の影響により肥料価格が高騰していることを踏まえ、農業経営への影響緩和を図るためのもので、対象は販売農家とされています。

また、国が策定した「みどりの食料システム戦略」において、カーボンニュートラル等の環境

負荷軽減を図るものとされていることから、支援対象の要件として化学肥料の2割低減への取り組みを行うことが求められています。

さらに、国の支援事業については、岐阜県農業再生協議会が事業実施主体となり、農産物の販売実績がある5人以上のグループの申請を受け付け、審査し、補助金を交付する流れとなっております。

このため、トマトやホウレンソウをはじめとした野菜などの多くは、化学肥料、農薬を3割以上低減する「ぎふクリーン農業」の栽培方法が取り入れられてきたため、補助要件である化学肥料2割低減への取り組みはクリアしやすいものと考えていますが、水稻栽培に関しては、圃場面積が広いと化学肥料に替えて堆肥を活用するなどの取り組みが難しく、要件を満たせない生産者が多いと見られます。

実際に、これまでの経験として、平成20年の肥料高騰の際に行われた国の支援事業においても、化学肥料2割低減などが要件とされたため、支援を受けられなかった水稻生産者が多くあったところでした。

加えて、水稻生産に関しては、今回の肥料高騰と併せ、令和3年度産の米価急落の影響があり、大変に厳しい経営環境にあります。生産現場で水稻生産者とお話しさせていただくと、「米を作っても採算が合わない。」「これでは米を作る人がいなくなるのでは。』という不安の声が多く、一方で「米作りは日本の食や環境を支える産業で、何とかしなければならない。』というご意見もいただきます。

こうした状況を踏まえ、国の事業を補完する仕組みとして、飛騨三市一村及び飛騨農業協同組合と足並みを揃え、国の制度を受けられない水稻生産者へ支援を行うことで、事業継続と経営の安定化を図ろうとするのが今回の支援事業であります。

なお、国の肥料価格高騰に対する支援は、値上がり後の肥料価格に価格上昇率や化学肥料使用低減率を用いて肥料コスト増加額を算定し、その7割が支援されます。飛騨三市一村の水稻肥料価格高騰に対する事業は、国の肥料コスト増加額の算定式を使用し、その2分の1以内を支援します。なお、販売農家という要件は設けておりません。

2点目の農業支援のモデル地区の成果と今後の取り組みについてお答えします。猿の被害につきましては、被害が多い神岡町石神・数河地区を重点地区に位置付け、昨年度より有効な対策とされる電気柵とメッシュ柵の複合柵を11か所設置するとともに、地域ぐるみの活動として、ロケット花火による追い払いや猿を誘引する放置果樹や残渣の撤去を試験的に実施し、その成果の検証を行っております。

その結果、現在のところ複合柵設置箇所においては被害が確認されなかったばかりでなく、地域ぐるみの追い払い等により集落に猿が近寄らなくなったなどの効果を確認しております。

今後、これまでの対策とその効果は、同様に被害が多い地域に情報提供していく予定です。一方で、本市は広く、地域によって環境の違いもあることから、来年度は被害が多く発生している別の地域を新たなモデル地区に指定し、同様の実証試験を行うことでより確実な対策につなげてまいります。

次に、今年度実施している古川町畦畑地区をモデルとした将来的な農地利用に関する座談会についてご説明します。まず、畦畑地区をモデルとした理由は、同地区は急傾斜など条件不利な環

境の中でも、水稻生産やトマト、ハウレンソウの施設栽培に加え、畜産農家がいらっしやり、牧草の作付けも行われているなど、様々な農地の利用体系がありモデル地区の要件を満たしていると考えたからです。現在、農業経済分野の専門家の指導を受けながら、同地区の皆さんと座談会による話し合いを進めております。

飛騨市においても、人口減少や高齢化に伴う農業離れが進む中、特に耕作条件の良くない山際の小区画の農地などは長く耕作が行われず、通常的手段では再生利用が困難な荒廃農地となりつつありますが、これは本市に限ったことではなく、国全体としても人口減少が進む中、全ての農地を利用していくことが現実的でない実情にあります。このため、国においては令和4年5月に農業経営基盤強化促進法等の一部改正が行われ、全ての農地を利用する考え方から、農業上の利用が行われる区域と保全を進める区域に棲み分けを進める方向へ舵をきりました。

本市においても、守るべき優良農地と山際などの生産が難しい農地などを区分しながら、古川町畦畑地区での調査研究の経験を生かし、今後は市内集落の農地利用計画策定に向けて検討を進める予定です。

次に家庭菜園の推進についてお答えします。市では、家庭菜園を始めたい方のために、古川町上町地内に市民農園を設けており、ここ数年は全ての区画が埋まることはないことから、ご希望をいただければ、家庭菜園としてご利用いただける状態にあります。

また、家庭菜園となると自宅付近の小さな農地を希望されることが多いと思いますが、農地法等に様々な規制もあり、そうしたニーズに十分応えられていない実情もあります。

一方で、国においては農地法等を改正し、今後は地域の実情に応じて多様な担い手により適切に農地を管理できる方向に転換しております。したがって、市では法改正を踏まえながら、様々な農業のニーズに応えられるよう農地利用の検討を進めてまいります。

また、今年度より農林部農業振興課に農業なんでも相談窓口を設置していますので、農地に関することや栽培に関することなどお気軽に相談いただけたらと思います。

最後に、今後の農業の方向性についてお答えします。まず、大切なことはやはり担い手の確保と考えます。直近の5年間、平成29年度～令和3年度までは、15名の農業研修生を受入れ、そのうち12名が飛騨地域外からの移住者になっています。

また、新規就農者については、平成29年度～令和3年度の5年間で30名となっており、内訳としては、独立就農はトマトで14名、露地野菜で2名、畜産で2名、親元就農のトマト農家で3名、ハウレンソウで1名、畜産で1名となっています。また、中高年就農者ではトマト1名、露地野菜が4名、水稻と施設野菜の複合経営が2名となっております。

一方で、現在、燃料や化学肥料のみならず、農業機械や雨よけハウスの資材をはじめ、様々な農業資材が高騰していることから、新規に農業を始めにくい状況にあります。そのため、新年度予算において、新規就農者への支援を拡充し、担い手確保の強化を図りたいと考えております。

なお、議員のご質問にあるようなドクダミやヨモギの栽培なども農地利用の1つになりますので、薬草事業を所管する商工観光部とも連携し検討を始めてまいります。

農業者の高齢化や後継者不足などの課題が深刻化し、農業を取り巻く環境が刻々と変化する中、将来にわたって持続可能な農業経営を実現し、飛騨市の豊かな田園風景を次世代につなげていくことが重要です。このために、新規就農者支援や中高年就農支援をはじめ、区画拡大による農地

の集積・集約に伴う農業経営の効率化、スマート農業の推進や鳥獣害対策による農業者の負担軽減などを図っていくほか、飛騨市の恵まれた気候で育まれる様々な農産物のブランディングを推進することで、販売力を高め農業者のやりがいにつなげていくなど、生産から流通において農業施策を軸とした好循環を築けるよう、今後も様々な施策を推進してまいります。

〔農林部長 野村久徳 着席〕

○1番（小笠原美保子）

丁寧な答弁ありがとうございます。順番に1つずつまたお尋ねしたいと思うんですけども。水稻生産者への支援のところで、ちょっと1つ確認なんですけども、販売農家さんという条件はないということなんですけど、例えば個人で作っていらっしゃる方でも、当てはまるということですか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□農林部長（野村久徳）

詳細についてはこれから決めていくわけなんですけど、基本的には、特に水田というのは非常に厳しいですし、公益的機能が非常に高いということで、該当するように考えてまいりたいと思います。

○1番（小笠原美保子）

分かりました。ぜひそうしていただけると、皆さんも喜ぶと思います。何しろ個人的に作っていらっしゃる方でも、出荷というか、お店に卸しているとかという方も、私、結構周りでは知っている方がいらっしゃるの、そういった方達が、今、食料品店とかで、あまり需要がないというか、売れないので困っていらっしゃるというのは、ちょいちょいお聞きします。

あと、肥料ももちろんなんですけども、今、燃料費とかも高くなっていますけども、市内どの事業者さんにも当てはまるとは思いますが、農業でも機械に対する燃料とか、冬になれば暖房をたいたりとか、ちょこちょこ使うことはあると思うんですけどもそちらのほうの支援というのは、特にはないんですか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□農林部長（野村久徳）

原油価格の高騰につきましては、今、議員おっしゃったとおり生活から様々な産業を含め影響を受けているところです。農業につきましても影響はもちろんありまして、またそれ以上に実は、農業機械のほうがとても大きいので、燃料に限らず、まず機械の体系ですとか、今回、先ほど答弁申し上げましたけど、新規就農の方というのは厳しい中での就農になるわけですので、その辺りの雨よけハウスですとか、その辺りも今後、支援を検討してまいりたいと考えております。

○1番（小笠原美保子）

そうですね、ぜひよろしくお願ひします。

あと、モデル地区の話をちょっとお尋ねしたいんですけども、今、猿もやっていますよね。また、次の猿被害の多いところへ持ってくというお話だったと思うんですけども、今、モデル地区になっていらっしゃる地区は猿を追い払ったりとかして来ないんですけども、前からよく言われ

ていますが、向いの地区へ行ったとか、お隣の地区へ行ったとかと移動しているだけで、困っていらっしゃるというお尋ねをよくお聞きします。

私、思うんですけども、次のところへ幾ら猿に困っている地区が離れたところにあるとは言っても、追い払ったところの隣近所が困っていらっしゃるのに、次のところへ移動するという事は、またその猿の軍団を追い払うと思うんですが、今追い払われて被害に遭っていらっしゃる場所はそのままだんですか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□農林部長（野村久徳）

そのようなご心配もあると思いますが、今は結局こういった取り組みは、地元が主体的に協力的にすることが大変重要だと思っております。

ですので、今はそういった地元のご協力とか活動があって、成果を上げていることとなりますので、このモデル地区も引き続きそういった活動をされていくということですので、我々も引き続き見守りながらというか、寄り添って、何かあれば、対応も続けてまいりたいと思います。

○1番（小笠原美保子）

ぜひお願いします。そして私、モデル地区の猿の柵を見てきたんですけども、猿が入らないようになるので、2メートルぐらいあるからすごく高いんですね。あれは、どなたが設置して下さるのか分からないんですけども、例えば、今おっしゃったように、地区の方が一丸となってやるとしても、年配の方ばかりであの高い柵を設置するのは大変だと思うんですが、そこら辺はどうなっているんですか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□農林部長（野村久徳）

今、そういった特に山際の集落では、そういった猿やイノシシとか、猿に限らずいろいろな柵の管理とか、その周辺の草刈等に相当な労力が使われているということはもちろん受けとめております。

そうした中で集落がまずは主体的に動いていただくということが前提になりますけれども、できなくなった場合、あるいは隣同士の集落を広げて協力するとか、あるいは、我々がどこかに何か支援をお願いするとか、そういった組み立てを考えていく必要があるのかなと思っております。

○1番（小笠原美保子）

ぜひよろしくをお願いします。結局、今の荒廃農地が増えると、近くにある畑とかが荒れるので、人里に下りてくる確率がどんどん高くなるばかりだと思うんですね。でも、猿にしても、熊にしても理想としては山へ返してあげる。ただ追い払って隣の地区行くのではなくて、山に返してあげるというのが理想にはなると思います。うまくいかないと思いますが、ただ、前回、猿対策の一般質問をされた方がいらっしゃるんですが、そのときに囲いわなの捕獲も検討すると答弁があったようなのですが、その点に関してはどのように検討されていますか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□農林部長（野村久徳）

その予定でいたんですけれども、この補助事業の対象にならなかったということで、また改めて地元でいろいろ大きなものを設置するというので、そういった労力的な課題もまだ十分整理できなかったという我々の反省もございまして、引き続きその点について検討してまいりたいと思います。

○1番（小笠原美保子）

獣害は大変だと思うのですが、頑張ってもらいたいと思います。おばあちゃんたちがせっかく作った畑の大根やかぼちゃを食べられてしまうと気の毒なので、そこら辺もちょっと含めて、あと、出荷していらっしゃるトウモロコシとかも、もう収穫に行ったらほとんど芯ばかりだったというのも伺ったので、せっかく作っていても意欲がなくなってしまいますし、被害が本当に大きくなっているのので、気をつけながら頑張ってもらいたいと思います。

あと、もう1つ、粗放的な農地の利用事業で植林支援をされるようになって2022年度から予算が出るというのを私ちょっと勉強させてもらったんですが、今まで荒廃農地に、例えば大豆を植えるとかそういったことに対する補助があったと思うんですが、木に対して、計画的な植林に対しても予算が出るようになるというのをちょっと聞かせていただきました。

全国的に例えばクロモジを植えたりとか、お茶とか漆とかっていうのを植えて、管理をしていらっしゃるというのもちょっと見させてもらったんですが、例えば、何か野菜を植えようと思うとやっぱり手がないので無理な話ですけども、木だったら計画的に植えて、ある程度の管理をしておけば、整っていていって荒れないのではないかと思いますけども、そういったことは含めて検討されるということはあるですか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□農林部長（野村久徳）

今、国も、例えば農林水産省、あるいは国土交通省まで含めて、土地の利用のあり方、あるいは保全のあり方についていろいろな議論があります。

また、議員のほうで触れていただいた、例えばクロモジを植えたりとか、福井のほうではナツメを植えたりとかという取り組みもあるところです。

この辺りの難しさは、木でも、木でもという言い方は変ですが、クロモジを例にしましょう。クロモジも日当たりのいいところでは育ちにくかったりとか、あるいは酸性土壌ではないと育ちにくいとか、この間、薬草フェスティバルがあったときに養命酒の研究所の方のご講演がありまして、たまたま聞く機会がありました。例えば、同じ集落の中でも、日当たりがいいかどうか、山から離れているかどうかとか、その辺りを踏まえて、例えばクロモジも非常に魅力的な木、低木ですし、管理としてはしやすいのかもしれませんが、日陰をつくるということになると、周辺には、例えば別の木を植えたり、あるいは寒冷紗で隠したりとか、そういったこともありますので、そのあたりは専門家も交えて、今の畦畑を例にして、出発点として検討していきたいと思います。

また、国の支援につきましては、昨日、東海農政局の担当課長ともお話させていただいたのですが、肥培管理ができることが1つの原則というか、そういう収穫を目的にした支援ということ

になりますので、何かやっぱり売る、売らなくてもいいそうです。それを例えば自給的に使うことまでは大丈夫だというお話もいただきましたので、その辺りも農林水産省の方ともご相談をしながら要はどういった場所には何を植えるかとか、あるいはどういう管理をすればとか、どういう活用するかを、やはり実施を重ねながら検討してまいりたいというふうに考えています。

○1番（小笠原美保子）

今のお話を聞いているとちょっと、うれしくなってくるので、ぜひいろいろなものを植えたりして、農地を活用していただけるといいと思います。

市民の方でも農地を山に返すということに関して、抵抗している方もいらっしゃいますし、受け入れている方もいらっしゃいます。それで、受け入れている方に、私、お会いしてお話を聞いたところ、自分のところとしては、もう田んぼも畑もできない。だから、別に山に返っても構わない。でも、両隣とか周りが作っていらっしゃると、やっぱり草刈もしなければいけないし、管理をしなければいけない。なぜ山に返しても構わないかとおっしゃるかと言えば、草を刈る手間もないから返したいという話なんですけど、例えば飛び飛びにあるところを何とか固めて今のように木を植えるとかという活動ができるといいかなと私は思うんですけども、農地法のこととか、いろいろと難しいと思いますがどう思われますか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□農林部長（野村久徳）

今の課題というのは、山も森林のほうも農地も同じわけで、いかに権利をまとめて、どういふふうに効率よく再配分していくかということになるかだと思います。ですので、畦畑を例にとれば、それぞれ地権者の方が大事な農地でもあるわけなんですけど、そうしますと非効率になってしまいます。ですので、国のほうの中間管理機構の事業がありまして、要は所有と使用を分離する形になります。なので、所有権はもちろんあるんですけど、そこに所有者の方が、利用権を1回中間管理機構に貸し付けて、それからまとめて効率よくやるために再配分するという利用になります。そういったことがこれから大変重要になるのではないかと思います。

ただ、もちろん消費者の方とか地域の方のご理解がまず必要になりますので、そのあたりは地域の方の意見を聞いたり、ご意見を尊重しながら進めてまいりたいと思います。

○1番（小笠原美保子）

分かりました。そうですね。下呂とかだと、やっぱり農地法は難しいと思うんですけど、農業委員会さんのほうで畑を作りたい方とか、移住者の方のために、農地取得をしやすいために、空き家にくっついていない農地でも、取得できるようにしても、最低3年は耕作を行うことが条件になっているというのは伺ったんですけども。その考え方というのが本当に難しいところで、農地が荒れるから、イコール地域が荒れる。でも、農地ではなくなることは、地域が荒れることには繋がらないとそこにはあったんですけども。それも本当にそういう考え方も必要なのかなって、でも自給率を上げていきたいという話になると、農地のままのほうがいいのになといういろいろな思いはあるのですが、その事に関してはどうお考えですか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□農林部長（野村久徳）

下呂市のほうでは、現在農地法上、下限面積とあって、例えば本市ですと3反ないと農地を所有したりできないというふうにはなっているんです。

これがなぜあるかといいますと、やはり分散してしまうと、農地の集約が難しいということでそういう法律があったわけなんですけど、今その考え方も、もう農地法が既に改正されまして、下限面積は撤廃されたということでございます。

ただし、それは撤廃されたんですけど、要は土地の利用を何でもいいというわけではなくて、やはり農業ができる方、あるいは適切に管理できる方にやっていただくのは大事なところでございます。

それで、この施行が来年の4月1日以降になるかと思いますが、それまでに国からも様々な詳細についてくるかと思いますが、その情報を整理しつつ、本市の状況、あるいはその集落ごとの特徴に合った土地利用について検討していく予定でおります。

○1番（小笠原美保子）

ありがとうございます。私ももう少し勉強させていただきます。

あと、市民農園の話がちらっと出たんですけども、私、実は畑をちょっと作っているんですけど、自分が畑を作るにあたって、どこかで借りたいなと思って、まず市民農園さんを見させてもらったんですね。あんなに遠くまでちょっと通えないし、草取り1つにしても、車に乗って行かなければいけないので断念したんですけど、あの場所以外にちょっと市内の方が利用しやすい場所というのは、検討されるとかということはないんですか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□農林部長（野村久徳）

これまでも合併前からなんですけど、例えば下気多のほうにも同じようなところを設けていたんですけど、たまたまそこは、ちょっと湿気たりということもあって、何名かいらっしゃったんですけど、そこは廃止して上町のほうにということでございます。

現時点ですと、やっぱりいろいろな法律の規制もありますので、今みたいな形なんですけど、農地法の改正もございますので、そういったものを踏まえながら先ほどと繰り返しになりますが、要は専業農家の方も土地を広く利用する方、例えば水稲生産とか大豆、そういった方はやっぱりある程度優先して集約しなければならないとか、あるいは山際のところで、たまたま畜産の肥育、繁殖農家の方がいらっしゃるところでしたら、今も実験的にやっておりますけれども、要は親牛の放牧をしたり、あるいは住宅の近くは下限面積が撤廃されるわけですので、そういった家庭菜園についてもやっぱりいきなりすぐ始められるわけでもありませんので、どういったふうに進めようか、あるいは将来子供たちにやってもらうということで食育をどう進めるのか、そういうふう複合的に、総合的に考えていくのも必要だと思っておりますので、引き続きよりよくなるように検討を重ねてまいりたいと思います。

○1番（小笠原美保子）

今、部長がおっしゃったようなことが、市内で賄っていけるといいなというのは思うんですけども。例えば、観光のほうの農業体験みたいなものと連携を取ることで、人が集まりやすかった

りとか、飛騨市の目玉になったりとかというパターンもあるかとは思いますが。

あと、高齢化が進んでいますし、今まで農家さんで頑張っていた方、そういった方達が高齢であっても、例えばアドバイザーとしてそこに参加できるとか、頑張っていた場所のというのは作っていいと思いますけども、そういった方面のことも検討していただけたらいいと思いますけども、どう思われますか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□農林部長（野村久徳）

大変大事なことだというふうに思っております。というのは、やっぱり働かれる方が、例えば60歳未満とか65歳未満の方という人口が、これから非常に減っていく中で、例えば65歳過ぎても75歳になっても現役で何か社会に参画していただけるということは、これは農業に限らず全般的に非常に大事なことだということで、今の発言、ご質問は受けとめておりますけれども、農業に関して言えば、例えば、いろいろな経験をされた方が定年でお辞めになったり、例えば農業の研究職の方であるとか、あるいは先ほどヨモギとか、ドクダミという話がありましたけれど、本市にはアルプス薬品工業という生薬をずっとやってこられた企業もございますので、そういった方々で定年になられた方とか、そういった方々は大切な大切な知見をお持ちですので、そういった方にいろいろなアドバイスを受けながら、そういった資源の掛け算をして、何か地域が今以上に活性化するということが大事だと思いますので、そのあたりも農業分野でももちろん検討も今現在も進めているところです。

○1番（小笠原美保子）

ありがとうございます。お話を聞いていると夢が膨らんで、とてもわくわくするので、是非とも進めていただけるといいと思います。何歳になっても、やっぱり今まで頑張ってきた方たちの知恵とかやる気であるとか、そういった活躍できる場があるといいなと思っていますので、ぜひよろしく願いいたします。

では、次の質問に移らせていただきます。デジタル教科書について質問いたします。タブレット使用の現状及び効果について、児童生徒の健康への影響について、いじめの助長や依存について3点お尋ねいたします。

文部科学省は令和6年度から小中学校の英語で、デジタル教科書を先行導入するとの方針を中央教育審議会の作業部会に示され、了承されました。有識者や学校現場からは、紙の教科書の有効性を指摘する意見が多く、当面は紙とデジタルを併用されるとのことでした。

デジタル教科書の導入によって学力の向上など期待されていますが、デジタルが紙に比べ優位という明確な結果は得られておらず、健康面への懸念などもされることから限定的な導入となったようです。また学校ごとにばらつきのある通信環境や、デジタルに不慣れな教師も多いことも要因とされています。一番大切なのは子供たちの学校生活がより良くなることです。飛騨市の現状や取り組みをお尋ねいたします。

1つ目はタブレット活用の現状についてです。GIGAスクール構想として1人1台の学習端末配備が打ち出され、当初は2023年度までの予定だった配備が2020年度に前倒しされました。

新型コロナウイルスの感染拡大により、学校の休校でオンライン授業への需要が高まったこと

から、端末配備が進みました。学校現場でも慌ただしく進められたことから様々な課題もあると思いますが、指導する側も生徒も慣れてきたところではないでしょうか。毎日の学校生活や家庭学習などの学校外での活用で、様々な可能性も広がっていることと思います。良かったことや課題など、現状をお尋ねいたします。

2つ目は児童生徒の健康への影響についてお尋ねをいたします。文科省が6月に公表した小中学生の近視の実態調査で、学年が上がるほど近視とみられる児童生徒の割合が多くなる傾向が示されました。端末使用による近視や斜視といった悪影響が指摘されているため、子供が画面を見る時間の管理や、教室の照明の整備にも目を向ける必要があります。

また、与えられた課題などを何でもネットで検索できますし、操作に気を取られて集中しにくいのではないかと懸念されています。

低学年の読解力育成では紙の学習効果は高く、子供の成長段階に合わせることも望まれます。長時間のタブレット使用で疲労、睡眠障害、うつ症状など脳への影響を及ぼす可能性もあり、心配されている保護者も多いのではないのでしょうか。

成長期の子供たちの健康へ配慮した取り組みを実践されているのでしょうか。またどのようにお考えなのでしょうか。

3つ目はいじめの助長や依存についてです。チャットやSNSなどのいじめも増え、問題になっています。子供たちがどのように使用しているのか。全てを把握することができませんが、学習と関係のないサイトを見たり、ゲームをしたりしてしまうことで依存の危険性もあります。

読売新聞が全国の主要109自治体を対象に行ったアンケートでは、学習と関係のない利用が半数以上あり、トラブルが起きた際の調査のため、端末の利用履歴を集めている自治体が44%あるとのこと。事実の確認には有効とされますが、保護者に利用目的を明示せずに情報を集めることが個人情報との兼ね合いも問題視された事例も名古屋市でありました。

飛騨市内で子供たちがのびのびと学校生活を送れますように、情報モラルの指導や取り組みなど現状をお尋ねいたします。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

〔教育長 沖畑康子 登壇〕

□教育長（沖畑康子）

では、私からはデジタル教科書について3点お答えをいたします。1つ目の、タブレット活用の現状及び効果についてでございます。タブレット端末の整備は、令和2年度から始まり、先月末で市内全ての児童生徒が自分専用の端末を使用できる環境が整いました。

一番の成果は、個別最適な学びを実現する道筋が見えてきたことです。個別最適な学びとは、指導者が一人一人に合った学びを提供するだけでなく、学習者が自分に合った学びを自分で計画、実行できる力を育てることです。

例えば、小学校の算数ですが、岐阜県教育委員会が推進しているG i f u・W e bラーニングを活用して学びを進めています。その子にあったペースで進められたり間違えると戻って説明を受けたりできます。また、「私の学習状況」のページを見ると、よくできたところや間違えやすいところの確認もできるので、児童の主体性や自立心、自分を振り返り自分にあった学び方をつ

くっていく力などが育ちます。家庭でも同様に学ぶことができ、記録が残ります。一人一人の学びの足跡は、教師も見ることができ児童の実態を掴んで指導に役立てています。

また、体育では、学習者が自分の演技を動画で撮影して自己分析し、課題追及をしながら、自分に必要な学びを自分で計画しています。そのほかにも文章の推敲や写真の選択、加工などが簡単にできるので、「何度もやり直したり、何種類か作成して比べたりと、思考を深める時間が確保でき、表現力の向上が図られた。」「考えを共有しやすいので、みんなが参加やすく話し合いが深まった。」などの現場の声もよく聞いておりますし、授業に向かいにくく多くの支援を必要としていた児童が集中して学習に取り組み力を伸ばすという事例も出ています。これは自分に合った学び方を見つけた例です。

しかし、タブレット端末はあくまでも学習を進めるための道具の1つであり、誰もが必ず活用しなければならないものではありません。健康面への配慮をしながら、児童生徒が主体的に必要な場面で適切に使用する力を育てることも大切にし、タブレット端末の活用の可能性を広げていきたいと考えております。

2点目の児童生徒の健康への影響についてでございます。各校の眼科健診の折に、タブレット端末やスマートフォンなどの使用においては、ブルーライトカットや目の体操はあまり効果がなく、大切なのは長時間使用しない、目を30センチメートル以上離す、30分に1回はタブレット端末から目を離すなど使用者の自覚が重要であるとの指導を受けました。

このことを受けて、各校では、まずは教師が健康面に留意することを理解し、授業等においての連続使用に留意したり、タブレット端末から目を離す時間をつくったりするなどの配慮を行っています。さらに養護教諭が中心となり、タブレット端末やテレビ画面など睡眠前に強い光を浴びると、入眠作用があるホルモン、メラトニンの分泌が阻害され寝つきが悪くなることから、就寝1時間前からはICT機器の利用を控えるなどの健康面への配慮について、保健だよりや、国が作成した端末利用に当たっての児童生徒の健康への配慮等に関する啓発リーフレットを配布するなど、学校と家庭が継続的に連携、協力して取り組むようにしております。

今後も、子供たちの健康面への配慮事項について最新情報を学校と家庭で共有しながら、一人一人の児童生徒にとって効果的なICTの活用を進めてまいります。

3点目、いじめの助長や依存についてでございます。情報モラルの指導につきましては、現在、子供たちを取り巻く環境には、様々な情報機器、またそれを利用したSNSなど、当たり前が存在し、避けては通れないものとなっております。そのため、発達段階を考慮しながら、国語科や社会科、技術家庭科、総合的な学習の時間、道徳など、様々な学習場面を利用して、ネット社会のルールやマナー、責任、ネット社会に潜む危険を回避する行動や相手の立場に立って考えることの大切さなどを学んでいます。

また、中学校では生徒会が中心になって、タブレット端末の活用を考える取り組みを行っている学校や、これから検討を始めようとしている学校があります。

今の子供たちが迎える社会は、デジタルを活用することが前提となりますから、子供たちがそのリスクを理解し、安心安全に利用しながら可能性を広げられるようにすることが必要です。今、個人のデジタル機器やインターネットの安全な利用について学ぶ情報モラル教育から、デジタル・シティズンシップ教育への転換が始まっています。デジタル・シティズンシップ教育とは、

人権と民主主義の善き社会をつくる市民となることを目指し、デジタル機器やネットを賢く使う合理的活用ができる人材を育成しようとするものです。デジタル機器やネットの危険性も理解した上で、よりよく役立てるために必要な能力やスキルを身に着け、問題は起こるものとのことを前提にその解決方法を考える力を養おうと考えます。具体的には、約束やルールをつくり「～はしない」という指導から、子供たちが起こり得る問題を想定し、解決方法を自分たちで考え行動に移すといった指導へ転換し、子供たちがのびのびと学校生活を送ることができるよう努めてまいります。

〔教育長 沖畑康子 着席〕

○1番（小笠原美保子）

分かりました。ありがとうございます。最初のところで、メリットが思ったよりも、結構いろいろなことができるようになってきているんだなというのを確認させていただきました。その子ペースで自分に合った学びができるというのは、子供たちにとっても本当に勉強が身につくいいやり方だなというのを思わせていただいたのですが、例えば欠席がちな子であるとか、そういった子供たちでも、おうちでその点については、できるというか、難しくないようにできるようになっているんですか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□教育長（沖畑康子）

やり方を覚えれば、できるようになってどんどん進めていけるようになっております。ただ、現在のところ、なかなか家庭で勉強へ向かっていこうというところまではいっていないものですから、十分活用はできておりませんが、それにつきましてはできます。

○1番（小笠原美保子）

おうちでもちゃんと勉強ができるようになるといいですね。分かりました。

あとは健康面のところなんですけども、やっぱりこれはもう子供だけではなくて、私たち大人も気をつけなければならない。もう現代病みたいなものかと思いますが、今よく言われているスマートフォンであるとか、本もベストセラーになるものが出ているんですけども、その辺に関して、例えばお子さんがおうちでも使う頻度が上がっていると思いますが、それに当てはまるのではないかなとかという生徒さんとかは中にはいらっしゃいますか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□教育長（沖畑康子）

タブレットにつきましては、まだ全面的に家庭へ持ち帰ることはしておりません。学校で必要に応じて持ち帰って勉強したりしているところでございますが、この後は土曜日、日曜日で持ち帰りを経て、いつでも持ち帰れるようにはしていきたいと思っております。

だから、そこについてのことは出ておりませんが、既にこれまでもずっと家庭で、やはり持っていて、スマートフォンをやったり、ゲーム等をやったりしていて、そういう状況を作っているという子供たちは出てきております。それで、養護教諭が気がついて、いろいろなことを教えたり、家庭とも連携したりしながら進めているところでございます。

○1番（小笠原美保子）

今、デジタル教科書があるので、タブレット使用というところでの影響の話になるんですけども、これは昔から例えばゲームのやり過ぎで、おうちで困っていたとか、私、子供を育てていたときには、保護者で集まるとみんなその話で持ちきりだったのですが、使うものが変わっただけで問題としては昔からそんなに変わっていないのかなど。家庭での指導にもよるのかなというのはいいます。心配なのはやっぱり目が悪くなったりとか、ちょっと見ていると猫背の子供が増えているような気もするのですが、そこら辺の学校の健診とかでは、目以外にも何かそれに合わせて検査されるとかというのはしていらっしゃるんですか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□教育長（沖畑康子）

それに関するとか、全般に健診項目は全ての体にわたってやっておりますが、例えば、背骨の曲がり具合でありますとか、側弯とかそういうことも診てもらったりとかはしているところですが、首が前に出るというようなところまでは、まだ診ていないかなと思います。

○1番（小笠原美保子）

分かりました。それはおうちでも気をつけていただかなければならないところですね。

あと、情報モラルのところでもかなりデジタルを賢く使うというところの教育はなされているのを聞いて安心したんですけども、今の話、お子さんたちがどのように使っているかとか、どこまでというのは踏み込んで調べたりするのは大変なことだと思うんですけども、そういった点では、飛騨市としては把握ができるような状況にはなっているんですか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□教育長（沖畑康子）

個人の持っているものについては分かりませんが、学校で貸与します端末につきましては、情報セキュリティポリシーを作って保護者へも当然周知をして、そして同意を得ているところです。その中に、そのことについて何か起きたときに必要に応じて道具を集めますということを明記しておりますので、そのことに同意をいただけるということだけ、対応ができていくということになっております。

○1番（小笠原美保子）

分かりました。あと、最近のニュースでちょこちょこ出てきていて、私がこの間見たのは、千葉県の学校だったと思うんですけども、サイバー攻撃にあって、情報が流出したりとか、使えなくなったりとかという報道も度々見るんですが、外部からとかに対してのセキュリティとかはどのようにされているんですか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□教育長（沖畑康子）

それは使用の中の契約上でやっているところではございますが、それ以上のことはしておりません。

また、校務支援システム、学校のそういった成績等のものにつきましては、県のシステムを使ってそちらで専門家がしっかりと管理をしていただいております。

○1番（小笠原美保子）

すみません、専門的なことなので、ちょっと書いていなかったのですが申し訳ないんですけども、県で管理しているということは、そこは飛騨市とも連携がすぐとれるようになっていたりとか、うちのほうへ連絡をするようにはできるようになっているということですか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□教育長（沖畑康子）

今の校務支援システムの話でしょうか。それは県が推奨して、多くの自治体、市町村が使っているんですけども、それで会社と契約してあって、そこが管理をしていて、すぐにいろいろなことについては連絡をいただけるようになっています。それぞれの家庭へということとはございませんので、お願いします

○1番（小笠原美保子）

ありがとうございました。なんせ私も知らないことですし、子供を育てていたときにもなかったことなので、ちょっと知らないことが多くて、教えていただきたかったのですが、これから可能性もすごく広がっていくと思います。やっぱり、この飛騨市にいても世界の果てまでのことも調べることができますし、瞬時にみんなが共有して勉強できるというのは、夢が膨らむいいシステムだと思っていますので、これからも子供たちの健康に気をつけながら、伸び伸びとやっていただきたいと思います。以上です。これで質問は終わらせていただきます。ありがとうございました。

〔1番 小笠原美保子 着席〕

◎議長（澤史朗）

以上で、1番、小笠原議員の質問を終わります。

◆休憩

◎議長（澤史朗）

ここで暫時休憩といたします。再開を午後2時05分といたします。

（ 休憩 午後2時01分 再開 午後2時05分 ）

◎議長（澤史朗）

休憩を解き、会議を再開いたします。8番、徳島議員。

〔8番 徳島純次 登壇〕

○8番（徳島純次）

それでは議長のお許しをいただきましたので、質問させていただきます。私は2点内部統制制度についてと業務システムの自動化についてお伺いいたします。

内部統制とは組織目的達成を阻害する事務上のリスクを識別、評価し、その対策を講じること

で事務の適正かつ効率的な執行を確保することとされています。飛騨市は第四次行政改革大綱において、人口減少により資源、モノ、ヒト、カネ、時間が限られることが見込まれる中で、現在においても業務量が増え、内容も多岐にわたり複雑化しており、このままでは適切な事務の執行ができない可能性が高く、限られた財源、人員で適正かつ効率的に市民サービスを行う仕組みが求められていることから、内部統制制度を導入しますと規定しています。内部統制について4点お伺いします。

1点目、内部統制制度の評価について。飛騨市は2020年8月から内部統制の運用が開始され、2020年12月1日～翌年5月31日間の評価を2021年6月1日に行い、10月15日に市ホームページに公表されています。

この評価期間6か月間に洗い出された各種業務に潜在するリスク管理件数は2,225件、顕在化したリスク66件、業務を見直し、リスク対応が取られた件数83件となります。リスク顕在化率は、管理事案数の3%という結果で、評価時点で未然防止策が機能しており、おおむね妥当な体制であると評価されています。

評価からさらに1年以上制度を運用され、2021年12月1日～2022年8月31日までの内部統制リスク管理件数は2,224件、内部統制リスク顕在化事案の件数は21件と伺っています。これらを踏まえ内部統制の運用2年経過しての評価及び今後の検討すべき課題がありましたらお聞かせください。

2点目、情報共有と類似事案防止について。飛騨市内部統制基本方針に「リスク顕在化したときは、部長会議において事案のてんまつ・再発防止策を報告し、他部局で同様のミスが発生しないよう情報共有及び注意喚起を行う。」とあり、2021年6月1日定期評価の評価結果には、「顕在化した事案は、対応が収束した後に庁内幹部職員会議において報告、共有し、その内容を全ての職員に周知しました。」とあります。

また、顕在化の原因は、「担当者が交代した場合の引継ぎが不十分であったことによる。」「事務処理方法を十分に理解していないことによる確認不足によるものなど顕在化した事案は、些細な注意を払うことで防止することができるものが大半を占めていました。」と公表されています。

2021年12月1日～2022年8月31日までのリスク顕在化事案件数21件の顕在化の原因は、確認不足によるもの。事前に確認すべきことを怠った。前任者からの事務引継ぎができていない。事務処理していると思います。

「顕在化した事案は、対応が収束した後に庁内幹部職員会議において報告、共有し、その内容を全ての職員に周知しました。」とありましたが、どのように周知されたのか、各部署においてリスク管理案件の見直し、確認作業を確実に行われてリスク顕在化の未然防止に利活用されているかについて伺います。

3点目、業務システムの自動化。2021年第4回定例会の高原議員の一般質問「各種業務のチェック体制」についての都竹市長の答弁において、「業務を行う上で誤りがない、ミスがないというのが理想ですが、そもそも人が作ること、やることですから、ミスは起きるものだという認識で掛かっておりまして」と述べられていますように、人はミスをするもので、大人の集中力が持続する平均時間は45分～50分であり、最長90分と言われている中で、職員の注意力、集中力に頼るのは限界があると思います。

同じ市長答弁の中で、「気を付けなくていい方法、ミスを起こす部分を回避してしまえば、ミスは起こらないわけです。あるいはミスの原因となる人間が行う業務とか事務をRPAとか各種システムの導入に置き換えれば、ミスは回避できる」とあり、2021年度当初予算にRPA会議録作成支援システムが実験導入され、会議録作成時間の短縮に貢献していると聞いています。

飛騨市は今後どのような業務にRPAやRPAとAI-OCRの組み合わせ等による自動化を適用できると考えているのか伺います。

4番目、内部統制に関する評価の公表について。飛騨市の内部統制の定期評価の期日は、毎年12月1日、6月1日に行うとしています。初回の評価は2021年6月1日に行われ2021年10月15日にホームページに公表されましたが、2021年12月1日及び2022年6月1日の定期評価結果が公表されていません。飛騨市内部統制基本方針の5章の取り組み状況の公表において、「リスクが顕在化した場合や、基本方針に重要な変更を行った場合には、適宜、市のホームページにおいて公表する。」としています。6月1日の評価については評価日からの経過日時の関係で、準備中と思いますが、2021年12月1日の評価日の評価は9か月経過しても公表がありません。市の見解と今後の評価結果の公表についての方針を伺います。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

〔総務部長 谷尻孝之 登壇〕

□総務部長（谷尻孝之）

内部統制制度につきまして4点のご質問をいただきました。一括してお答えいたします。

まず、1点目の内部統制制度につきましては、令和2年度8月に導入、運用を開始しており、現在約2年を経過したところです。ご質問の評価と課題についてですが、まず評価としては、制度運用後に初めて公表した令和2年度の評価結果にもあるように、現在のところ、制度運用上の問題は特にないと捉えております。

内部統制は、地方自治法第150条の規定を根拠として、都道府県及び指定都市に実施が義務付けられているのに対し、本市を含むその他の市町村については努力義務とされています。この上で本市が実施する内部統制は法に基づく内部統制ではなく、あくまで市独自の仕組みと位置付けております。

なお、現時点で県内において法に基づく内部統制を導入しているのは岐阜市、羽島市、安八町の三市町と少なく、この状況からも、本市の取り組みは現時点で、なお試行的取り組みであり、今後、継続していく中で見直しを重ね、磨き上げていくものと言えます。この点が課題ともいえ、継続的に取り組んでいくことで本市の規模や組織に適したよりよい仕組みを確立していく必要があると考えております。

次に2点目の情報共有と類似事案防止についてお答えいたします。本市の内部統制の仕組みにおいてリスクが顕在化した場合は、対応を終え、事態が収束した後に、所管部署において当該リスク事案の概要、原因、対応、再発防止策を文書化し、市長まで報告することとしております。

その後、直後に開催される部長会議において所管部長による報告を経て全部長に情報共有、各部長から所属職員へ会議結果等と合わせて展開するとともに、庁内イントラネット上にも掲載し全職員へ周知することとしております。おのずと職員はリスク事案の発生経緯を知ることとなり

ますので、自分ごととして捉え、自らの業務等においても注意を払うことに繋がります。なお、人間が行うことですので、事案の周知によって完全防止することまではできませんが、少なからず同様の事案発生の抑止力となり得ているものと考えております。

3点目の業務システムの自動化についてお答えいたします。人間が行うことである限り、ミスなく完璧にこなすというのは困難であり、どこかでミスは生じるものと言えます。通常職員が行っている業務の中で、例えば紙媒体の情報を電子データ化する、あるいは一定のデータをシステムに入力するといった単純作業は、その量が多くなればなるほどミスが起きる可能性が高まります。こうした単純作業は、それを得意とする機械やロボットに行わせることでミス発生の確率を抑えることが可能です。RPAへの転換やシステム導入によってリスク顕在化を皆無にすることは困難ですが、少なくともそれらを活用することで業務上のミス発生の確率は軽減できます。このため、業務のRPAへの転換やシステム化、あるいは効率化及び職員の負担軽減の面からも業務自体の外部委託についても積極的に進めていくことが必要と考えております。

最後に4点目の内部統制に関する評価の公表についてお答えいたします。令和2年3月に策定した飛騨市内部統制基本方針の中にもあるように、リスク顕在化事案のうち、多くの市民に影響を及ぼすような重大事案については、発生の都度、報道発表することとしており、また、基本方針の重要な変更等を行った場合に適宜公表することとしております。

一方で、本市の内部統制は法に基づくものではないため、年1回の報告書の作成といった手続は実施しないこととしており、本来は評価結果等を公表する必要はありません。

しかし、令和2年度は内部統制導入初年度でもあったことから、年度を通じた評価結果をまとめ、市ホームページで公表したところです。市としては、義務ではないものの、事務上のミスによって市民にご迷惑をおかけした事案など、業務上発生したリスク事案の概要については公表していくことが適切と認識しております。このため、当面の間は令和2年度同様のスケジュール感で評価結果を公表していきたいと考えております。

〔総務部長 谷尻孝之 着席〕

○8番（徳島純次）

内部結果の類似事案の防止についてなんですが、確かに人がやることですからミスは起きます。起きたときにそれを横展開していくということだと思んですが、部長会等で周知をして各課に持ち帰って各職員の方に周知をすると、周知された職員は、自分の業務に照らしてチェックを行うということなんですが、課として洗い出したリスク事案があると思んですが、その課として、そのリスク事案の中に今回、顕在化したものが含まれているか、いないかのチェックというのは、その各課ではやらないんですか、もしくはリスク事案、顕在化したものが、課の中にまだ相当するものがあるのではないかというような課としての、もう一度リスク事案の洗い出し等みたいなことは行わないんでしょうか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□総務部長（谷尻孝之）

ただいまの件でございますけども、半年に一度、各部署において見直し作業をしているところでございます。そういった中で、今ほどおっしゃられたように、他部署の事案であっても、自分

のところでは横展開ができるものである。もしくは自分の中であってさらにその要因が似ているようなものにつきましては、その時その時で、そういったものについて新たに上書きしていくというのか、方策を変えていくというような形を取っているようなところでございます。

○8番（徳島純次）

3番目の業務の自動化について少しお伺いしたいと思います。業務のシステムの自動化、これは行政のシステムの中では業務を効率化するということにも入っていますし、内部統制だけではなくて、先ほどおっしゃられたような効率化ができますし、それから、働き方改革の一環にもなっていると思うんですね。ですから、次の質問のところとダブるんですが、内部統制兼働き方改革の1つでもあるということなのでお伺いします。

それで、自動化、RPAとか、またはAI-OCRを使った業務を適用していくときに一番いいのは、もう手入力がなく電子で入力されたものをそのまま横展開していくというのが一番いいと思うんですが、そのときに各システムのフォーマットが統一されていないと、横展開するのも非常に難しい部分がある。特にこのOCRが一定の業務手続きに従って行われる定常業務に関して導入するのは非常に有効な手段なんですが、そのときに、例えば、市民1人の情報を入力する。出生したときに受け付けるところでも入力する。また税のほうでも個人の入力をするというふうにして、その個人の情報があちらのシステムでも、こちらのシステムでも入力するというふうになっていて、それぞれ入力しなければいけないというふうになっていけば非常に手間なんですね。受け付けしたときにOCRによって関連するものがあるところに一元的にデータが自動的に入ってくるというふうにすると、非常に効率的で、その効果も大きいと思うんですが、そのためにはフォーマットを統一しなければいけない。

例えば、人の名前、私だったら徳島純次という名前ですけど、入力するときに徳島と打って、空白を入れて純次と打つのか、徳島純次と連続して打つのかによってフォーマットが違うんですね。そういうふうにして入力するところのフォーマットを統一しておかないと、なかなか自動化というのはうまくいかないと思うんですが、これからシステムを統一していこう、それから、OCRを大いに導入していこうというふうに考えた場合に、このフォーマット等を各業務システムのフォーマットを逐次これから見直しをして統一していく、今すぐにはできないわけではないんですけど、時間はかかるかもしれませんが、そうしないと、今後ますます人口減少が起きて職員の数が減ったときに難しくなっていくのではないかなというふうに思うんですが、この辺の考えはどうなんでしょうか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□総務部長（谷尻孝之）

多少食い違う部分もあるかと思いますが、例えば、今言ったとRPAなんかもそうなんですが、これはどちらかという既存のデータをどう加工していくかというものなんです。そうすると全く同じことを各課がやっているものならばフォーマットを一緒にしてやっていけばいいことなんですが、結局、個々の業務において、例えば、請求書を出すという業務があるとすると、いわゆる材料ですね。何を幾らで買って、いつ使ってというような材料があるんですけども、そういったものが、各課が全く同じものであるなら同じフォーマットを使ってやっていけばいいと思う

んですが、そうではないとすると個々の業務によってRPAのストーリーというんですけども、ストーリーを作っていかなければいけない。

ですので、同じものであるとするなら、確かに横展開はできると思います。ただ、なかなかそれが各課においてできない。これは1つの業務をやる中で、どちらかというボリューム感は軽減できるものであって、RPAとシステムとしては横展開がいっぱいできるんですけども、業務としてはどちらかいうと深みにボリューム感での経験ではないというような形になります。

それから先ほど戸籍のような話もそうなんですが、基本的には、戸籍のほうでそういったものを入れると全ての組織でそういったものを共有できるような仕組みになっておりますので、当然見れる範疇というのは決まっているんですけど、そういうふうになっていきますので、そういったものは、もう既になっているところでございます。

○8番（徳島純次）

今の件、1つの業務の中での仕事の流れ、それを自動化するというのはあって、ただ、予算のことを考えると、そこにそれだけのお金を投入して、それに見合うかどうかというふうになると、1つの課のある業務だけを考えると非常に投資効果は悪くなるだろうと思うんですね。よほど大きなシステムでない限り。そうなったら、やっぱり横展開で横にも、そのRPAを利用して同じような一連の業務ができるようにしたほうが、私はより有効性があるのではないかという意味を考えると、やっぱり今すぐではないでしょうけど、先ほど言ったようないろいろなフォーマット等を統一するだとか、ああいうものを今後やっていく必要もあるでしょう。多分その業務システムの中で、基幹の部分ではできているんだろうとは思いますが、そういうものを含めてやっていかなければいけないのだろうと思うんですが、そういうふうに行っていいことを考えていただきたいなと思うと、やっぱり予算関係でRPAを導入するのは非常にいいと分かっているもなかなか、今のこの内部統制、ミスをなくすことだけを考えて場合に投資できる範囲が縮まっていくのではないかと思うんですが、その辺のボリューム感というのはどうなんでしょうか。たくさん業務に対応できるようなものであると考えられているのか、現在のシステムのままでは、ある程度限られているからあまり適用できる範囲というのは少ないと考えられているのか、その辺どうなんでしょうか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□総務部長（谷尻孝之）

実際の運用としましては、例えば、先ほど申しましたように、ある部署で請求書を出す業務があるとするならば、そういった材料を集めた上で、いわゆるストーリーを走らせて業務を行うわけでございます。例えば、それを自宅に帰る前にセットしておいて帰ると明日の朝でき上がっているというような状況です。そうすると、その端末を次に私のほうの部署で今度はこういった業務に使いたいからといってそれを借りて行ってやっているという状況で、それがパソコンそのものを持って歩いているというような状況の中で、特にそれによって何か業務が詰まっているとか、そういうことはなく、どちらかと円滑に動いているような状況というようなのが実際のところなんです。

ただ、一方で議員がおっしゃられたとおり、まだまだそういったこれができる業務がほかにもいっぱいあるかと思えます。ところが、やっぱり特にパソコン業務なんかですと、得手不得手も

当然ありますし、それと、職員自体もこういったものをこういうふうを活用すればできるんだというところが、まだまだ広がっていない部分もありますので、そういったことは今後もしっかり講習会とか開いて横展開していきたいというようなことは考えています。

○8番（徳島純次）

今後、RPAだとか、AI-OCRを導入していこうとすると、それなりの知識が必要だろうと思うんですが、市の場合は外部に委託する。どこに適用できるか、どういうふうにシステムを変えるかというのを委託するというのと、それから内部の職員でやるという方式とあると思うんですが、もし内部の職員でやろうとすると、ある程度の知識がいると思うんですが、その辺の職員に対するICTの知識教育みたいなものは、今後、考えられているのか、それとも現在の職員で十分その知識を持っている方がいるから必要ないと考えられているのか、その辺どうでしょうか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□総務部長（谷尻孝之）

2つの側面があると考えておりまして、1つには、今の自分の業務において、何がそういったシステム化できるかとか、外注できるかというその気づきですね、そこがまず1点。

それから、もう1つはやっぱりツールとしてこういったものがあるんだというところがもう1点。これが組み合わさったところで初めて進んでいくと思うんですが、今おっしゃられた特にシステムの話、OAとかそういうところにつきましては、できるだけ若い職員を中心に講習とか、勉強会をしていきたいというようなことを考えています。

○8番（徳島純次）

ぜひ、職員さんに深くではなくてもいいんですけど、部長がおっしゃられたように、自分の業務に対してどういうふうにしたらより楽に仕事ができるか、変な言い方ですが、それをどう機械化、自動化していけるかという気づきが大切だと思うんです。それがなかったら先に進まないの、そういうような気づきができる程度の業務に対する知識だとか、ICTに対する知識というのは、やっぱり一人一人の職員も必要だろうと思うんです。そのシステムを構築することまでは必要ないと思うんですが、どうやったらそういうことを成し得るか、またこうやったらより楽に仕事ができるようになるし、ミスがなくなるよというものがあると思うんですが、そういうものを積み重ねていけば、市長が言われているように適用範囲が広がって、機械がやって人間のミスを少なくしていけるだろうというふうに思いますので、ぜひその点についても力を入れて職員の教育のほうもよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、2点目に移ります。働き方改革の実現に向けた取り組みについて。地方自治体の業務は、住民のニーズは多様化し、複雑化する一方で、業務の効率化は進まず、少子高齢化や人口減少の影響もあり、自治体の人員確保は深刻な課題となっていますし、職員の長時間労働も問題となっています。

飛騨市も人口減少により介護現場や保育現場は人員不足の状況にあり、加えて2020年より新型コロナウイルス感染症での半強制的な働き方の変化に対応する働き方改革が必要と考えます。働き方改革の実現に向けた取り組みについて伺います。

1つ目、働き方改革の実現に向けた取り組みの中間点における評価と今後の課題について。飛騨市第四次行財政改革大綱の4章、目指すべき行財政改革の役割の取り組みの1つとして、事務事業の見直しによる業務の効率化、働き方改革の実現に向けた取り組みがあります。取り組み期間を総合政策指針に基づき、令和2年度から6年度までの5年間に期間としています。2.5年が経過した現時点での働き方改革の進み具合、取り組みの評価、及び見えてきた今後の課題を伺います。

2つ目、働き方改革の実現に向けた取り組みの1つの柱であるテレワークについて。事業の見直しによる業務の効率化、働き方改革の実現に向けた取り組みの1つにICTを活用し移動時間を節約することや多様な環境へ対応できる柔軟な働き方を可能にするテレワークへの取り組みがあります。

市は令和2年度より自治体テレワークシステムの実証実験に参加し、自宅や外部から職場の端末にリモート接続する実証実験を行い、令和3年度は在宅勤務やモバイルワーク用の端末及び回線を用意し、コロナ過にも対応できるよう、勤務継続性の強化を図るということで、自治体テレワークシステムの100アカウントを各部署に割り振り、利用可能職員の増加を図る事業を行っていますが、日常業務において何人の職員がテレワーク業務を行っているのか、それによる効果はどのようなものがあるのか、テレワークを推進する上での課題は何かがあるかについてお聞かせください。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

〔総務部長 谷尻孝之 登壇〕

□総務部長（谷尻孝之）

それでは、1点目の取り組みの中間点評価と今後の課題についてお答えいたします。市では、第四次行政改革大綱の中で4つの取り組みの柱を定めており、その1つが事務事業の見直しによる業務の効率化です。

これは、社会生活の急激な変化によって行政需要が年々複雑・多様化する中で、限られた財源と職員によって各種課題に対処するためには、業務を効率化し、職員が対応できるための環境を整えていくことが重要な課題であるという考えに基づくものでございます。

これまで、市ではこうした環境整備のため、主に自動化への取り組みを重点的に進めてきました。具体的には、議会等におけるペーパーレス化、業務へのRPA・AI-OCRの導入、会議録作成システムの導入があります。特に会議録作成システムについては、議会事務局において議事録等作成に要する作業時間を従前の60%程度に削減できたことに加え、他の所属においても各種会議録等の作成において70%～80%程度の削減効果があったことから、職員の負担軽減の面からも一定の成果を挙げており、評価できるものと考えております。

また、紙媒体の情報を電子データ化するAI-OCR、パソコンにおけるデータ入力等の作業を自動で行うRPAについても、一度に大量の処理を要する定型業務、例えば、補助金交付事務、施設使用料徴収事務、新型コロナウイルスワクチン接種関連業務において活躍した実績があり、職員からも好評を得ております。

ただ、これら自動化に関するツールは汎用性が高く、様々な業務に効果が期待できる一方で、

その活用には一定の知識と技能習得のための時間が必要であるとともに、職員の中でも得手不得手があるのが実情です。今後、業務効率化のために、さらなるICTの活用が想定される中で、知識技能習得のための長期的な取り組みが必要であり、全庁的に情報リテラシーの底上げを図ることが課題であると考えています。

また、業務効率化のための今後の大きな取り組みとして、可能な限り業務を外部委託していくことを検討しております。例えば、職員が毎月、毎週、あるいは毎日従事するような定型業務を外部委託することができれば、これまで当該業務に従事していた職員は、企画・政策立案に関する業務に携わることが可能となります。

また、多くの職員が携わるような事務事業自体を外部委託することができれば、当該事務事業に要する時間に加え、人件費の縮減にも繋がります。今後、各部署と協議を重ね、外部委託可能な業務等を洗い出していきたいと考えております。

続きまして2点目のご質問、テレワークの実施につきましては、平成29年度頃より、当時開催予定だった東京オリンピック・パラリンピックに向け、開催期間中の交通混雑の緩和のため、特に首都圏において一斉実施を呼びかけるなどの運動が展開されていましたが、首都圏の状況とは大きく異なる本市においては、その必要性や柔軟な働き方に向けた選択肢としては、あまり重要視されていなかったと認識しております。

そこへコロナの感染拡大が始まり、人との接触による感染リスクを減らす必要性に迫られた結果、全国的にインターネットなどのネットワークの活用が急速に進むこととなりました。本市においても、庁内会議や職員研修にZoomなどのオンライン会議ツールを導入することで、人との接触を避けながらも、今までどおり意思疎通を図りつつ、移動にかかっていた時間を有効に利用することとなり、大きなメリットがあったと考えております。

お尋ねのテレワークを行っている職員数ですが、消防職や福祉職など、現場対応を主務とする職員を除く一般行政職245人中、テレワークシステムに登録している職員数は約120人で、第7波の影響が大きかった8月中の利用者数は延べ163人でした。1日あたりに換算すると7.4人が利用したことになります。

また、本年度から同時接続を140件まで可能とする拡張を行っており、実質的に希望する職員全体が使用できる環境が整っているものと考えております。

これによって、新型コロナウイルス感染症の影響で出勤停止となった職員でも、無症状の場合には自宅にいながら業務を行うことができ、業務の停滞を最小限に抑えられたことが大きな効果として挙げられます。

また、LOGOチャットという自治体向けチャットツールの導入により、テレワーク中の職員との連絡はもちろん、昨年度の大雪や先般の神岡町での火災などの非常時において、リアルタイムでのやり取りが容易となり、状況に応じて迅速に判断し対応することが可能となった点も大きなメリットとなっています。

他方で、テレワークを推進する上での課題といたしましては、1点目に職員の勤怠管理が難しいこと、2点目に基幹系システムの利用ができないことが挙げられます。

このうち、勤怠管理につきましては、職員による事前申請と業務の開始と終了の報告による自主申告に併せ、ネットワークログの事後抽出による確認により、勤務実績把握の徹底を図ること

としております。

しかし、基幹系システムのテレワーク利用につきましては、元々、基幹系システムがセキュリティー上の問題からOA系のネットワークから切り離されていることから、技術面からも、国のガイドライン上からも、現時点において実現は不可能であり、業務の大半で基幹系システムを使用している部署においては、テレワークに移行することが難しい状況にあります。

〔総務部長 谷尻孝之 着席〕

○8番（徳島純次）

働き方改革の実現に向けた取り組みという中で、今年度、行政DXデジタルトランスフォーメーションの推進というのが計上されていますけど、これも業務上のICTを推進してくということになるんですが、ここにはこれを支援するICT相談員を置くというふうになっているんですが、これは本庁に置くのか、各振興事務所にも置くのか、何人ぐらい相談員を配置するのか、ちょっとお伺いいたします。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□総務部長（谷尻孝之）

現在、情報システム係のほうに1名の方を配置しています。

○8番（徳島純次）

相談員が各部署からの問い合わせに電話で答えるということになるのでしょうか。

それとも、電話ではなかなかやりとりが難しいような案件の場合は、例えば、神岡からあった場合は、神岡にその都度出かけて相談を受けるというようなことを行うのでしょうか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□総務部長（谷尻孝之）

ケースバイケースによるかと思いますが、基本、担当者のほうにこちらのほうに来ていただくような形になるかと思いますが、それこそZoomであったり、そういったものでも十分対応できるかと思いますが。

○8番（徳島純次）

あと、今の行政DXを推進して行えば、働き方改革の取り組みも進んでいくのではないかなと思うんですが、市民からのいろいろな申請なんかを、今は紙ベースも多いのではないかなと思うんですが、例えば、オンライン化して、各家庭からパソコンで申請できるようにするとかいうようなものを増やしていくというふうには考えられていませんか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□総務部長（谷尻孝之）

まさしく今おっしゃられたようなことというのは、新型コロナウイルス感染症のワクチン接種のときに皆さんが利用された、いわゆるスマートフォンとか、パソコンから申し込まれたというところに繋がるかと思いますが。

それはまさしく今後のDXに向けて大切な1つだと思いますので、各部署の中でそういったこと

が対応できるものであれば、積極的に推進していきたいと思えます。

○8番（徳島純次）

ぜひ、オンラインの申請とか、それから先ほど言いました作業の標準化、フォーマット標準化等を推進していただいて、行政の効率化を目指していただくと同時に、各職員のミスを少なくして、少人数でも回っていくような市役所を目指していただきたいなというふうに思えます。これで僕の質問は終わります。

〔8番 徳島純次 着席〕

◎議長（澤史朗）

以上で8番、徳島議員の一般質問を終わります。

◆休憩

◎議長（澤史朗）

ここで暫時休憩といたします。再開を午後3時00分といたします。

（ 休憩 午後2時53分 再開 午後3時00分 ）

◆再開

◎議長（澤史朗）

休憩を解き、会議を再開いたします。9番、前川議員。

〔9番 前川文博 登壇〕

○9番（前川文博）

それでは、議長から発言のお許しをいただきましたので一般質問を始めさせていただきます。今回は大きく4点ありますので時間配分を間違えずに行っていきたいと思えます。

それでは、まず1点目です。令和5年度の新年度予算についてお伺いしたいと思います。令和5年は都竹市政になって2期8年目の仕上げの年となります。これまでの6年半の間、「元気であんな誇りの持てるふるさと飛騨市」を掲げ、市政運営を行い予算執行されてきました。広い飛騨市の全体を見て、4町がそれぞれ特色を発揮できる政策も行われてまいりました。

しかし2期目に入ったときに、この新型コロナウイルスで2年半の間は市長の思いどおりの政策が進まなかった、実現できなかったということもあつたのではないかと思います。市長も私たち議員も残り1年5か月くらいの任期となつてまいりました。そこで任期の最終年に向かうにあたりましてお伺いいたします。3点です。

1点目は全体的な予算の考え方ということです。任期最終年の予算編成が間もなく始まります。令和5年度はコロナ対策も落ち着き、ほぼ通常に戻るのではないかと期待しています。今のこの落ち込んだ雰囲気から脱却し、上昇気流を作る必要があると考えます。そのためには、かなりの対応が必要だと思えます。「アフターコロナ」この言葉はもう聞き飽きました。いよいよ先が見えてきたような気がします。飛騨市の元気を取り戻すためにどのような考えで令和5年予算編成を行うのかお伺いいたします。

2点目です。公共施設の方向性についてということです。令和4年4月から指定管理施設のY

uMeハウスが休業となりました。1年後の令和5年3月31日で指定管理期間を3年間短縮し、指定管理が終了いたします。その後は指定管理者が不在となるのだと思います。これは、指定管理者が管理業務の期間の途中でやめたい場合、1年前に通知するよう決まっているため、今回、1年間の休業を経て契約を終了するものです。

その撤退する理由は近隣にある同様の指定管理施設に宿泊や宴会需要を集中させて、この難局を乗り切りたいとの経営判断でした。この先、飛騨市の全ての公共施設で経営判断による撤退の現象が発生するのではないかと心配しています。今回、決算の剰余金から1億円が公共施設管理基金に積み立てとなっており、取壊しも含めた説明がありました。このことから、市内にある全ての公共施設の在り方、方向性について今後の考えをお伺いいたします。

3点目です。火災跡地の活用と医師住宅、看護師住宅についてです。2020年5月24日の船津火災から2年が経過いたしました。跡地には看護師住宅が建設されるとの話が聞こえてまいります。新年度に計画される予定はあるのでしょうか。

また、現在ある医師住宅の屋根が雪害で損壊しています。火災跡地に医師住宅を建設する予定があるのであれば、修繕はしなくても済むのでしょうか、現状を見ると保険対応でも早急に修理が必要ではないかと思えます。この破損した住宅にも自転車が置いてありましたから、居住している方がいると思えます。この先、医師確保のためにも早急な対応が必要と考えますがいかがでしょうか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

〔市長 都竹淳也 登壇〕

△市長（都竹淳也）

それでは、3点のお尋ねをいただきました。全て私からご答弁申し上げます。

議員にもお触れいただいたんですが、令和5年度は私の市政2期目の最終年ということでございます。

これまでの市政運営に当たりましては、まず市民生活の足元を見つめる、そして市民との対話の中で身近な暮らしの課題に迅速に対策を打っていくということと併せまして、地域資源を掘り起こして市民の誇りと活力を生み出すということに徹底的に注力してきたところでございます。特に飛騨市は人口減少先進地でありますので、全国でも解決事例の少ない課題を有しているわけでございますし、そのために先進的な施策に積極果敢にチャレンジするというところで、解決の糸口を探りながら事業を推進してきたというところでございます。

例を挙げますと、例えば医療介護人材の確保ですとか、障がい児者支援、地域協働による課題解決型教育、薬草や広葉樹のまちづくり、関係人口やロケツーリズム、特産品のブラッシュアップやネット販売支援、ふるさと納税の獲得や電子地域通貨さるぼぼコインの活用など成果が見えてきておりまして、国をはじめとする各方面やメディアなどからも大きなご評価をいただけるようになってまいりました。

一方で、新型コロナウイルス感染症の収束がなかなか見通せない中で、ロシアによるウクライナへの侵攻がございますし、今週は特にひどいんですが、急激かつ異常な円安がございますし、原油価格・物価高騰など地方自治体レベルでは解決できない全世界規模の問題によって、市民生

活が大きく左右されるということが常態化をしてきているわけであります。

また、2050年カーボンニュートラルやDXの推進、そうした国家目標に対する市の役割も一層求められるようになってきているということです。

そうした中で、今までのように市民生活の足元の課題に目を向けつつも、視野を大きく広げて、国際的なトレンドを捉えて、また中長期的な観点から市政を今一度見つめ直し、次のステージへとステップアップしていく時期を迎えたのではないかとというふうに認識をしております。

このことから令和5年度当初予算のテーマを持続可能な飛騨市づくりというふうに位置づけました。

現在、来年度に向けた政策の協議に入りつつあるんですが、その中ではこの持続可能という物差しを当てまして、市民生活やこれまでの施策を見つめ直す。その場合に市として何をすべきかを考えるという方針で、現在、来年度政策の立案に臨んでおります。

そして、あらかじめ、まちづくり、産業づくり、市役所づくりという柱を3つ立てまして、先ほどの持続可能という物差しを当てた先に、3つの分類で施策を講じていくという考え方で議論を行っているわけです。

検討している例を簡単にいくつか申し上げますと、1つ目のまちづくりですと、ゼロカーボンシティへの挑戦、国際平和への貢献、そしてまたSDGsの「誰一人取り残さない」という大きなテーマの中で、ダイバーシティ、インクルーシブ、多文化共生といったことに取り組んでまいりたいということであります。

また、近隣地域への転出抑制という切り口での土地利用の見直し。この辺りにも着手していきたいというふうに思いますし、気候変動に対応する防災や環境教育に加えまして、全世代における健康づくりについては改めて全体を見直してみたいと考えております。そのほか、周産期や子育て支援につきましては、子どもの総数が大きく減っておりますが、減っているからこそその手厚い支援は何かできるのかという観点。

また、障がい児者支援では、子どもから大人までの切れ目ない支援体制の構築という、これは今までこー、二年やってきたテーマですが、これをさらに深堀していきたいということでございます。

それから、2つ目の柱である産業づくりですが、まず環境への配慮、それから地域内循環を目指すグリーン産業の促進、それから産業分野での省エネ・省力化の促進ということを重点にしていきたいと考えておりますし、この急激な円安だからこそなんですが、海外マーケットへの販路展開ですとか、あるいは地域外市場の獲得という観点で、国内では都市部への食材・特産品の営業活動、物産展の本格展開ということを検討してまいりたいと考えております。

観光分野では、コロナ禍で非常に需要が拡大しておりますアウトドアの体験観光コンテンツ。ここを掘り起こしたいと思っておりますし、やはり自然資源の活用というところで今年から取り組んでおりますが、ここを促進していきたいと考えております。また、今後の長期的な視野に立った観光施設の魅力アップについても検討を進めたいと考えております。

それから、最後の3つ目の市役所づくりですが、今ほどの徳島議員との議論の中でも出てきた話ですけども、市の業務で民間にお任せできるものは徹底的にアウトソーシングしていきたいということでありまして、同時に市役所内の業務改革として、さらなるRPA化・DX活用の推進

を検討していきたいと思っております。また、外部の専門人材等の積極的な登用ですとか、職員研修の一環として、今まで国、あるいは国関係機関へ職員派遣しているんですが、他市町村と人事交流できないかということも今模索をしております。

そして、市有施設の整備につきましてはこれを重点としたいということありまして、未活用の市有施設等の取壊し、市有施設の売却といったことについても進めていきたいと考えているところでございます。

それから、2点目の公共施設の方向性でございます。午前中に水上議員のご質問に総務部長のほうから公共施設全体の区分けを前提にご答弁を申し上げたところでありますけれども、私からは指定管理施設という別の観点でお答えを申し上げたいと思います。

この指定管理施設、議員からもご心配をいただいたわけでありましてけれども、この指定管理というのは、それを受けていただける民間事業者があつて初めて成り立つ制度です。飛騨市の場合、多くの市有施設を市が大株主となっている飛騨ゆいに受けていただいているのが実態です。また、これまでの指定管理の募集にあつても、競合した事例はあまりなく、飛騨ゆい自体も他の事業をほとんど手がけておりませんので、事実上の市有施設の管理会社になっているというのが実態ではないかと捉えております。

その飛騨ゆいから、経営上の理由によって、昨年2月に、お触れいただきましたY u M eハウスの指定管理期間の短縮ということを前提とした1年間の休業についての協議書が出てきたということで、現在休業をしているわけです。

これは、コロナ禍が長引いて、会社全体が大きな赤字となる中で、採算性が見込めない施設からは手を引きたいという経営判断によるものというふうに理解をいたしております。

コロナ禍の前であれば、会社全体として指定管理料を含めて、何とか収支トントンでやれていたというふうに認識しているのですが、この2年余の間に状況はすっかり変わってしまったということです。もともと会社の発足から期間が短かったので、利益剰余金が積まれていない状況でコロナ禍に入っていったということで、既に資本金を割り込んでいる状況にございます。

その中で、これ以上市の施設の指定管理を受け続ければ、市民の税金から拠出されている出資金を毀損することはもちろん、会社自体が倒産の危機に直面しかねないという状況でございますので、株主という立場から言えば、採算が取れない事業からは撤退して当然だということになります。

逆に市は指定管理をお願いしている立場ですので、指定管理料を増額すれば会社の経営は救うことができます。

しかし、当然それには慎重でなければいけないというふうに考えていますし、そもそも指定管理料を増やさなければ採算が取れないということは、施設の意義そのものを再検討しなければいけないことを意味しているというふうに考えております。

そうなる、ご心配されているように、期間を繰り上げて返上したいという施設が、ほかにも出てくることはあり得るというふうに覚悟をしております、公共施設管理計画とは別に、施設の存続のあり方を判断せざるを得ないということもあると考えております。

その際に、考え方なのですが、市民生活や市民の福祉向上に資する施設は、これはできる限り維持をしなければならないというふうに考えています。これは地方自治法が定める公の施設の根

幹でもあるわけでありまして、ここは守っていかなければならないというふうに思います。

他方で、主たる利用者が市民以外であるような施設、大まかに言えば観光施設については、やはり休止、廃止ということも選択肢に入れざるを得なくなってくるということでもあります。今後、様々な施設が順次期限を迎えてまいりますので、早い段階から具体的な議論を始めなければいけないというふうに認識しております。

ただ、施設の運用というのは、個々の施設によって事情が全く異なります。また、市民の皆さんの思いとか、地域の事情に配慮しなければならないということも当然でありまして、いきなり休止、廃止というわけにはいかないということでもあります。

したがって、十分な議論をした上で、指定管理者を公募するという事になった場合でも、手が挙がらなかつたらすぐに休止、廃止ということではなくて、普通財産にして貸し付けを行うということもあろうし、あるいは売却先を探すということもあると思います。いずれにしても丁寧に一つ一つ対応していく必要があると考えているところでございます。

それから3番目です。火災跡地での看護師住宅の計画と医師住宅の修繕についても私のほうからご答弁を申し上げます。病院で財産管理している医療従事者用住宅であります。全体的に老朽化が進んでおりまして、修繕やリニューアルが必要となっております。

その中で、議員がお触れになりました江馬地内にあります看護師住宅ですが、これは平成5年3月に建設したもので、建設から29年が経過しております。屋根材の劣化、建物側面の雨どいの落下など経年劣化による老朽化が進んでいるという状況です。室内ですが、8畳の和室に3畳程度のダイニングキッチンが付いているという間取りとなっております。室内のリフォームはしてあるのですが、昨今、フローリング生活がしたいとか、あるいはミニキッチンでは料理がしづらい、冷蔵庫を置くスペースが狭いといった声もありまして、現在のライフスタイルに合わないという実態があり、更新する必要があると感じているところでございます。

また、東町白山地内の世帯向け医師住宅でございますが、A棟、B棟とあるわけですが、これは平成7年3月の建設で、今年で27年経過という状態です。このうち、医師住宅のB棟について先ほどおっしゃっていただいたとおり、今年の冬の大雪の影響で3月に破損しておりまして、修繕には500万円を超える高額な費用が見込まれているということです。ただ、これについては保険金が一定程度給付されるという見込みとなっております。

さしあたりの対応としまして、破損した住宅に居住する医師の転居の調整を進めておりまして、転居後はB棟の周囲にバリケードによる安全対策を施す予定としております。

いずれにしても、先ほど申し上げたように看護師住宅、医師住宅共に木造でございますし、耐用年数は22年ということですが、22年を超過しております。遠方からの通勤が難しい神岡の地理的な特性を考えますと、医師や看護師の確保を図る上で、医師看護師の確保対策として快適な住宅を準備することは不可欠でありまして、新設を考えていかなければならない状況にあるということです。

そこで、現在、この医療従事者用住宅の整備をどうするのか。あるいはどこに作るのかということについて検討を進めているというのが今の段階です。整備手法ですが、市が自分で作るということではなくて、研修医住宅の整備をしたときに民間に建設をお願いして、それを一定年数借り上げることを補償する一種のPFI方式を採用いたしました。このPFI方式、研修医住宅方

式というのはコストが削減できますし、何といても管理の負担を大幅に削減できるということで高い効果を得られていまして、これが有力な候補だというふうに考えています。

そうした場合に建設の場所をどこに確保するのかということになるのですが、市有地を活用するというのが大きな選択肢になる訳でありまして、病院から比較的近い火災跡地がその有力な候補地であるということでもあります。

ただ現在、建築資材がとにかく高騰を続けておりまして、なかなか天井が見えてきていないということがございます。加えて建築資材そのものが品薄ということもございまして、今すぐ整備に着手できる環境にないということで、今、着手時期を見極めているところでございます。現時点では結論に至っておりませんが、病院事業の喫緊の課題でありますので、早期に結論を出したいと考えているところでございます。

〔市長 都竹淳也 着席〕

○9番（前川文博）

来年度の方向性を伺って、テーマが持続可能な飛騨市づくりということで向かわれるということで、今、SDGs、ゼロカーボン、いろいろなことでやっぱり環境とか、これからどうしていくのかということが、全世界でテーマになりますので、飛騨市も人口減少がずっとありますし、この際、飛騨市を維持していく。午前中にも限界集落とは言いたくないというような、ほかの言葉でありましたけど、本当に限界集落というところがかなり神岡でも出てきております。1地区に2軒しかないとかそういうところがありますので、そういった本当に困っている地域を見捨てることなく、そこにまだ住みたい間は住んでいただけるところでの手を差し伸べていただきたいという思いがあります。今、来年度の全体的な方向性については伺いましたので、また、これから12月、また1月ということで予算査定をされて、作っていかれるので、それを見て、予算のほうでは質問させていただきたいと思います。

2つ目の指定管理施設のほうでの市の財産の管理ということでの答弁がありました。やっぱりこの間も少し聞いたんですけど、あえて地元の方からは直接話はなかったんですけども、やっぱりYuMeハウスが今こういう状態になってくると、昔、あそこは、もう少し下のほうがクリエートセンターという形で宿泊施設が長く4段ぐらい下まであったのかな。高校の頃、泊まりに行ったこともあったんですけど、やっぱりそうやってあそこも小さくなっているというのが現状で、もうこれで壊されるのかなという、もう諦めの話でちょっと後で聞いたんですけども、そういうことも出てまいりました。でも本当、今回、決算剰余金の中での取壊し関連というところで1億円積み増しがありましたので、そろそろ市のほうもその辺を考えていくのかなというようなことから、午前中にもある程度の話は出たんですけども、ここの部分については聞かせていただきました。いきなりもう使うことがないからということなんですけども、どうですか、普通財産にしていくというのが、まず第一にあるんですよね。それから売却なり、貸し付けということなんですけども、使わなくなってというか、その管理者がいなくなって、それで使えなくなってきてから、どれぐらいめどというか、その耐用年数までということなのか。その辺はどのような考えでいらっしゃいますか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

△市長（都竹淳也）

危険でなければ、使いたいという方がいれば貸したいと思うんです。例えば、本当に老朽化していて、これは危ないということになると、貸主としての責任もありますので、それはやっぱり難しいと思うんですが、ある程度使えるという状態であって、借りたいという人がいらっしゃるなら貸していきたいというのが基本的な考え方です。現実にも今までもそういったものがございまして、例えば、鮎ノ瀬保育園、旧の建物、今は障がい者の方のA型の作業所の関連の事業等に使ってもらった形で使っていますけども、そうした形で保育園の建物として、あるいはほかの用途には使えないけれども、作業所に非常にいいと、作業の現場としてはいいという形で使われているものもあります。ですので、そうしたもので、まだ使えて危険性が少ないということであれば、使ってもらいたいというふうに思いますが、ただそうしたものも、いずれどこかの段階では、やっぱり使えなくなるときが来ますし、そういうことを考えますと、貸主としての責任ということで直していかなければいけないということも出てきますので、あまりひどくならないうちに取壊していきたいというのは、一般的な考え方かなというふうに思います。

○9番（前川文博）

分かりました。今その指定管理施設でという話だったんですけども、午前中、水上議員の答弁の中で取壊しを今後調査すると、調査中というような話があって、施設をカルテで1番～4番までに分けたいという中で、331施設、757棟でしたか、その中で4番目の普通財産というのが9件だったと、私さっきメモで書いたんですけど、普通財産がある中で、栃洞の保育園とか、その辺の話が出たと思うんです。ここももう何十年も使ってなく、多分借りていたところも10年以上、15年ぐらいもう何も使っていないのではないかなと思う施設なんですけど、こういったところについては、どうなんですか。先ほどの話では、まだこれから考えるというような、普通財産でという話だったんですけど、こういったものは、例えば来年、建物を壊すというような1億円の積立金の中で、もうこれは使う見込みがないというような判断する時期にはまだいかなないというような建物なんですか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

△市長（都竹淳也）

その前に1億円は取壊しの1億円ということではなくて、公共施設管理基金は、修繕とか全部あって、取壊しも含んで、公共施設管理基金に1億円積むということですので、その点は確認をしておきたいと思いますが、先ほどの普通財産にするいくつかの建物というのは普通財産にするということは、もう取壊しをすぐにできるということになりますから、活用の見込みがある、あるいは募集して活用されそうだとすることなら、先ほどのある程度建物の耐久性とかがあって、貸せそうなものは貸すということになってくるのでしょうけれども、先ほどおっしゃったように長く使っていないものが実際にいくつかありますので、長く使っていないくて、もうほとんど用途もないというものについては、粘っているよりも取壊したほうがいいかなというふうに思っておりますので、その辺を見極めて、先ほどの公共施設管理基金を修繕中心で使ってきたんですけども、取壊しにも使っていくという形の中で対応していきたいということでございます。

○9番（前川文博）

分かりました。そういったことで、各市民の空き家とか、ああいったのも今、補助金を増額したりして、市民ももう空いたらできるだけ早めに壊して綺麗にしていきたいよという時代に入ってきていますので、先ほど言われた普通財産になったもので、私は栃洞がすぐに浮かんだので、そこで言ったんですけども、そういったものをできるだけ手放して、市もちょっと身軽になっていくのもいいのかなというふうに思っておりますので、そちらはまた考えて、令和5年の中で進めていただければと思います。

それから、3つ目の医師看護師住宅の話とか、火災跡地の話なんですけども、耐用年数の22年済んでいるので、今後、新たにという考えを今お伺いしました。やっぱりあそこを見ると、結構崖というか、石積みがあって、2段ぐらいあったりして、結構高さがあるんですね。まだ、あの1軒は、あそこで何か計画をするときに、確か一緒に壊すというような話があったような気がして、それまでは残っているのかなと思うんですけども、実際にあそこで、今建てようとした場合、何か特に影響が出るようなことは、出てまいりますか、それとも、もうこれはいけるよという話でいけそうですか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□神岡振興事務所長（三井大輔）

議員おっしゃるとおり崖条例の関係もございまして、建物的もございまして。今年度入りまして正式な測量もいたしまして、擁壁に関する調査も行っておりまして、従前に答弁させていただいたように、2,000万円程度の費用で改修をすれば、崖条例に関してはクリアされたというふうに確認をしております。それから建物につきましてもアスベストの調査もいたしまして、特に含まれてないというところで、いつでも可能であるというように考えております。

○9番（前川文博）

分かりました。今年は確か県外の新卒の看護師の方が1名入られて、研修医の方も市民病院はいいところだということで、家族の方が入られるということで、市民病院もちょっといい流れになっていて、これからもっと人が来ないかなという期待もしておりますので、ぜひ早めに対応していただいて、よその地区からでも安心して市民病院で、特に夜勤がありますから、古川や高山の方、富山の方でもやっぱり住まないというのが出てまいりますので、早めに対応して進めていただきたいと思います。事務局長、意気込みとかどうですか、思いは。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□病院管理事務局長（佐藤直樹）

お気遣いいただきましてありがとうございます。本当に住宅が老朽化していて、やはり非常に働く環境としても、研修をする環境としても評価は高く、本当にいいところだと言っていますが、ちょっと住むところが、研修医住宅以外は古くなっているということで、その点についての評価はちょっと低くなっております。ですから、できるだけ早くその辺も改善して、本当に快適な飛騨市民病院、働く環境としていいなという流れを作っていきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○9番（前川文博）

その言葉に期待をいたしまして、次の質問のほうに入らせていただきます。

それでは、2点目の小中学校特別教室などのエアコン設置についてということで、お伺いいたします。最初に小・中学校のエアコン設置の質問をしてから、もうエアコンについて何回目の質問なのか、数えるのも諦めましたので多分7回目か8回目ぐらいだと思うんですけども、これは2018年に豊田市で、熱中症によって小学生が死亡したということを受けて質問したのが私の始まりでした。

その後、補助事業を活用し、普通教室にエアコンが設置をされました。飛騨市の一般財源からは、1億円ほどかかったと記憶をしておりその後も未設置である山之村小中学校と特別教室にエアコン設置をと続けてまいりました。今回は補正予算で特別教室にエアコン設置に向けた調査費が計上されました。

そこで2点お伺いをいたします。特別教室に設置する方向になった理由です。これまで何回か質問してきた中では、費用の問題や、室温の調査、普通教室の利用で、設置は考えていないとの答弁が続いてきておりました。今回、予算化をされ、今後のエアコン設置に向かうことは大変歓迎されるというか、ぜひ早くやって欲しいというのが、私の思いです。

ただ、今までは、お金がない、かかるとか、室温が28度以下だということだったので、今回この方針が転換されて、特別教室にエアコンを設置するというふうになってきた理由をお聞かせいただきたいと思います。

それから、今後数年間にわたり分けて設置するとありますが、現在、学校施設整備基金が1億4,000万円。今回の決算では、7,000万円の積み増しとなっております。合計で2億1,000万円ほどが、学校施設整備基金となります。今回の7,000万円の継ぎ増しの中には、タブレットの更新費用、これも記載されております。エアコンの設置について財源にはこの基金で賄えるのかどうかもお示してください。

それから2点目、山之村小中学校にエアコン設置はということです。こちらも複数回聞いてきました。今年は熱中症に近い症状になった児童生徒が複数名いらっしゃいました。その後、スポットクーラーが5台導入され、教室で活用されておりました。先日学校に伺い現状を見てまいりました。以前も山之村にエアコンをといたときに、標高の高い山之村でも、町より400メートルほど太陽に近いということで、太陽に近ければ、夏は暑いものは暑いということで話をさせていただきました。

今回、スポットクーラーが入りましたが、山之村の小中学校については、学校の部屋の配置状況でしょうか、そういった感じでなかなか難しいという話と言われておりましたが、今回はどこかの教室にエアコン設置を進めていくのか、今後の考えについて伺います。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

〔市長 都竹淳也 登壇〕

△市長（都竹淳也）

私からは、1点目の特別教室への設置理由と財源につきましてお答えをしたいと思います。前川議員のライフワークでありまして、エアコンと言えば前川議員と、こういうことで長くこの質

問をいただいております。今回、特別教室に設置を決めた理由はなぜかということですが、恐らくずっと質問してきたのに、いい答弁ではなかったのに、急に変わったのはなぜかと、こういうことだというふうに理解しております。

そのように今まで実際に答えてきていたわけでございます。特別教室のエアコンは、涼しい時間帯に使用したり普通教室でできる内容に組み替えたりというようなことで、運用面で工夫すれば何とかやっていけるのではないかと、室温等も調査しながら必要なら整備したいという思いでそうしたお答えをしてきたというところでございます。

ただ、そうした中で今年、先月ですが、8月12日に古川中学校の学校運営協議会からエアコン設置に関する要望書をいただきました。私のところに直接来られたわけですが、学校の運営協議会からエアコンに関する要望をいただくというのは実は初めてのことでございます。

それで、非常に驚きましたのは、要望者として地域の代表者の方の名前、そしてPTA会長の名前、学校長の名前、そこまではいいのですが、生徒会長の名前があったことです。生徒の名前があった。それで、特別教室のエアコン問題は、今までも議員にもこうして取り上げていただいているのですが、生徒から直接、切実な声というのを届けられたのは初めてでありまして、私は非常に強い衝撃を受けたわけでありまして。それで、そのくしくも同じ日なんですけど、市の総合政策審議会がございまして、複数の委員から本当にくしくも同様のご意見をいただいたということがございました。

私自身、学校訪問を全校やっているんですが、一学期に小学校を複数校訪問した際に特別教室の授業を拝見したんですが、今年は特に6月、7月上旬はかなり暑かったものですから、子供たちから暑いという生の声も直接聞いておりまして、さすがにこれ以上は待てないと考えたというのが今回特別教室への設置に踏み切った理由です。

ただ、問題は費用でありまして、この問題は何も変わっていないわけでありまして。今、7,000万円ということで、学校施設整備基金のほうに積んでいるのですが、これで賄えるということでは全くなくて、これでは実際には足りないわけでありまして。一般教室のエアコン設置の際にあったような補助金とか有利な起債メニューはなくて、補助割合の低い支援制度しかありませんので、一度に全ての学校に整備するというようなことは困難であるということなんです。

そこで全学校に対しまして、大至急、優先して整備したい特別教室はどこなのか、どういう必要があるのかを報告するようにという指示を出しました。それを踏まえた上で、今年度の決算剰余金の内から7,000万円を活用することといたしまして、その中で整備可能な各校2教室程度を目途に、令和5年度の夏に間に合わせられるよう、必要な部分だけの設計を行うということで、今回、予算を上程させていただいているところでございます。

それ以降の財源については、これはまだ確保できていないわけではありませぬので、毎年度の予算編成や決算剰余金の活用の中で、改めて確保するように努めていきたいということでありまして、決して十分ではないんですが、様々な補助制度も活用できるものについては極力活用したいということで手を挙げていきたいと考えております。

また、タブレットの更新なんかも、この財源の中でやっていかなければいけないということもございまして、適切な年次割をして、その中で必要となる財源を確保し、計画的な基金積み立てを行いながら整備を進めてまいりたいというふうに考えております。

〔市長 都竹淳也 着席〕

◎議長（澤史朗）

続いて答弁を求めます。

〔教育委員会事務局長 野村賢一 登壇〕

□教育委員会事務局長（野村賢一）

私からは2点目の山之村小中学校へのエアコン設置についてお答えします。今年は6月に非常に暑い日が続き、冷涼な気候である山之村地区でも気温が高い日が続きました。議員ご指摘の熱中症に近い症状の児童は、運動会に向けた屋外での練習後に気分が悪くなったもので、当該児童は、その後エアコンのある保健室で休んだ後には給食も食べて元気になったということをお聞きしております。したがって教室での授業で熱中症に近い症状になったわけではございません。

山之村小中学校へのエアコンの整備については、今までも答弁してまいりましたように、標高が高く、風通しが良いこと、校舎の構造が廊下が開かれたオープン教室でエアコンの設置が適していないことから、整備を見合わせておりました。

しかし、今年7月2日に開催されました運動会を視察した職員から、冷涼な山之村地域であっても非常に暑い状況であったということを確認するとともに、保護者の方々からも直接要望を受けたこともあり、簡易的ではございますが、スポットクーラーが最適であると判断し、普通教室に設置を行ったところです。

山之村小中学校のエアコンについては、令和5年度の整備として、1階のランチルームと2階のラーニングルームへの設置を考えており、その後は他校と同じく必要に応じて整備を進める予定でございます。

〔教育委員会事務局長 野村賢一 着席〕

○9番（前川文博）

エアコンの答弁をいただきました。1点目のほうですけれども、生徒会長から直接というところで、現実、そこに一番いる当事者からということですので、一番本人からの、年代の方から声 came ということ動かれたというのは、非常にいいことだなと思います。私たちから言っても駄目なものは子供が言えば動くのかなというふうにも思っておりましたが、これで特別教室もついていけば、児童生徒も授業を受けやすくなってということになります。その7,000万円を使って来年度の夏に間に合うように設計ということでしたが、予算的にも7,000万円あれば、小中学校で8校に2つつつというのは大丈夫ということよろしいですか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□教育委員会事務局長（野村賢一）

あくまでも試算でございますけれども、令和5年度の工事では、1教室当たり350万円で、工事費で5,600万円を見込んでおります。

□財政課長（上畑浩司）

今年の9月補正で設計費を組んでおりますのは、来年度事業費がどれぐらいかかるかということも踏まえての設計費でございます。今の教育委員会事務局長が申し上げましたのは、概算でございますので、正式な金額は、今後確定しまして、それに伴って予算措置をしていくという流れ

になります。

○9番（前川文博）

概算ですけど、5,600万円ということで、2割ぐらい増えても7,000万円の範囲では入るのかなというふうで聞かせていただきました。この点は、この先また決算剰余金が出たときに、ぜひ、またそれを有効にまわしていただいて、できれば特別教室、全クラス早めに整理をしていただきたいと思いますのでよろしく願いをいたしたいと思います。

それから、2点目のほう、山之村のほうですけど、熱中症になりかけたというのは運動会の練習をしているときという話は聞いておりました。今はその保育園が休止になっているものですから1階にはエアコンがついた部屋があるんですけど、今度は1階のランチルーム、給食を食べる部屋と2階のラーニングルームにつけるとということで、これは初めて正式なエアコンが山之村小中学校に付くということで、これは非常にいいことだなと思いますが、もう1点ここであるのが、山之村の小中学校の図書室があるんですが、あそこは多分地元の方も入れる。学校の中であって、学校の図書館ですけど、あそこはその後という感じでしょうか。どういふふうでしょうか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□教育委員会事務局長（野村賢一）

学校から出てきた優先順位といたしましては、5番目で出てきております。図書室ですので地元の方がいつでも来てという使い方は少し工夫があると思うんですけども、子供の場合につきましては、図書室で借りてきて、エアコンの整備されたランチルームやランニングルームであるとか、そういうところで読めば快適に読めるのではないかとはいふに考えております。

○9番（前川文博）

分かりました。先ほども言いましたけど、順番に涼しいところを作っていただければと思います。

それでは、3点目のほうに入らせていただきます。太陽光発電設備の調査検討についてお伺いいたします。飛騨市の施設に太陽光発電設備の設置検討するための予算が出てきています。2050年二酸化炭素排出実質ゼロ表明、ゼロカーボンシティの宣言をされたその流れに向かっているものだと思います。今、燃料費の高騰しており一般家庭だけでなく企業や公共団体の予算にも影響を与えてまいります。こういやって太陽光発電など設置して自分で電気を賄っていくことは今後重要なことになると思います。

そこで1点ですがお伺いいたします。施設の耐久性についてです。今回は、飛騨市役所、古川町上水道、高野浄水場、飛騨市みずほクリーンセンター、古川浄化センター、飛騨市民病院の5施設の調査となっています。

調査の内容は、電力発電量、電力消費量の推計を行って、施設ごとに太陽光発電設備設置の可能性についての調査を行う必要があると書いてありました。その調査も重要となると思いますが、太陽光パネルを屋根に乗せるとそれなりの荷重がかかります。建物は設計時に耐震とかそういう荷重とか何か基準があるのではないかと思いますけども、設計時の基準で建物に太陽光パネルを乗せても大丈夫な施設になっているのでしょうか。特に本庁舎の1階の部分、今の企画部、商工観光部がある部分は、以前雨漏りがしたような跡とかも、天井に見受けられますけども、その点

は大丈夫なのでしょうとかお伺いたします。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

〔総務部長 谷尻孝之 登壇〕

□総務部長（谷尻孝之）

それでは、太陽光発電設備の調査検討について答弁させていただきます。太陽光発電設備の設置手法につきましては、屋根上に設置することが一般的であります、壁面や野立等の手法もあります。

今回の調査は、それらの手法も含めた中から、設置の可能性を判断するための資料を求めるのが目的でありまして、当然、屋根設置の場合における、建物の耐荷重を検証することも前提としているところでございます。

また、本庁舎1階の雨漏りの痕跡でございますが、過去に雨漏りがあり、それに対処するための、屋上防水工事を平成21年度に実施しておりますので、その後、発生はしていないと考えておりますが、屋上に太陽光発電設備を設置する場合には、屋根防水への影響も考慮する必要がございます。いずれにしても、今回の調査において、いずれの点も十分に考慮した調査結果となるようにしてまいりたいと考えているところでございます。

〔総務部長 谷尻孝之 着席〕

○9番（前川文博）

今、壁面の利用とか野立てということですね、野立てということは地面に置くということですね。そのことも考えてという答弁がありました。雨漏りのほうは平成21年に直しているのです大丈夫だということだったんですが、上がっているのは、多分この話は本庁舎ですよ。飛騨市役所、ほかの振興事務所ということもあるんですかね。市役所、浄水場、みずほクリーンセンター、浄化センター、市民病院と5つと予算が出ている中に書いてあるんですが、この中で屋根に置くというようなことで考えているのはどこでしょうか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□総務部長（谷尻孝之）

特にどこ指定していることはございません。例えばの話ですけども基本的に市役所の場合だと、一般的な上かなと思うんですけども、例えば駐車場の一部であるとか、壁面に付けるのであるとか、そういったこともありますので、特にどこという指定はありません。

ただ、例えば古川の高野の浄水場ですと、ほぼほぼあそこはフラットな土地になっておりますので、建物が少ししかありませんけども、ああいったところは多分野立てになろうかなというようなことを思っております。

○9番（前川文博）

分かりました。とりあえず上に乗せるのか、壁なのかも決まっていないうようなところからなんですね。ちょっと予定が狂ったんですけども、実は何でこれを質問したかと言いますと、私、平成26年の9月議会、第5回定例会に太陽光パネルを屋根に乗せて、これをどこかに貸すことはできないのかという質問をさせていただいたんです。そのときに太陽光パネルがちょうど太陽光

発電が一番電気が高い時期で、もうすぐ下がっていくと、例えば学校の屋根にエアコンの話をする前なんですけど、学校の屋根に乗せると、太陽が直接当たらないので屋根の温度が十何度下がるとか、室温が5度ぐらい下がるとか、冬だと逆に室温が上がるというデータがあつて、こういうことをやって、屋根に乗せて、そこで使用料を取ったりとか、そういう話をさせてもらったときに、ここの屋根に乗せられるかどうか、まず問題だという答弁だったんです。このときにそういう答弁があつたものですから、もう屋根に乗せられる加重がないのかなど。特にこの本庁舎の1階の上とかを見ると、上に物を2階、3階建てられるようなつくりにはなっているみたいなんですけども、その辺がありまして、今回この質問をとということで入れさせていただきましたが、そこを含めてということであれば、これ以上聞きようがないのかというふうに思いますが、でも市役所の場合、駐車場の一部とかであったら無理ですよ。駐車場がなくなりますから。壁か屋根ということになりますから。そこは、また調査をしていただいて、今のグリーンエネルギー、ゼロカーボンには、必要な話ですので、ぜひ、いい結果が出るように進めていただいて、いっばいつけていただいて、電気代を安くしていただければと思います。

それでは、最後の質問に入らせていただきます。住民票などのコンビニ交付の導入についてということです。住民票など証明書のコンビニ交付は利便性も上がり期待されているものです。マイナンバーカードなどがあれば、全国の対応コンビニで発行が可能になるものです。そこで、これも1点なんですけど、対応コンビニなどがいない地区についてどのような対策を行うかということでお伺いさせていただきます。

神岡には対応するコンビニがありません。河合、宮川にはコンビニ自体がありません。神岡地域には振興事務所などの利便性が高い場所に自動交付機の設置を検討しているような記載がありました。河合、宮川地域は書いていなかったんですが、どのような考えがあるのかなということなんです。コンビニ交付は、毎朝午前6時30分～深夜午後11時まで対応しております。同じような対応ができるものを今回導入する予定なのか。また、設置から維持にかかるコストはどれぐらいなのかお伺いいたします。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

〔市民福祉部長 藤井弘史 登壇〕

□市民福祉部長（藤井弘史）

住民票等の交付対応コンビニ等がない地区への対応についてお答えをいたします。今回、自動交付機設置の可否を判断するにあたり、令和3年度中の各振興事務所窓口におけるコンビニ交付対象証明書の年間交付実績を確認しました。

その結果、神岡にあつては、年間5,334件の交付実績があり、市が独自に自動交付機を設置すれば一定の利用が見込めるほか、少数体制で多岐にわたる業務に対応する振興事務所窓口職員の負担軽減にも繋がるものと考えます。

一方、河合、宮川における年間交付実績は、それぞれ411件、422件と少なく、また、当該地区住民の多くが、日常的に仕事や買い物で古川や高山、あるいは富山方面へ出向かれる機会も多いことから、必ずしも居住地区内に自動交付機がなくとも、仕事や買い物のついでに最寄りのコンビニ等でサービス利用が可能であり、現時点では市独自の交付機を設置する考えはありません。

次に自動交付機を設置する場合の利用可能時間ですが、コンビニ交付サービスの稼働時間は、午前6時30分～午後11時までとされていますが、これは24時間営業のコンビニ店舗の場合であり、ショッピングモールなどの店舗や公的施設などに設置する場合は、それぞれの営業時間をサービス提供時間として設定するのが一般的であると認識しています。

また、市が自ら自動交付機を設置する場合のコストについては、1台当たり、初期投資が約650万円、ランニングコストとして年間20万円の保守料と証明書発行1通当り253円の従量料金が必要となります。

なお、先般、中部薬品株式会社が展開するVドラッグにおいても、コンビニ交付対応端末機設置店舗があるとの情報を得ました。市街地にある民間店舗に対応端末機が存在することは、市が大きなコスト負担や機器及び現金の日常管理を必要とせず、何よりも市民の皆様が気軽に利用しやすいなど、メリットが非常に大きいことから、現在、同社に対し、神岡店にも端末機を設置いただけるよう打診しており、引き続き実現に向けて交渉を進めてまいります。

〔市民福祉部長 藤井弘史 着席〕

○9番（前川文博）

神岡は5,000件以上の利用があるのでということで設置という方向でしたが、そうですね、宮川・河合の方は、こちらに出てきているので、通り道でということであれば、確かにその間ということも考えられますが、すみません、今回設置ということで、神岡に設置という話が予算のほうに確か出ていたんですけども、Vドラッグですね、こちらの話が今出てきて、ここにも交渉しているという話でした。これは交渉は交渉でもいいんですけども、駄目だった場合というのは、例えば振興事務所の入口などを考えてみたいな書き方がありましたが、そちらに今年度設置すると、来年の8月から利用ができるようにするというところでよろしいのでしょうか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□市民福祉部長（藤井弘史）

今、議員おっしゃったとおりでございまして、神岡に1つ自動交付機を市独自で設置する予定でございましたが、今ちょっとVドラッグの話が出てきたものですから、そちらにもし置いただけるといってございまして、そちらのほうに置き換えて、市の独自交付機は取り止めにしたいということを思っております。

○9番（前川文博）

最終判断はいつ頃まで引っ張っていただけるんですか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□市民福祉部長（藤井弘史）

すみません、具体的な日程につきましては、ちょっと私は承知をしておりませんが、今、Vドラッグのほうと早期に進めていきたいと考えています。

○9番（前川文博）

分かりました。民間企業のほうで置いてもらえれば、飛騨市の持ち出しが650万円は要らないと、それで年間20万円も要らないということですので、市にとってはそちらのほうがいいのですの

で、ぜひ、Vドラッグさんのほうに話を進めていただいて、やっていただくように持っていただければと思います。

今回、4つ質問させていただきました。なかなかエアコンとかいい話も聞かせていただきましたので、時間も少しありますが、これで終わらせていただきます。ありがとうございました。

〔9番 前川文博 着席〕

◎議長（澤史朗）

以上で9番、前川議員の一般質問を終わります。

◆休憩

◎議長（澤史朗）

ここで暫時休憩といたします。再開を午後4時10分といたします。

（ 休憩 午後4時05分 再開 午後4時10分 ）

◎議長（澤史朗）

休憩を解き、会議を再開いたします。13番、葛谷議員。

〔13番 葛谷寛徳 登壇〕

○13番（葛谷寛徳）

それでは、早速、お許しをいただきましたので、大きく2点について伺います。まず最初にふるさと納税を活用したソーシャルビジネス創出への支援について伺います。

この7月から実施してきた、議会と市民との意見交換会で、ふるさと納税のソーシャルビジネス支援交付金について、一部市民に誤解されている方もいらっしゃいましたので、改めて質問をさせていただきます。

市では令和3年度から全国の企業や団体、市民などビジネスの手法等により、飛騨市の地域課題解決に取り組む「ソーシャルビジネス」に対して、ふるさと納税の枠組みを活用して、支援を行う制度を新設しました。飛騨市を舞台にして、地域課題の解決に取り組む事業者やまちづくり活動に取り組む団体等に対し、市のふるさと納税型クラウドファンディングや、企業版ふるさと納税の枠組みを開放して、事業を実施する方々自らが寄附を集め、集めた寄附をその活動に対する交付金として、支援するというものです。

これによりまして、令和3年度に2社、株式会社ネコリパブリックと株式会社E d oが事業認定されました。制度では、ふるさと納税と企業版ふるさと納税ガバメントクラウドファンディングを活用しているのですが、交付額は年5,000万円を上限とし、不動産の取得などを除いて、原則、必要経費の100%を交付しています。

それぞれ、2社の方々は大変な努力をされて寄附を集められた結果、県内外で保護猫カフェの運営などを手掛けるネコリパブリックは1億6,984万円。また、子供たちが直面する学校や部活などの選択肢の減少や、学校現場の多忙を解消するため、中高生向けに塾を運営することなどを提案されている株式会社E d oは9,251万5,000円と大変大きな寄附を集められました。この寄附額から株式会社ネコリパブリックには上限いっぱいの5,000万円、また、株式会社E d oには1,300

万円それぞれ会社の目的に沿った事業が展開される中で、交付され活動されています。

企業や団体が飛騨市を舞台に、ビジネスの手法を用いて市の地域課題解決に取り組むことは飛騨市の活性化の為にも大変大切なことであり、これからも推進していく必要があります。財政面から見ても、市の借金である市債残高は、ピーク時の平成24年度末は240億円に達しましたが、プライマリーバランスの黒字を維持されていることから、令和4年度では126億円となり約半分になっています。このままいきますと、2年後には100億円を切るようになりますので、市の負担額も減って財政に余裕が生まれてきます。

一方、ふるさと納税はPR等努力された結果、年々増加し平成28年度の約3億円から、去年は18億5,000万円と6倍となりました。これからは、あまり伸びは期待できるとは思いませんが、それでもふるさと納税のおかげで、ソフト事業を初めとする地域振興対策が充実されています。そこで伺います。

1つに市民の誤解を解消するためにも、簡単に分かりやすく制度の仕組みと現在、既に取り組まれている2つの事業の現状について伺います。

2つ目に本年度も既に第1回目の公募が行われ、続いて2回目の公募が現在行われているようですが、現在の応募状況と応募者があれば、どのような社会課題の解決に取り組むを行う計画となっているのか伺います。

3番目にこの取り組みは、事業者が自ら努力し、汗を流しながら寄附を募る仕組みであり、市はふるさと納税の枠組みを開放するのみですが、事業の進捗等について事業者と情報は共有されているのか、以上3点についてお伺いいたします。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

〔市長 都竹淳也 登壇〕

△市長（都竹淳也）

ソーシャルビジネス創出支援につきましてお尋ねでございます。私からは、1点目の制度の仕組みの部分につきましてご答弁申し上げます。ご指摘のようにこの取り組みは誤解を招いている部分が多いようですので、制度につきまして改めてご説明をしておきたいと思っております。

このソーシャルビジネス支援事業でございますけれど、飛騨市の社会課題解決を図る事業を市内で立ち上げていただくことを目的に、昨年度創設した事業ということでございます。

この取り組みが特徴的なのは、市は一般的な財源からの補助は行わない、その代わりに事業者自らにふるさと納税、企業版ふるさと納税を活用して資金を集めてもらい、それを交付するという点にあります。

実はこの事業のきっかけがございまして、もともとスーパーカミオカンデ等の事業を支援するために、ふるさと納税の寄附目的の中に東京大学宇宙線研究所の研究支援というメニューを設けたという取り組みを平成29年度だったと思っておりますが、ここからやっております、これが実はこの事業につながったきっかけです。これは今でも続けているんですが、ふるさと納税の寄附目的に東京大学宇宙線研究所の研究支援というメニューを設け、その項目に対して集まった寄附額のうち、返礼品や手数料を除いた実寄附額、これが大体約5割ですが、その内の3割、つまり全体の15%を飛騨市から東京大学に寄附をすると、交付をするという取り組みを行ってきたわけで

す。

この仕組みは非常に特徴的でありまして、寄附が集まれば集まるほど研究所の資金、飛騨市から交付される研究所の資金が増えていくという仕組みでございまして、実際に東大の関係者の皆さんが全国のいろいろな方に飛騨市にふるさと納税をしてください。そのときは必ず東大の宇宙線研究所の支援を選んでくださいということと呼びかけてくださっていた。いわば市のほうから見ると、市のふるさと納税の代理営業部隊的な役割を果たしていただいていた。それをいまだに続けてきているということでございます。

これに非常にメリットがあるのは寄附額全体が増えるということもあるのですが、当然、寄附額が増えますと、3割は市内の事業者に流れる返礼品ですから、返礼品の総額が増えるということになるわけです。

それで、ふるさと納税の返礼品というのは地場産品とか農産物とかそういったものですから、その消費が増えることによって市内の事業者とか農家の売り上げに直結するといったメリットがあるわけです。

もう1つ、飛騨市から東京大学に寄附をする、交付をするということは、通常はなかなかこういうことはできないわけです。一般的な財源の中から1つの研究所とか事業に多額の支援を行うおうと思えば実際予算編成の上でそれを捻出するのは極めて難しいことでありまして、なかなかそういうことはできないんですが、明確に東京大学のために使ってくださいという寄附として入ってくるふるさと納税であれば、入った分だけ交付できるという利点があるということで、これが今回のソーシャルビジネス創出支援事業のきっかけになったモデルです。これを非常にいいモデルだということで、市ではこれを拡大してまいりました。

例えば、関西中学生ラグビー大会の支援という項目をつけてあります。これはなぜかというとは他県との間で数河との間との綱引きがあつて、開催地を別のところに持っていかれそうな動きがありました。そこで飛騨市として十分な支援をしたいのだけれど、一大会のために支援をすると、どうしても不公平感が出てくるということで、寄附目的を設けるのでみなさんで声をかけていただけませんかということで声をかけていただいたということです。同じように例えば、今、飛騨市の中でロケが行われる映画、ドラマの制作これもそうです。

それから、飛騨河合音楽コンクール・セミナーこれも大勢の関係者がいらっしゃるので、その方々に呼びかけを行っていただいております。

それから、昨年から行っておりますのは、中日ドラゴンズとの連携による子供たちのスポーツ支援。これもございます。

このようにいろんな事業を対象に加えてやってきたわけです。こうしたことは、ほかの自治体ではやっていないのかというと、実はやっています。どういうやり方をしているのかというと、別のページを設けて、ふるさと納税型ガバメントクラウドファンディングというやり方でやっているんです。ただ、この場合はページが全然別になりますから、ふるさと納税の導線と外れますので、なかなか寄附が集まらないという一種のデメリットがある。

ただ、そこを飛騨市の場合は、入り口をふるさと納税にしておいて、寄附の目的に加えるという方法をとっていますから、非常に寄附がしやすいのでお金が入りやすいという、ここがほかの自治体との大きな違いです。

ただ、この方式に欠点があるというふうに考えていまして、何が欠点かというのと、何を対象事業にするかを市が単独で決めているということです。いわば、市の一存で勝手に決めているといえば、勝手に決めているということになるわけでありまして、そうすると例えば自分たちの事業もその中に加えていただけないかということの要望には応えきれないという課題があったわけです。

そこで、そこをまず解放しようということで最初にやりましたのは、令和2年度ですが、市民の皆さんのまちづくり活動を対象に、従来の「小さなまちづくり応援事業」にふるさと納税で資金を集めてより大きなまちづくり活動にチャレンジできるという仕組みを設けました。これは令和2年度です。

したがって、市民のみなさんの活動もOKということにしてあるんですが、今まで応募がないんですね。これは、継続して募集を行っていくという状態です。

その発展形として、民間ビジネスそのものも対象にしていこうと考えたのが、今回のソーシャルビジネス創出支援事業だということです。

ただ、これは民間のビジネスですから、どんな商売でもふるさと納税でお金を集められるということではさすがにこれは具合が悪いということになりますので、飛騨市の社会課題の解決に役立つというところに限定をかける。しかも、飛騨市の中でその事業を立ち上げるということを1つのモデルとして、そしてエントリーしていただいて、審査会にかけて、本当に飛騨市の課題解決に役立つのかということ審査してもらって、そして審査を通ったものについてお金を集めてもいいですよ。こういうふうにしようと考えたわけです。

それで、一種の起業を起す業ですね、起業支援ということになるわけでありまして、あるいは企業誘致にも場合によってはなるわけですが、これを通常の一般的な財源を使ってやろうと思えば、これは商工の起業化補助の類になりますので、大体市の相場感として100万円くらいがせいぜい上限であろうということになります。

しかし、それでは他のところからもぜひ応募していただいてということですから、政策的なインパクトに欠けるということになりますので、では思い切って交付の上限額を集まった寄附から諸経費約2分の1を差し引いた金額の範囲内で上限年間5,000万円にしようということにしたわけです。

ただこの時点で、正直言いまして私自身こんな金額は集まらないだろうと思っておりました。年間5,000万円の交付を受けようとする、1億円の寄附を集めなければいけないということになるわけです。飛騨市のこれまでのいろいろな経験からしましても、不特定多数の方々に多くのメニューでふるさと納税を呼び掛けてきているのですが、1億円という数字はまず出ることはない、それだけの寄附を集めるということは至難の業だということになりますので、この金額にはとても至らないだろうというのが正直、我々の思いでした。

ただ、企業版ふるさと納税も使えるということになるのですが、こちらは返礼品はありませんので、自動的に入りませんから、セールスして、企業を訪問して頭を下げて、それでやっとならばいくらかもらえるというのが、我々もそういうことを経験してきましたので、これは単純に集まるものではないということも分かっていたということです。

ですから、寄附が集まるかどうか、つまり、支援の金額が入ってくるかどうかというのは当事

者次第だというモデルだということになるわけです。さらに、寄附が集まらなかったら、この事業はやめたと言えるのかということとそこはそれを認めていないので、一定の寄附が集まらなくても、一定の事業をしなければいけないというのがこの事業ですので、つまり寄附が集まらなかったときのリスクは自分で負わなくてはならないということになって、ハイリスク・ハイリターン型の仕組みだというふうに言えるわけです。

それで今回、採択されたのが2事業、ご紹介いただきました、市内での保護猫活動とか保護猫を活用した高齢者の見守りサービスなどを行う株式会社ネコリパブリック。それから中高生向けの課題探究塾の開校を提案された株式会社E d o、この2つであったわけでありまして。

ネコリパブリックのほうが集めた金額が、昨年末までの数字、今年の12月末までの数字ですが、1億6,180万円、株式会社E d oが8,470万円という我々の想定をはるかに超える金額であったというわけです。

ただ、その過程で、私も見ておりましたが、大変な苦勞をされておられまして、徹底的に呼びかけ、いろいろな企業の訪問、そういったことを本当に繰り返されて、その成果としてこの数字が出ているということです。という流れの事業が今回のソーシャルビジネス創出支援事業なのです。

ですけれども、議員ご指摘のとおりご批判がありました。ただ、それを冷静にご批判の内容を見てみると、その原因のほとんどが、そもそもこういったふるさと納税の活用手法自体があまり認識されていなかったことということにあるというふうに思います。もう1つは金額の大きさです。5,000万円という金額の大きさに驚かれたと。この2点ではなかったかなというふうに思います。

やはり一般的に考えれば、新聞報道でふるさと納税を充当して5,000万円というふうに言われれば、広く集まった寄附金を市の一存で5,000万円出したというふうに思われるのは当然でありますから、なぜ保護猫にそんなに税金を出すんだという批判になるのは当然でありまして、その仕組みが全く伝わっていなかったというのが今回の1つ原因であろうと捉えております。

その点につきましては、やはり難しくて分かりにくい制度であっても、もっと丁寧な説明が必要であったというふうに反省をいたしております。今後も引き続き丁寧な説明を尽くしていきたいと考えているところでございます。

その1つとして、先般、9月の第1回目の区長回覧にて、来年度に事業実施していただく新たな事業の二次募集のお知らせする際に、その制度を伝えるチラシを作って配布をさせていただいたというところでございます。

現在、2つの事業者が事業を実施しているのですが、先ほど申し上げましたように相当苦勞して寄附を集めておられますし、しかも、これが来年度も同じように寄附が入ってくるかということ、それは全く分からないわけでありまして、その中でリスクを背負って事業展開されていらっしゃると思いますので、今後の事業を見守っていただければと思う次第でございます。

飛騨市はこの手法をパイオニア的に進めてきましたけれども、他の自治体でもこの飛騨市のモデルを参考にしたいと、見習いたいというところが実際ございまして、恐らく段々と全国的に普及してくると思います。

飛騨市のふるさと納税そのものも先ほど議員もお触れになりましたが、飛騨市の場合は返礼品の単価が全体に非常に小さいものですから、そして市内の事業者の数が少ないものですから、も

うこれ以上延ばすのが、だんだん難しくなっているという現実もございます。

したがって、こうした努力を積み重ねていってやっとな程度水準を維持していけるということですので、やはりこのふるさと納税の使い方というのも工夫しながら、多くの方から支援をいただいて、ふるさと納税の全体の維持、拡大、ひいては市内の事業者に流れるこの売り上げというものの確保ということにもつなげてまいりたいと考えているということでございます。

〔市長 都竹淳也 着席〕

◎議長（澤史朗）

続いて答弁を求めます。

〔企画部長 森田雄一郎 登壇〕

□企画部長（森田雄一郎）

続いて私から、1点目のうち、既に取り組みされている2つの事業の現状についてお答えをいたします。

先ほどの市長からの答弁でもありましたとおり、令和3年度にソーシャルビジネス支援事業を創設し、令和4年度から事業実施する事業を募集したところ、市内での保護猫活動や保護猫を活用した高齢者見守りサービスなどの事業を提案された株式会社ネコリパブリックと、中高生向けの課題探究塾の開校を提案された株式会社E d oの2つの事業について応募がございました。

その後、市役所の内部、外部の方を含めた審査委員会による審査にて事業認定すべきものと決定されたことから、令和3年8月より飛騨市のふるさと納税の使途メニューに該当の2事業を設定し、それ以降、それぞれの事業実施者が各方面へ自らの事業をPRすることで寄附を集められ、今年度からの事業開始となりました。

そこで、現在の2つの事業の進捗状況ですが、両事業ともに計画どおり着々と事業を進められていると聞いております。株式会社ネコリパブリックにつきましては、6月24日に古川町内で空き家をリノベーションした保護猫シェルターをオープンし、早速、市内外含めた方からの保護猫の依頼に応じております。

伺っているところでは、現在までに60匹を超える猫の保護や預かりをしており、現在の施設のキャパでは一杯になりつつあることから、岐阜にある店舗に数匹移動して保護猫の依頼に応えるようにしており、既に譲渡先が決まった猫もいるようです。

また、保護猫シェルターでは、どなたでもいつでも見学に来ていただけるように開放されており、オープン以来、約2か月半の間に200人ほどの来場があり、近所の子供たちも猫に会いに遊びにきてくれるなど、新たなコミュニティーの場にもなっているようです。

株式会社E d oの事業につきましては、初年度である今年は探求塾のカリキュラム作りの年とされており、そのためのプレ開校を中高生の夏休み期間、8月上旬に計画をされていましたが、飛騨地域の新型コロナウイルス感染症拡大もあり参加を希望する生徒が集まらず、止むを得ず延期することとなり、一部、プレ開校のカリキュラムの内容変更もおこない10月以降に再度実施し、来年度の本格開校を目指していると伺っております。

次に2点目でご質問いただいております今年度の応募状況についてでございますが、4月下旬より開始した第1回目の公募に対しましては、2件の事前相談をいただきましたが、いずれも飛騨市の地域課題の状況調査や市内での事業実施の実現性などを検討された結果、応募には至りま

せんでした。

そこで、8月19日より今年度の二次募集を開始し、今月22日までを事前相談の締め切りとさせていただいており、現在のところ、まだ具体の案件での相談はございませんけれど、市内回覧をご覧になられた市民の方から、例えばこんな事業だとソーシャルビジネスの対象になるのかなというようなお問合せをいただいているところでございます。

次に3点目でご質問いただいております各事業の情報共有についてでございますが、本事業に対して市の税金は一切投入していないとはいえ、事業者からの全国の寄附者の皆様に対する説明責任のあり方を具体的に考えますと、市が寄附者に代わって事業進捗を確認し、寄附された事業の成果が上がるよう督励していく役割があると考えております。こうした考え方に基づいて、それぞれの事業の進捗を定期的に確認するため、事業実施者と随時情報共有会議を行い、情報把握に努めており、市民や寄附者の皆様には、年度ごとに市の広報紙やホームページなどを通じて事業進捗を報告していくことを考えております。

〔企画部長 森田雄一郎 着席〕

○13番（葛谷寛徳）

今ほどいろいろ説明をいただきました。我々こうやって議員の立場で行政に携わっている者は、その流れが分かりますので、こう理解はできるんですけども、なかなか一般市民の方で、いきなりふるさと納税の、今のクラウドファンディング等になってきたというようなことの流れが分からない、その仕組みが分からないというような方もいらっしゃると思います。

特にこのふるさと納税は平成20年から始まっておりまして、もう8年目になるんですか。そうすると、その間に、市長から説明あったように仕組みを多少変えられて、こういう現在に至っているわけですけども、先ほども説明がありましたように、東京大学とか、東北大学での事業で大きい寄附金をいただいたようなことで、よく分かっておりますし、関西の中学生のラグビーであるとか、こどものころのクリニックもそうでしたし、また市民病院での人づくりなどもそうだったと思います。このようにいろいろと多方面で貢献されているわけですが、特に株式会社Edoの飛騨市学園構想、市や学校を協力して進めていらっしゃるわけですが、この地域の課題を見つけて、積極的に教育支援をしていらっしゃるわけです。そういう中で、やっぱり今までの経過と、そして、今現在こういうふうに行われているんだというようなことを回覧等でも報告はされているということですけども、広報ひだなどで、ちょっと1回、分かりやすく、過去のことでも踏まえたり、こういう経過も、こういうことがあるんだというようなことを解説していただければ、いいのではないかなと思いますけれども、その辺、森田部長はどのように思われていらっしゃいますか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□企画部長（森田雄一郎）

ありがとうございます。おっしゃっていただいたように私どものほうからご答弁申し上げたように、やっぱり丁寧な説明は必要だというふうに考えておりますし、市内における課題解決、Edoさんの取り組みも、本当に学校の教育の場における課題解決能力を育てていこうという非常にいい取り組みでございますので、そういった取り組みの過程を、今おっしゃっていただいたよ

うな形で広報誌に掲載するとか、そういったことも適宜やっていければいいかなというふうに考えています。

○13番（葛谷寛徳）

せっかく地域課題等に貢献されているふるさと納税の仕組みでございますから、ぜひそのように、また誤解のないように、広報ひだ等でお知らせしていただければありがたいと思います。

それでは、次に2番目の船津火災跡地の活用について伺います。令和2年5月に神岡町船津地区で、13棟が被害を受けた大規模な火災が発生して2年が経過しております。

市はこの火災について、特殊性が強く、被災者のみで処理するには無理があるとして、特別措置条例を設置し対応されました。

現在、整地して一部を無料駐車場として開放しており、多くの方が利用されています。当時、相続人不明のため、撤去できなかった家屋1棟は、現在も火災当時のままの状態に残っており、又、擁壁も当時のままの状態であります。今後どのように活用されるのか、市民も興味深く見守っているところです。

活用については、建物の撤去や擁壁の改修などの費用負担が予想されますが、市街地の中心部にあるまとまった貴重な土地でありますし、神岡町の地域振興のためには、将来を見据えた積極的な活用に期待しているところです。

これまでの議会答弁では、看護師用住宅の建設などまちづくり協議会の要望を含め、検討していくとの答弁でした。それぞれ考え方はありますが、私は特に看護師用住宅の緊急性が必要であるということで、看護師用住宅とか、適地にふさわしいのでないかなと思っておりますが看護師スタッフが不足する中で、看護師用住宅の必要性は高まっていると思います。

市民病院の里山ナース事業などによる積極的な人材確保対策により、今年度も県外から1名の看護師が採用されるなど、その成果には益々期待されているところです。6月の飛騨市民病院を守る会の定期総会でも、看護部長から里山ナース事業での看護師教育と人材確保対策の取り組みについて、大きな成果を上げているという報告がありました。人材確保対策が順調に進められる一方で、魅力ある生活をしてもらうためにも、現在の看護師住宅は約30年が経過しており、看護師住宅の整備が必要だと考えています。こうしたことから、次の3点について伺います。現在の看護師住宅の状況と再整備の必要性について伺います。

2点目に、看護師住宅の住居環境整備に対する進捗状況と課題について伺います。

3番目に、火災跡地に残る1棟の撤去について、どのように考えられていらっしゃるのか伺います。以上3点についてお願いいたします。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

〔病院事務所長 佐藤直樹 登壇〕

□病院管理事務局長（佐藤直樹）

では私、私から1番目と2番目の質問についてお答えさせていただきます。まず、1番目の看護師住宅の現状と再整備の必要性についてです。先ほどの前川議員の一般質問で市長から答弁もありましたとおり、江馬地内にある看護師住宅は平成5年3月に建設したもので、建設から既に29年が経過しています。室内は8畳の和室に3畳程度のダイニングキッチンの間取りが6部屋の

1棟で、各部屋にミニキッチンとユニットバス、トイレを備えた単身用となっています。建物自体は古くなっていますが、利用者の交代時などに、シャワートイレやIHクッキングヒーターへの改修を施し、快適に生活できるよう配慮しています。

とはいえ、和室での生活や料理を楽しめないミニキッチン、少し大きめの冷蔵庫や洗濯機が入らない、大きな洗面台が欲しいなど、最新の研修医住宅とは比べ物にならない30年前のライフスタイルに現代の生活を合わせることは、いささか無理が生じています。

それでも、新卒採用活動の取り組みをここ数年強化してきた成果が表れ、今年度は北海道出身の新卒看護師1名が新たに入居しました。その結果、入居中が3室で空き部屋が3室となり、半分が利用されています。来年度も採用が内定している新卒看護師から既に利用を希望する声を聞いておりますので、利用率はさらに高まる見込みです。

中途採用の看護師は年度途中で入職するケースも多く、地元以外の出身者の場合は採用と共に住居も必要となるため、看護師住宅には常に数戸分の余裕をもっておく必要があります。また、シングルマザーなど単身者以外の住宅需要にも対応できる間取りを準備することの必要性も感じているところです。

既存の看護師住宅は、屋根材の劣化や建物側面の雨どいの落下など老朽化が進んでいる状況もあり、医師住宅と共に再整備について検討を進めているところです。

続いて2つ目の火災跡地への看護師住宅整備計画の進捗と課題についてお答えいたします。既存の医療従事者用住宅をみると、いずれも建設後に定期的なメンテナンスが行き届かずに経年劣化を早めている状況がうかがえます。その原因は、施設を担当する職員が建築の技術職ではなく専門的な知識に乏しいことで、破損等が起きてからしか気づけない点が考えられます。

また、担当する業務が多岐にわたり、修繕対応等に手が回らないことも一因です。それらを踏まえて、建築コストや維持管理経費、最終的な取壊し費用までをトータルで判断すると、民間のノウハウによる賃貸住宅として調達した研修医住宅は、低コストかつ管理業務の削減効果は絶大であり、まさに理想的な行政改革の手法であったものと理解していますし、そのように評価もいただいています。

そこで、今後の医療従事者用住宅整備方針としては、「従来型の抱え込む資産」から「中期賃借で状況変化にフレキシブルに対応していく手法」への転換を視野に進めていく必要性を強く感じているところです。

医療職は年度途中での出入りも多いため、常に空き室の住宅も用意しておく必要があります。賃借の場合、そのための家賃はかかり続けることとなります。その点においては、従来の職種別住宅の区分をなくし、医師、専攻医、研修医、看護師、コメディカル、研修学生などが状況に応じて柔軟に利用できる住宅とすることで、利用率を高めることも必要です。

現在、医療従事者用住宅について全体的な方向性の検討を進めているところで、整備候補地を含めて結論に至っておりませんが、医療従事者が一住民として地域をつなぎ活性化への一助となるという点も考慮しつつ、検討を進めてまいります。

〔病院管理事務局長 佐藤直樹 着席〕

◎議長（澤史朗）

続いて答弁を求めます。

〔神岡振興事務所長 三井大輔 登壇〕

□神岡振興事務所長（三井大輔）

私からは、3番目の火災跡地に残る家屋の撤去についてお答えをいたします。船津火災跡地につきましては、市有地として被災地を一括で購入し、跡地全体を一体的に利活用することを方針に進めております。

議員ご指摘の建物については、当時、所有者が確定できず、その後の調査により、相続権者がいることが判明したものの、被相続人との面識がなく、撤去を求めることが極めて困難であったため、既存の建物と土地を寄附していただき、市で対応することといたしました。

撤去作業につきましては、今後の利活用事業の中で一体的に実施したいと考えておりますが、建物は被災から2年が経過し、直ぐに倒壊する恐れはないものの各所に劣化も見られてきており、また、町並みの景観保全の観点からも問題となっているため、利活用の検討に時間がかかる場合には、先行して撤去を行うことも検討してまいります。

〔神岡振興事務所長 三井大輔 着席〕

○13番（葛谷寛徳）

今ほど病院局長からも説明があった中で、やっぱり賃貸住宅で、要はPFI方式の、そういう住宅を造って柔軟に対応していくというところがいいのではないかなと思います。

やっぱり看護師だけを対応するのではなくて、あるときは研修医の、あるときは医師の、またいろいろなそういう関係者もというようなことで、そういう常に住宅を利用していくというのは、これは大変いいことではないかなと思っております。

それで、今なかなかまだ検討中ということでございますが、都竹市長に伺いたいんですけども、看護師住宅ですけども、スケジュール感というのはどのように考えられていらっしゃいますか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

△市長（都竹淳也）

今ほど病院局長からもお話があったように、本当に新しく看護師で来てくれる人たちもいるものですから早く整備したいと思っていて、可能なら今年度中に着手したいという思いではいたんですが、先ほど申し上げましたように擁壁の部分と、今の建物を全部一体的に事業者をお願いをしていきたいと、これは役所がやると非常にこういうものは高くつくので、そういったところも一体的に民間の力で進めてもらいたいということで、そういったところの確認等を進めてきて、大体めどが立ったところではあったんです。

ただ、そこへ来て今の物価高騰とウッドショックがあって、特に恐らく鉄骨とかになってくると思うんですが、まだ価格が下げ止まらないどころか、どんどん上がり続けていて、事業費が今とても確定できる状態にないと、これは市の事業費というよりも、立ててくださる民間のほうの事業費が恐らくこの調子だと確定ができないということがあって、それで、もう少しその全体の物価、建設資材系の価格が落ち着いて、相場が落ち着いてこない、多分手を挙げてくれるところもなかなか手を挙げてくれないのではないかと、契約して終わるときに金額が上がってしまうということになりますので、したがって今はその状況を見極めている状態です。

なので、準備を進めていって、できるだけ早い時期に、何とかそうした医療従事者用の住まいを確保していきたいというふうに考えています。

○13番（葛谷寛徳）

今ありましたように、大変この経済の関係は混乱して、値上げの最中ですので、民間にとってはなかなか決断しにくい部分があるのではないかなと思います。その状況を見極めながら速やかに決断を行政もしていただければ順調に進むのではないかなと思います。

何といても看護師住宅等は、今ほどありましたように新しい看護師も県外からもいらっしゃいますので、これからも増えてくると思いますので、ぜひこの生活面での魅力あるものにしていただければ、ますます市民病院にとってもいいことでないかなと思います。そのように進めていただきたいと思います。以上で私の質問を終わります。

〔13番 葛谷寛徳 着席〕

◎議長（澤史朗）

以上で、13番、葛谷議員の一般質問を終わります。

◆閉会

◎議長（澤史朗）

以上で本日の日程は全て終了いたしました。明日の会議は午前10時からいたします。本日はこれにて散会いたします。お疲れ様でした。

（ 閉会 午後4時54分 ）

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

飛騨市議会議長

澤史朗

飛騨市議会議員（10番）

野村勝憲

飛騨市議会議員（11番）

籠山恵美子